

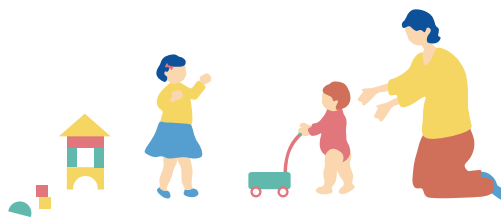
全国一番の子育て環境
のまちづくり



久御山町 こども計画



こどもまんなか
みんなの声が響く
くみやま



令和7年3月
久御山町



はじめに

久御山町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年3月に「久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定、令和2年3月に「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」に改定し、必要とされる子育て支援事業の量の見込みとその受け皿を確認するとともに、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいりました。



この間、国では、こどもの権利を保障し、こどもたちのすこやかな成長を社会全体で後押しするため、こどもに関する取組や政策をまんやかに据える「こどもまんなか社会」を掲げ、そのために必要な法整備とこども施策の基本的な方針等を示した「こども大綱」を閣議決定しました。

こうした国の動向を踏まえ、本町においても、改めて、こどもをまんやかに据えたまちづくりについて検討し、新たに「久御山町こども計画」を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、町の現状や子育て家庭へのニーズ調査の結果を分析するとともに、こどもたち自身からも意見聴取をし、こどもや子育て家庭にとってなにが最善かを考えました。その結果を踏まえ、この計画期間では、子育てにやさしいまちづくりや様々な困難を抱えるこどもと家庭への支援を重点的に取り組むこととしております。また、この計画では、対象を若者にまで拡充し、就労や生活基盤安定の支援など、18歳以上の若者への支援の内容についても記載をしております。

家庭、地域、学校、行政が一体となって、計画を推進し、本町が『全国一番の子育て環境のまち』となるよう努めてまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「久御山町子ども・子育て会議」の委員の皆さま、また、ニーズ調査などのアンケートやパブリックコメントに対してご協力をいただきました皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7（2025）年3月

久御山町長 信貴康孝

もくじ

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	こども計画に関わる法制度等の改正	2
第3節	京都府の取組	3
第4節	こども計画の概要	4
1	計画の位置付け	4
2	計画の対象及び「こども」「若者」の区分と表記について	5
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	6
第2章	久御山町のこどもを取り巻く状況	7
第1節	データからみる町の状況	7
1	人口、世帯の傾向	7
2	こどもの数の傾向	10
3	ひとり親世帯の傾向	12
4	婚姻状況の傾向	13
5	就労状況の傾向	14
6	仲よし学級の傾向	15
第2節	アンケート調査（ニーズ調査）からみる町の状況	17
1	調査の概要	17
2	調査の結果	18
第3節	アンケート調査（生活実態調査）からみる町の状況	34
1	調査の概要	34
2	調査の結果	36
第4節	若者からの意見聴取	46
1	調査の概要	46
2	調査の結果	46
第5節	第2期子ども・子育て支援プランの評価	51
	施策・事業の実施状況（計画期間：令和2（2020）～令和6（2024）年度）	51
第6節	現状と傾向のまとめ、求められるもの	52
	各種データからみる現状と傾向のまとめ	52
	アンケート調査結果からみる現状と傾向のまとめ	52
	若者からの意見聴取結果からみる現状と傾向のまとめ	53
	求められるもの	53

第3章 計画の基本的な方向性 55

第1節 計画の基本理念 55

第2節 計画の基本目標 56

基本目標1 子育てにやさしいまちづくり 56

基本目標2 こどもの居場所づくり 56

基本目標3 多様な学び・体験の機会づくり 57

基本目標4 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 57

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進 57

基本目標6 課題や困難を抱えるこどもや家族への支援 57

基本目標7 こどもの誕生前から幼児期までの支援 58

基本目標8 学童期・思春期の支援 58

基本目標9 18歳以上の若者への支援 58

基本目標10 子育て当事者への支援 58

第3節 施策の体系 59

第4章 施策の展開 61

基本目標1 子育てにやさしいまちづくり 61

施策1 子育てを支援する住・生活環境の整備 61

施策2 こどもの安全確保 62

施策3 子育てにやさしい地域づくり 64

施策4 こどもが意見を述べる機会づくり 65

基本目標2 こどもの居場所づくり 66

施策1 公園づくり 66

施策2 こどもの居場所づくり支援 67

基本目標3 多様な学び・体験の機会づくり 68

施策1 自然体験・環境学習の機会提供 68

施策2 多様な学びの機会づくり 69

施策3 歴史・芸術・文化・スポーツにふれる機会の提供 70

施策4 読書活動 71

施策5 生活習慣等の形成・定着 72

基本目標4 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供 73

施策1 保健・医療の提供 73

施策2 プレコンセプションケアの推進 74

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進 75

施策1 教育支援の充実 75

施策2 生活支援と就労支援の充実 76

施策3 経済的支援の充実 77

施策4	早期支援のための体制の強化.....	78
基本目標6	課題や困難を抱えるこどもや家族への支援	79
施策1	障害のあるこども・医療的なケアが必要なこども等への支援	79
施策2	児童虐待防止対策の推進	80
施策3	ヤングケアラーへの支援	81
施策4	いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱えるこどもへの支援	82
基本目標7	こどもの誕生前から幼児期までの支援	83
施策1	産前産後の支援充実と体制強化.....	83
施策2	就学前の教育・保育の充実	84
施策3	教育・保育環境の充実	85
基本目標8	学童期・思春期の支援	86
施策1	生きる力をはぐくむ教育	86
施策2	学校給食の充実	87
施策3	放課後の居場所づくりの推進.....	87
基本目標9	18歳以上の若者への支援.....	88
施策1	就労、生活基盤安定のための支援.....	88
施策2	若者にとって魅力ある地域づくりの推進	88
基本目標10	子育て当事者への支援	89
施策1	子育てへの悩みや不安の解消に向けた支援.....	89
施策2	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	90
施策3	ひとり親家庭への支援.....	91
施策4	仕事と子育ての両立を支援する環境の整備.....	92
第5章	子ども・子育て支援事業計画.....	93
第1節	第3期久御山町子ども・子育て支援事業計画とは	93
第2節	教育・保育提供区域の設定	93
第3節	量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計.....	94
1	量の見込みの基本的な考え方	94
2	町の将来人口の推計（住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計）	94
第4節	教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	95
1	こどもの認定区分	95
2	こどものための教育・保育給付	95
3	1～3号認定の量の見込みと確保方策.....	96
第5節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	98
1	利用者支援事業.....	98
2	地域子育て支援拠点事業.....	100
3	乳児家庭全戸訪問事業.....	101
4	妊婦健康診査事業	102

5	養育支援訪問事業	103
6	子育て世帯訪問支援事業.....	104
7	児童育成支援拠点事業.....	105
8	親子関係形成支援事業.....	106
9	子育て短期支援事業	107
10	一時預かり事業（一時保育事業）・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	108
11	時間外保育事業（延長保育事業）	110
12	幼稚園預かり保育	111
13	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	112
14	放課後児童健全育成事業（仲よし学級）	113
15	産後ケア事業	115
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	116
17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	117
18	多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	117
第6節	その他の基本的な取組.....	117
1	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	117
2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	117
第6章	計画の推進	118
第1節	住民や関係団体、企業等との連携	118
第2節	計画の進行管理	118
資料編		119
資料1	計画の策定経過	119
資料2	久御山町子ども・子育て会議条例	120
資料3	久御山町子ども・子育て会議 委員名簿.....	122

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

全国的に進行する少子化への対策として、国は、こどもに関する施策の充実に取り組んできました。しかし、こどもの数は減少傾向が続き、また、児童虐待相談や不登校の件数も増加傾向であり、こどもを取り巻く状況は深刻となっています。

こうした中で、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会の構築をめざして、令和5年4月「こども基本法」が施行されました。同法は、こどもに関する施策を社会全体で強力に推進していくための包括的な基本法であり、同年12月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、こどもに関する施策の基本的な方針や重要とされる事項が示されたところです。

本町では、平成27（2015）年度に「久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定し、すべてのこどものすこやかな成長と子育て家庭への支援の充実をめざして、教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策を総合的に推進し、その後、令和2（2020）年3月に「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」を策定し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や支援ニーズの変化に対応し、引き続き計画的に施策を推進してきました。

今回、「第2期久御山町子ども・子育て支援プラン」が令和6（2024）年度で計画期間を満了するため、新たに、「こども基本法」第10条第2項に基づく「久御山町こども計画」を策定します。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困※の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定し、こども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。

今後、この計画に基づき、本町において、次代を担うすべてのこどもが、心身ともに健康で、安全に安心して育っていくことができるよう『全国一番の子育て環境のまちづくり』を推進します。

※ こどもの貧困とは

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。（こども家庭庁 HP より引用）

第2節 こども計画に関わる法制度等の改正

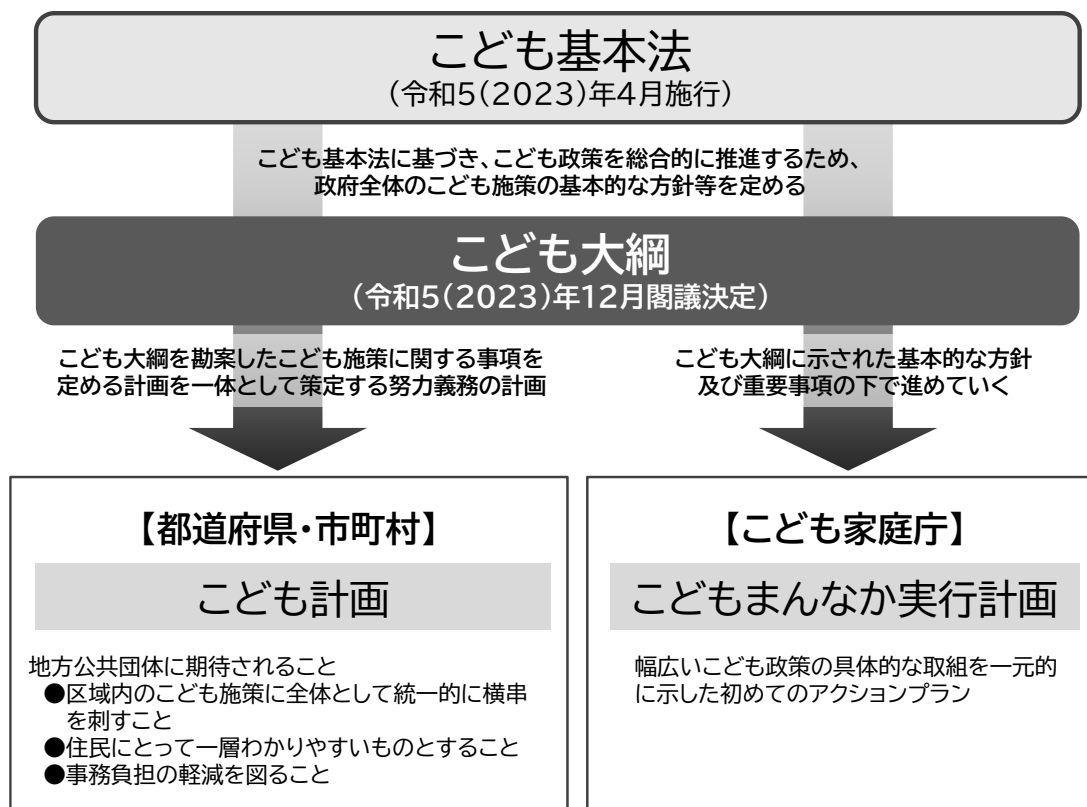
こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■こども施策の推進に向けた6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

■こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画の関係性



第3節 京都府の取組

(1) 京都府子育て環境日本一推進戦略

京都府では、令和元（2019）年9月に「子育て環境日本一推進戦略」を策定し、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、教育・保育、就労に至るまでの切れ目のない支援を行いながら、オール京都で、子育てにやさしい風土づくり、まちづくり、職場づくりに取り組んでいます。

その後、少子化の加速化やコロナ禍など、子どもや子育て世代をめぐる環境が大きく変化していることから、令和5（2023）年12月に同戦略を改定し、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向けて引き続き取り組んでいます。

■「京都府子育て環境日本一推進戦略」の4つの目指す社会像

1. 子どもにとっての「子育て環境日本一」
・全ての子どもがひとしく健やかに成長し、未来に希望を持てる社会 ・子どもの生き活きとした姿が地域の中で響きわたり、にぎわう社会
2. 子育て世代にとっての「子育て環境日本一」
・子育て世代が孤立せず、社会からあたたかく見守られていると感じる社会 ・お互いの生き方を尊重し、全ての子育て世代の希望が実現する社会
3. 若者にとっての「子育て環境日本一」
・結婚や妊娠、出産を願う人の希望が叶えられ、希望の働き方や暮らし方が実現できる社会 ・若者が地域において働く場を得られ、未来に希望を持てる社会
4. 地域、企業、学校などにとっての「子育て環境日本一」
・文化や産業といった地域の魅力や強みを受け継ぎ、発展させ、未来へと繋いでいくことができる社会 ・社会の一員として、子育てに伴う喜びや負担、苦労を子育て世代と分かち合うことができる社会

(2) 京都府こども計画

京都府では、令和2（2020）年3月に策定した「京都府子ども・子育て応援プラン（第2期京都府子ども・子育て支援事業計画）」が、令和7（2025）年3月に計画期間を満了することから、次期計画として「第3期京都府子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、その他の「京都府子どもの貧困対策推進計画」、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を含めた3つの計画を「京都府こども計画」として位置づけました。

また、同計画は、先の「京都府子育て環境日本一推進戦略」の内容も踏まえたものとなっています。

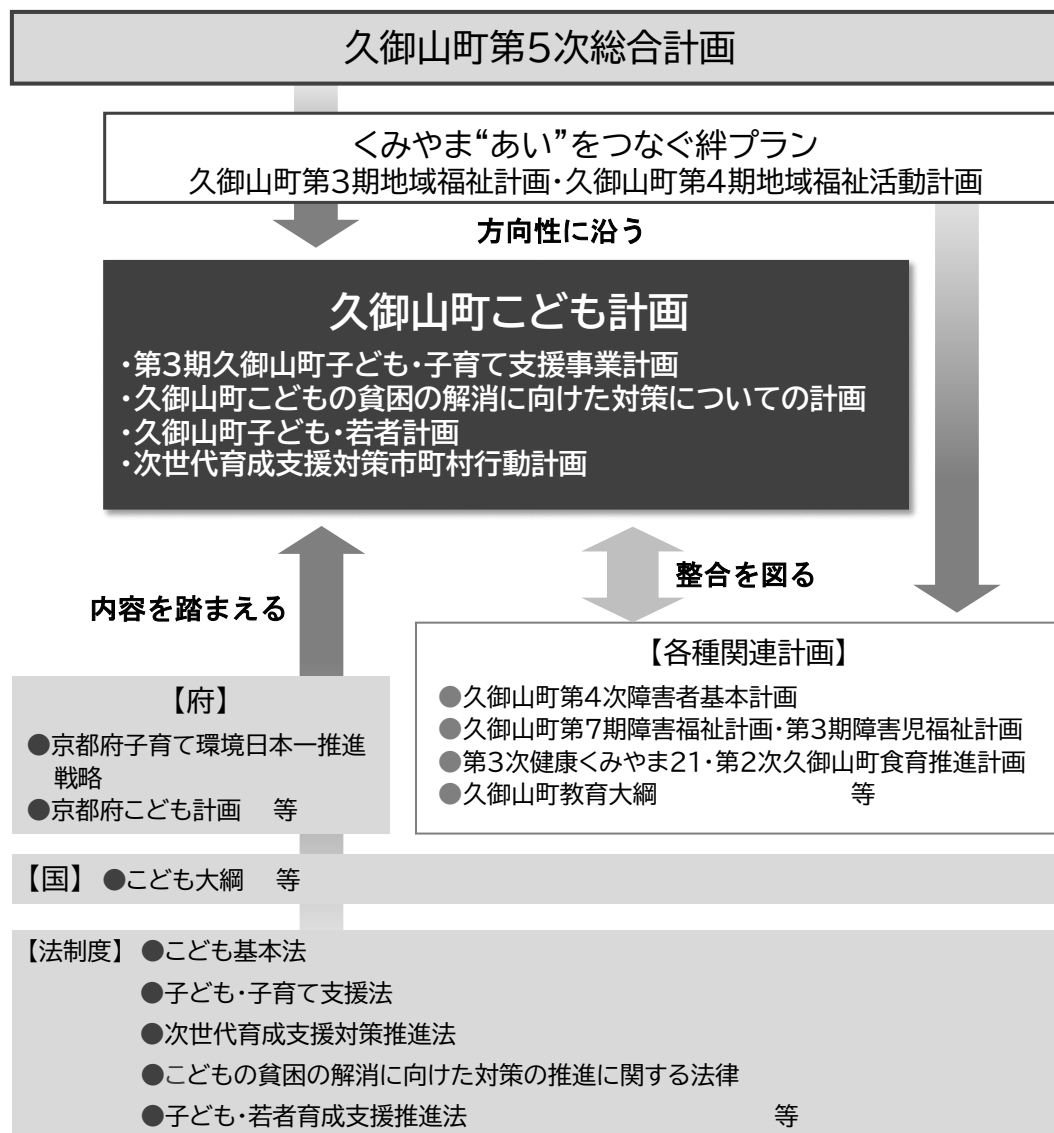
第4節 こども計画の概要

1 計画の位置付け

久御山町こども計画（以下、「本計画」という）は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく①「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく②「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく③「市町村子ども・若者計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく④「市町村行動計画」を一体的に策定し、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、こども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。

さらに、町の最上位計画である「久御山町第5次総合計画」及び福祉分野の上位計画である「くみやま“あい”をつなぐ絆プラン 久御山町第3期地域福祉計画・久御山町第4期地域福祉活動計画」の方向性に沿ったものとします。また、町の各種関連計画と整合を図るとともに、府の「京都府子育て環境日本一推進戦略」など子ども・子育て関連計画等の内容を踏まえて策定するものです。

■本計画とその他の計画等との関係性

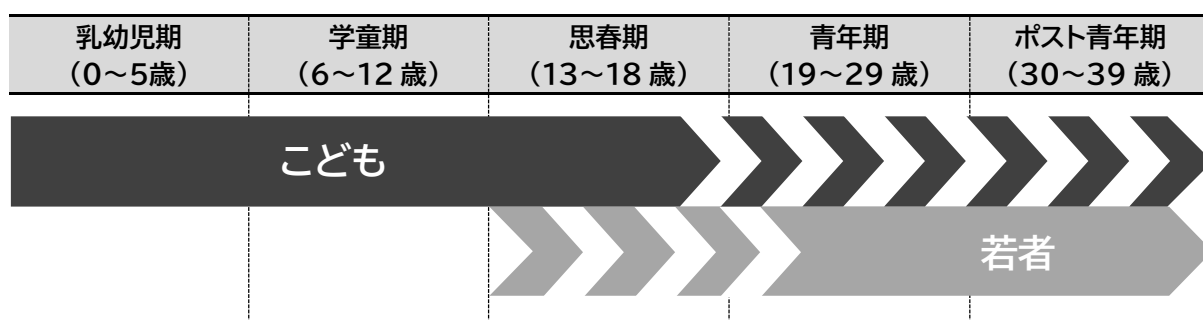


2 計画の対象及び「こども」「若者」の区分と表記について

こども・若者・子育て当事者、こどもを取り巻く社会（家庭、地域、学校、行政、事業所等）を対象とします。こどもの対象年齢については、「こども基本法」の定義に基づき、心身の発達過程にある者（おおむね39歳まで）とします。

また、「こども」「若者」の区分については、「こども大綱」のとおり※¹とし、表記については、国で示された表記方法を準用し、特別な場合※²を除き、「こども」を用いることとします。18歳から39歳への施策であることを明確にする必要がある場合等は、特に「若者」と記載する場合があります。

■本計画における「こども」「若者」の区分



※1 こども大綱における「こども」「若者」の区分

「こども」とは、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

※2 特別な場合の判断

- ①法令に根拠がある語を用いる場合
- ②固有名詞を用いる場合
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

■本計画の期間

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期久御山町子ども・子育て支援プラン									
				見直し	久御山町こども計画(本計画)				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては「久御山町子ども・子育て会議」において、計画内容、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。

また、就学前や小学生の保護者、並びに小学生、中学生を対象としたアンケート調査の実施によりこどもへの意見聴取の機会を設け、本町のこども・子育てに関する状況やニーズ、生活困窮状況、こどもが必要とするものなどの把握に努めました。

● 久御山町子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、こどもの保護者や子ども・子育て支援事業に従事する者などで構成された合議制の機関であり、計画内容について検討を行いました。

● ニーズ調査の実施

本調査は、本計画の策定にあたり、就学前から小学生までの保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

● 生活実態調査の実施

本調査は、本計画のうち、特にこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定にあたり、小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生のこどもとその保護者を対象に実施しました。

● こどもの意見聴取

本調査は、「こども基本法」に基づくこどもへの意見聴取の一環として、本町のこどものニーズを把握し、町の施策へ反映することを目的に、「町政モニター制度」へのアンケート、「二十歳のつどいでのアンケート」を実施しました。

● パブリックコメントの実施

本町の公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、住民の皆様から広く意見を募集し、計画への反映に努めました。また、久御山中学校のこどもたちに啓発チラシにより、意見を募集し、若い世代の意見聴取に努めました。

第2章 久御山町のこどもを取り巻く状況

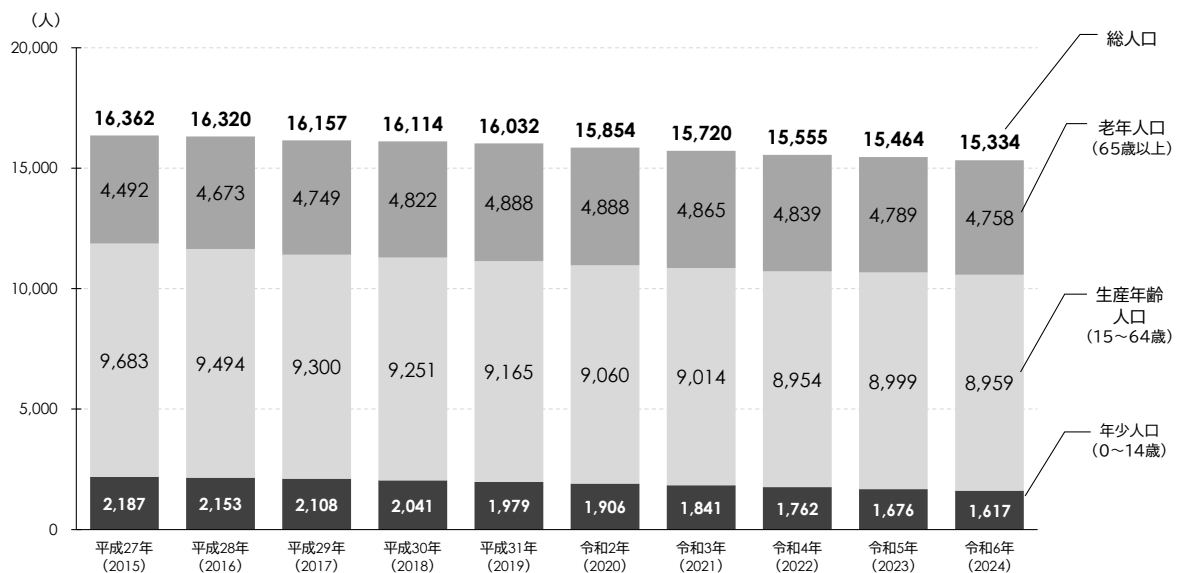
第1節 データからみる町の状況

1 人口、世帯の傾向

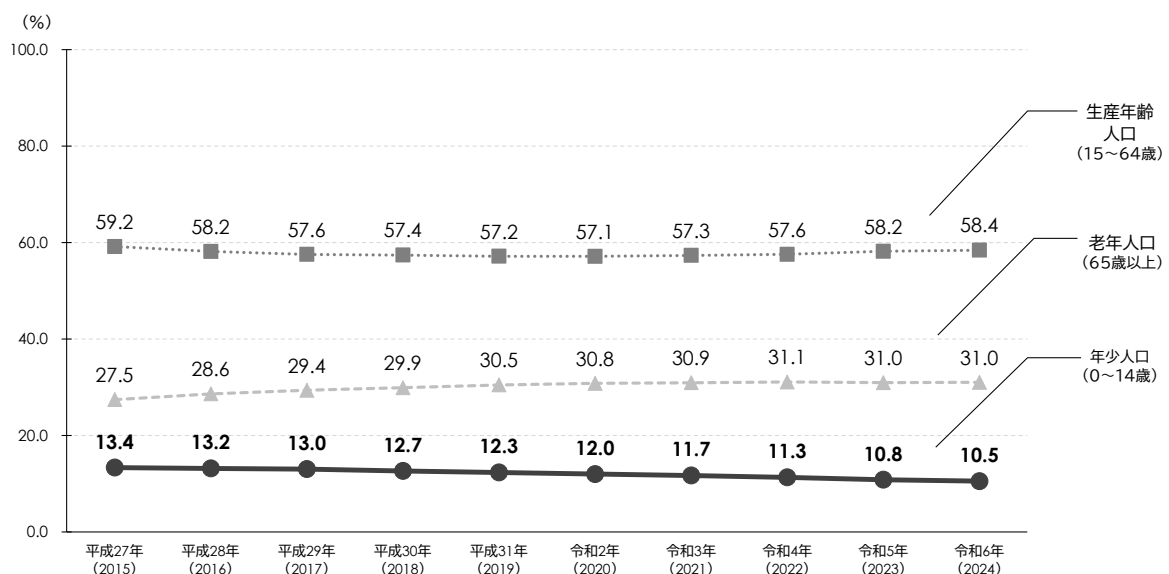
(1)人口の推移

町の総人口は緩やかな減少傾向で推移しており、令和6(2024)年は15,334人となっています。年少人口(0～14歳)の人口推移をみると、平成27(2015)年の2,187人から令和6(2024)年には570人減って1,617人となっており、総人口に占める割合は10.5%となっています。

■久御山町の人口推計(年齢3区分別)



■久御山町の人口割合の推移(年齢3区分別)

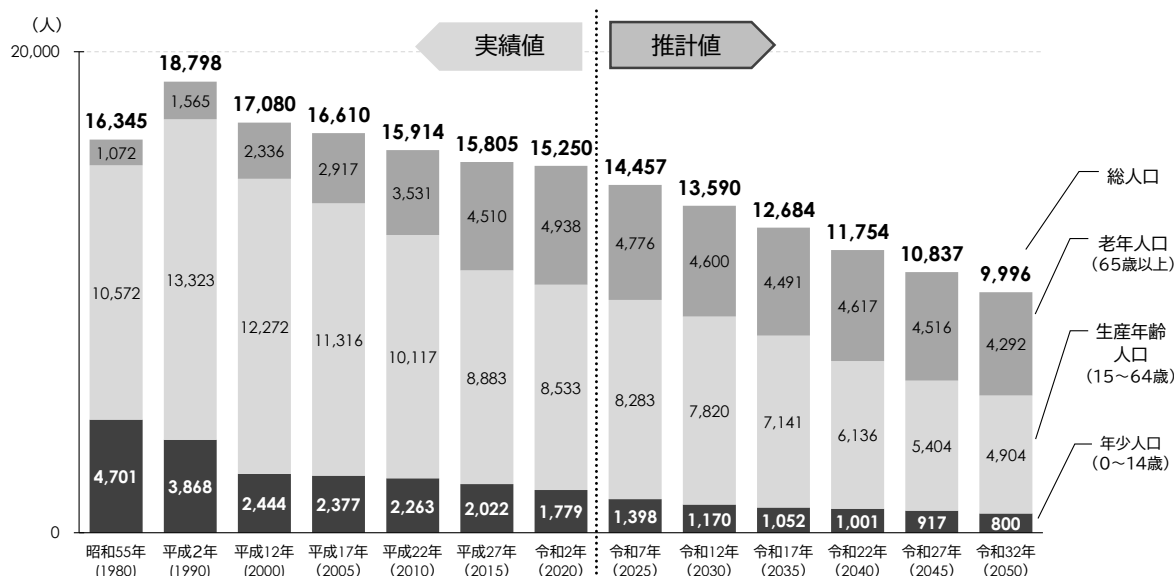


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

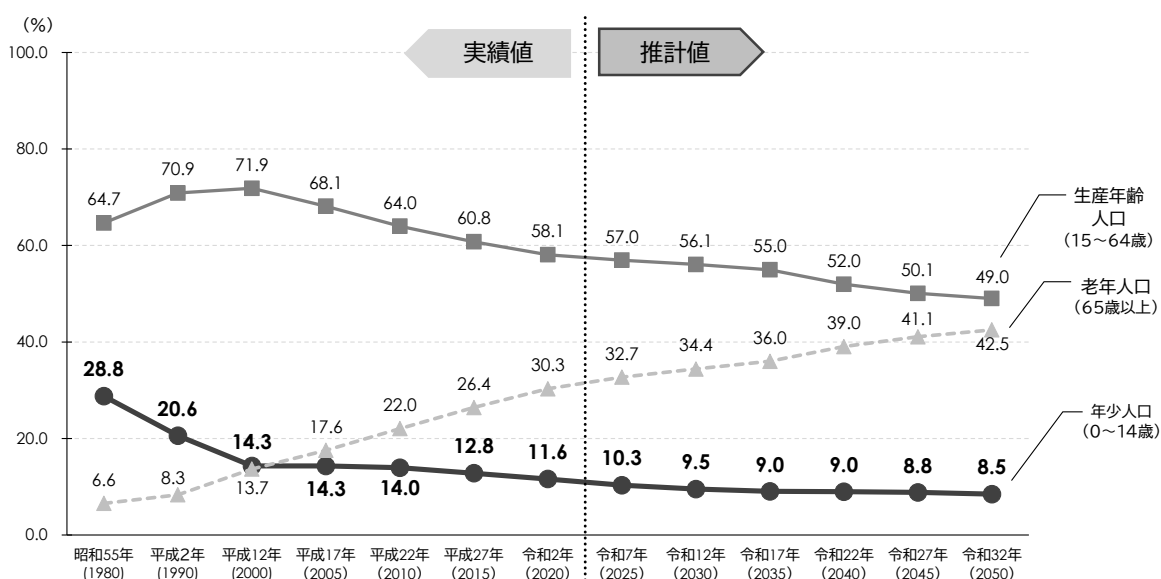
(2) 人口の推計

町の総人口は令和 7（2025）年以降減少傾向で推移し、令和 32（2050）年では 9,996 人となる予測です。年少人口（0～14 歳）の推移をみると、令和 2（2020）年の 1,779 人が、令和 32（2050）年には 800 人まで減少する予測です。

■久御山町の人口推計（年齢 3 区分別）



■久御山町の人口割合の推計（年齢 3 区分別）



資料：昭和 55（1980）～令和 2（2020）年の人口は、国勢調査（各年 10 月 1 日時点）の実績値、令和 7（2025）年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計で、令和 2（2020）年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和 5（2023）年時点の公表データ

注）総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

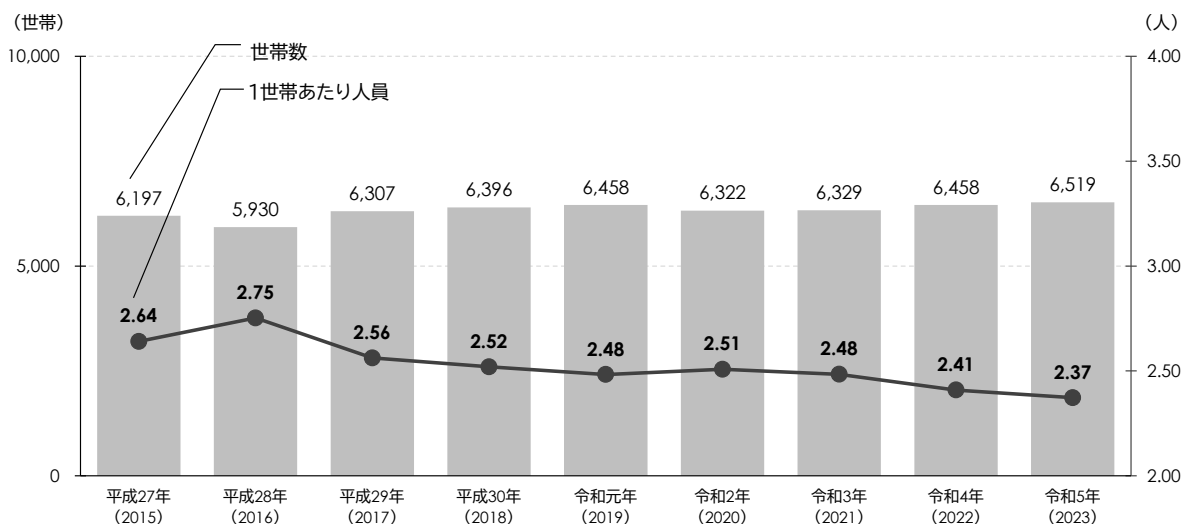
(3)世帯の推移

町の世帯数は増加傾向で推移しており、令和5（2023）年には6,519世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成27（2015）年の2.64人から令和5（2023）年には0.27人減って2.37人となっています。

また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯は減少傾向で推移しており、18歳未満のこどもがいる世帯全体における核家族世帯の割合の傾向は全国、京都府と大きく変わりませんが、わずかに低く推移しています。

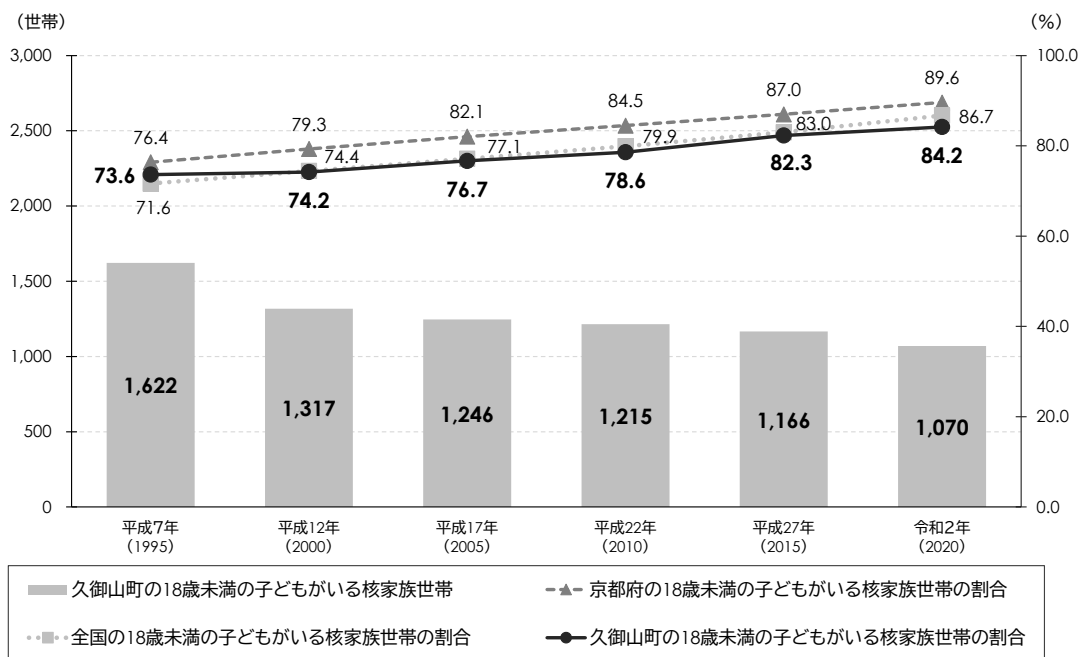
■久御山町の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：京都府保健福祉統計（各年10月1日時点）

注）1世帯あたり人員は、世帯数を住民基本台帳に基づく総人口で除した値です。

■全国、京都府、久御山町の18歳未満のこどもがいる核家族世帯数及び割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

注）18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は、18歳未満のこどもがいる核家族世帯数を18歳未満のこどもがいる一般世帯数で除した値です。

2 こどもの数の傾向

(1) 出生数の推移

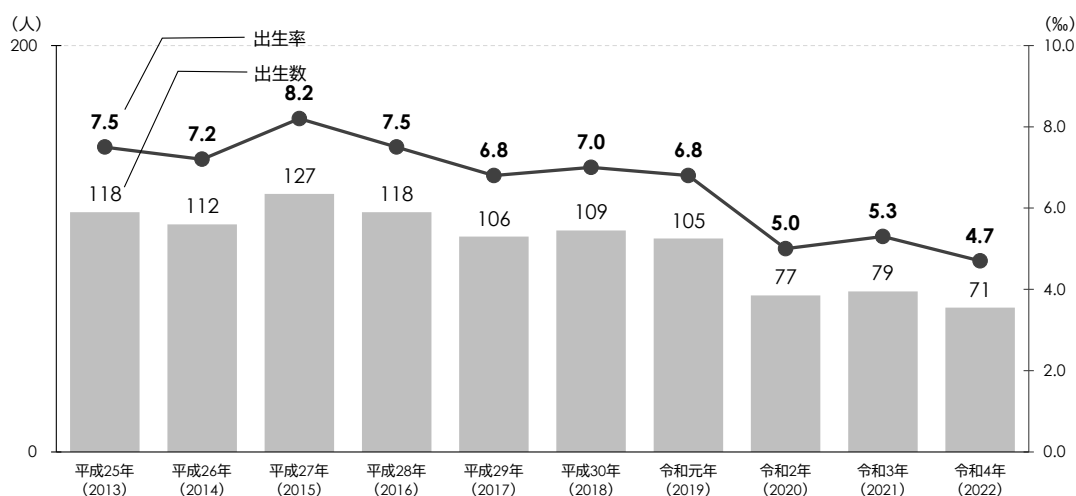
町の出生数は、年による増減はあるもののおおむね減少傾向で推移しており、平成 25（2013）年は 118 人でしたが、令和 4（2022）年では 71 人となっています。また、出生率※¹も同様に減少傾向で推移しており、平成 25（2013）年は 7.5‰（パーミル）※²でしたが、令和 4（2022）年には 4.7‰（パーミル）※²となっています。

町の出生率を全国、京都府と比較してみると、全国と京都府より低い値で推移しています。

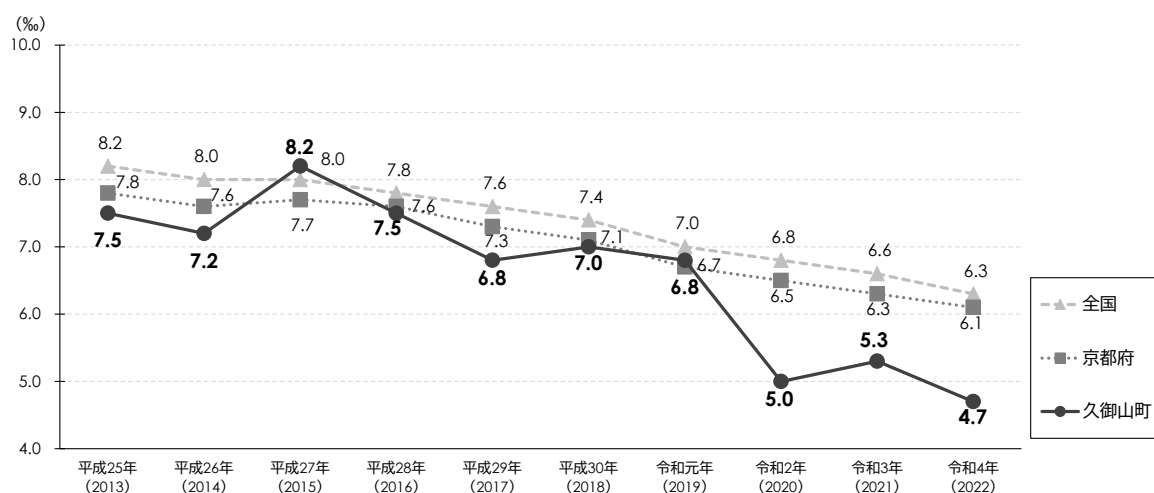
※ 1 出生率とは、人口 1,000 人あたりの 1 年間の出生数の割合

※ 2 ‰（パーミル）とは、1,000 分の 1 の単位で、％（パーセント）の 10 分の 1

■久御山町の出生数、出生率の推移



■全国、京都府、久御山町の出生率の推移

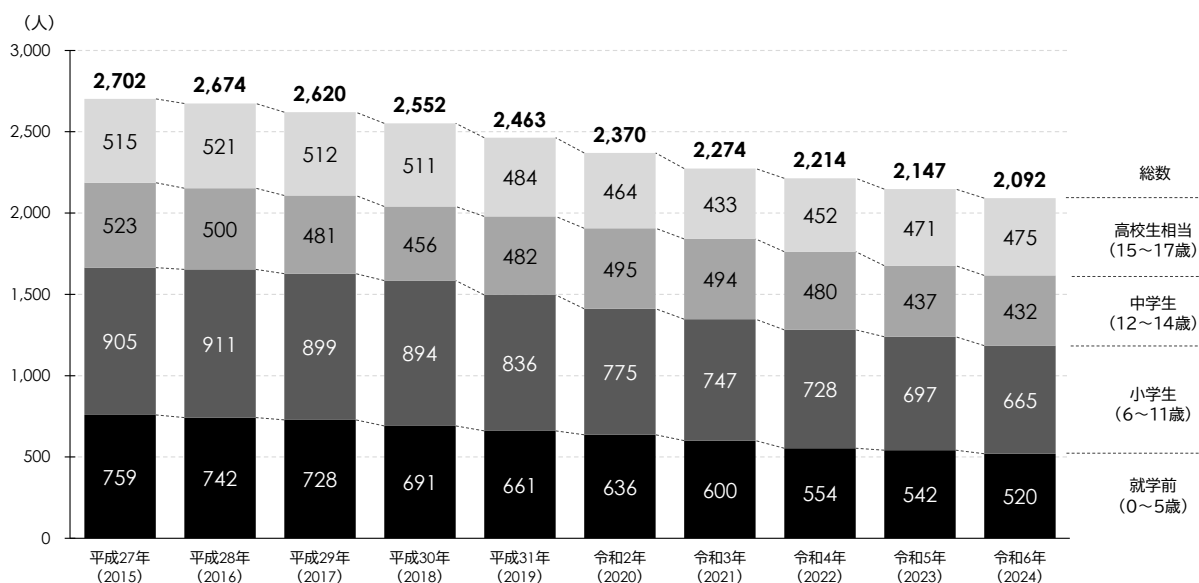


資料：京都府保健福祉統計（人口動態）（各年 10 月 1 日時点）

(2) 年齢層別のこどもの数の推移

町のこどもの数は、各年齢ともおおむね減少傾向で推移しています。

■久御山町の年齢層別のこどもの数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

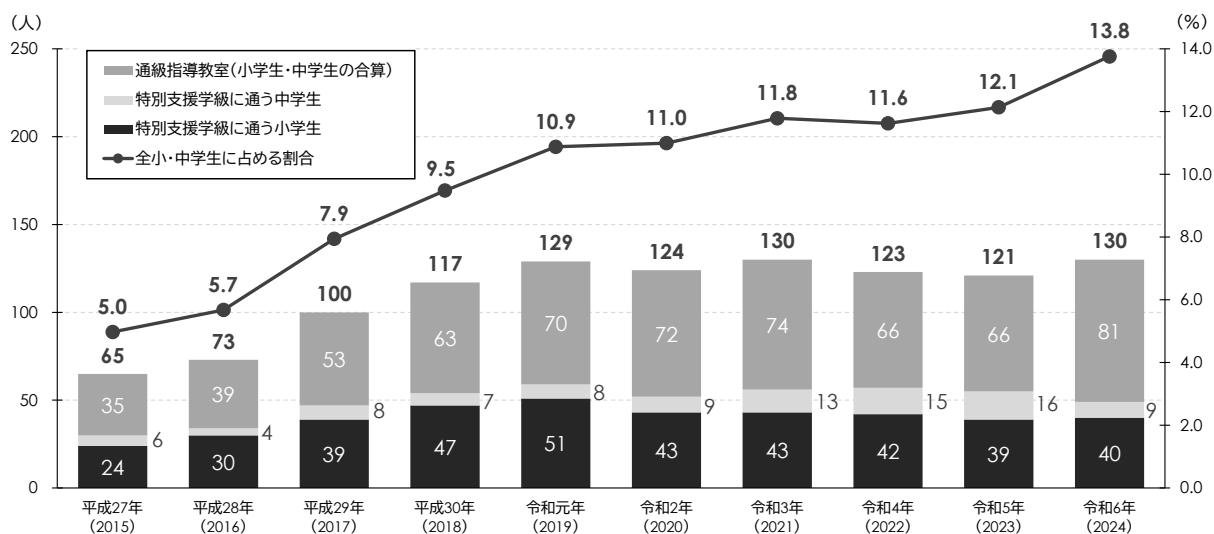
(3) 18歳未満の障害のあるこども等の推移

町の特別支援学級に通っているこどもの数は、令和元（2019）年まで増加傾向で推移し、その後は増減を繰り返しながらおおむね横ばいの傾向で、令和6（2024）年は49人となっています。

また、通級指導教室に通うこどもの数についても、平成30（2018）年までは増加傾向で推移し、その後は増減を繰り返しながらおおむね横ばいの傾向で、令和6（2024）年は66人となっています。

一方、全小・中学生に占める障害のあるこどもの割合はおおむね増加傾向で推移しており、平成27（2015）年の5.0%から令和6（2024）年では13.8%まで増加しています。

■久御山町の特別支援学級・通級指導教室に通うこどもの数の推移

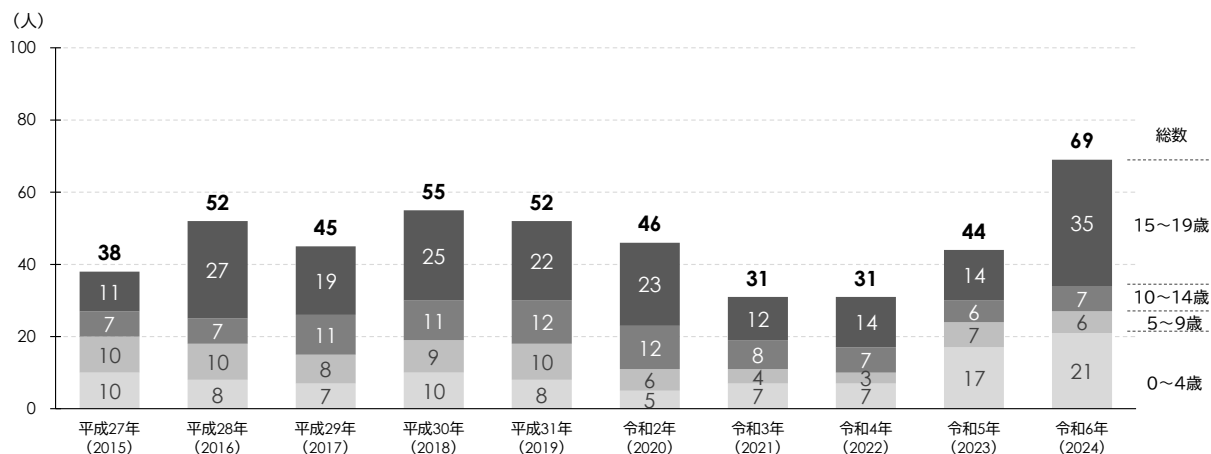


資料：学校教育課（各年5月1日時点）

(4) 外国籍のこどもの推移

町の 20 歳未満の外国籍のこどもの推移をみると、増減を繰り返していますが、直近の令和 4（2022）年以降は増加傾向で推移しています。また、平成 27（2015）年は 38 人でしたが、令和 6（2024）年では 69 人となり、10 年間で 2 倍近く増加しています。

■久御山町の年齢区分別外国籍のこどもの推移



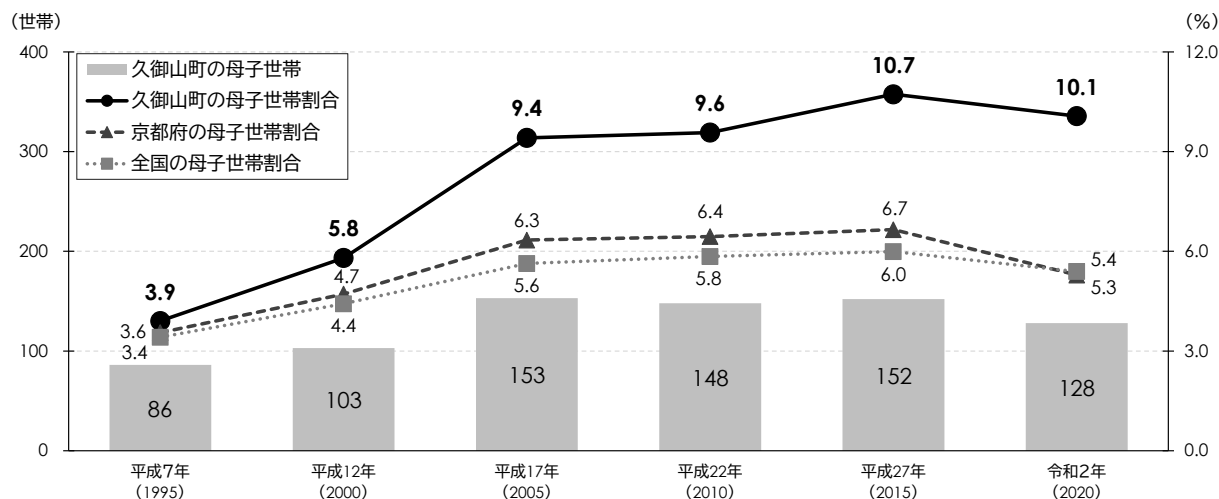
資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日時点）

3 ひとり親世帯の傾向

(1) 18 歳未満のこどもがいる母子世帯の推移

町の 18 歳未満のこどもがいる母子世帯の推移をみると、母子世帯は平成 7（1995）年から増加し、平成 17（2005）年以降は横ばいとなり、令和 2（2020）年に減少して 128 世帯となっています。また、18 歳未満のこどもがいる一般世帯に占める母子世帯の割合を全国、京都府と比べてみると、母子世帯は全国、京都府より高い値で推移しており、令和 2（2020）年には全国、京都の値の 2 倍近い 10.1% となっています。

■久御山町の 18 歳未満のこどもがいる母子世帯数及び全国、京都府を含む割合の推移



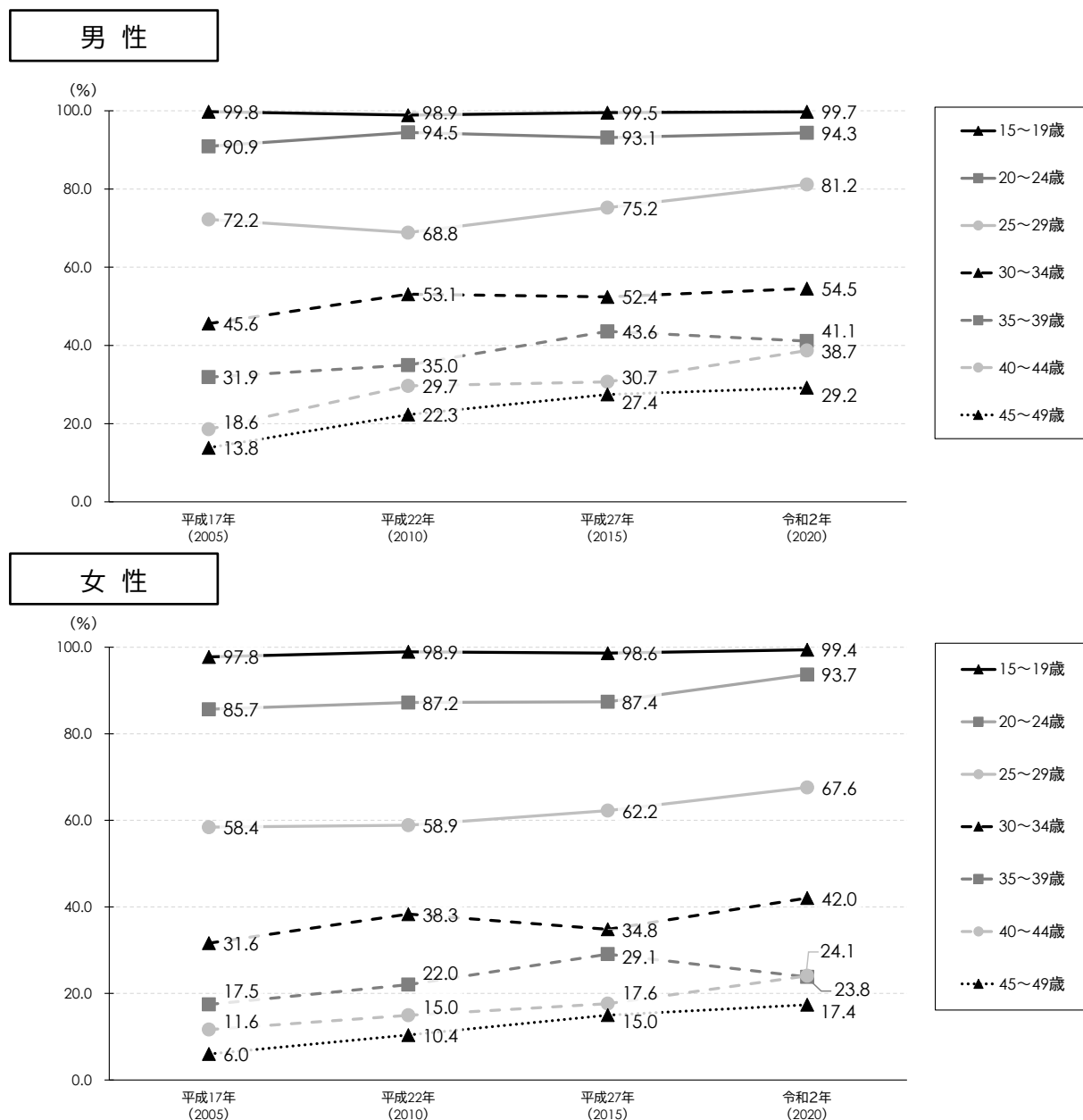
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

4 婚姻状況の傾向

(1) 男性・女性の年齢別、未婚割合の推移

町の男性・女性の年齢別（10 歳代～40 歳代）の未婚率（結婚していない人の割合）をみると、平成 17（1995）～令和 2（2020）年にかけて、男女ともに 10 歳代、20 歳代はほぼ横ばいで推移していますが、男性の 40 歳～49 歳、女性の 30 歳～34 歳と 40 歳～44 歳では 1 割以上の増加があり、特に男性の 40～44 歳では 2 割程度の増加になっています。

■久御山町の男性・女性の年齢別（10 歳代～40 歳代）未婚率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

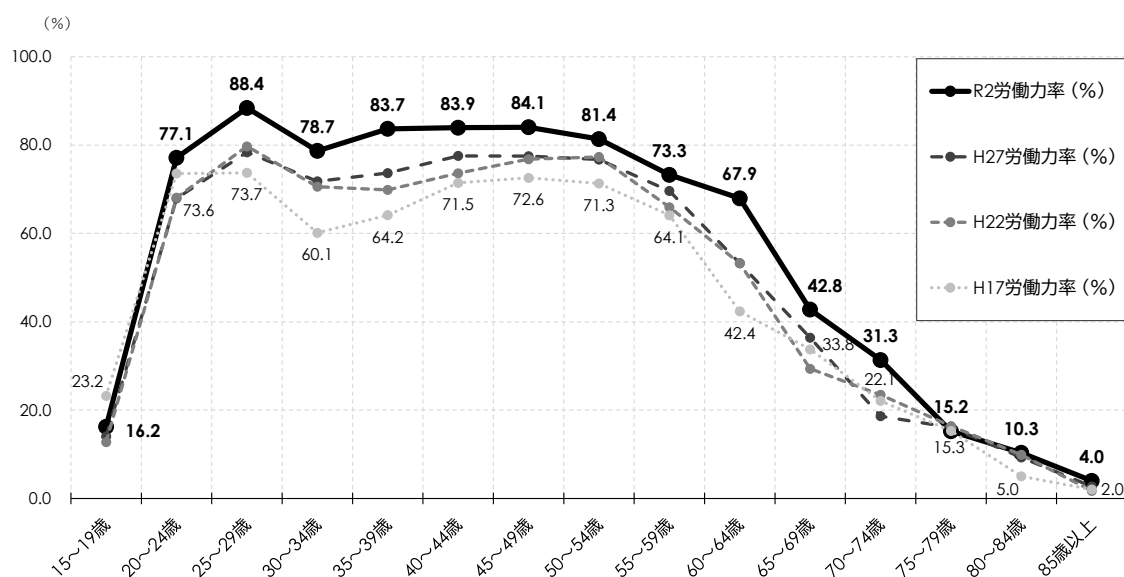
5 就労状況の傾向

(1) 年齢別女性の労働力率の推移

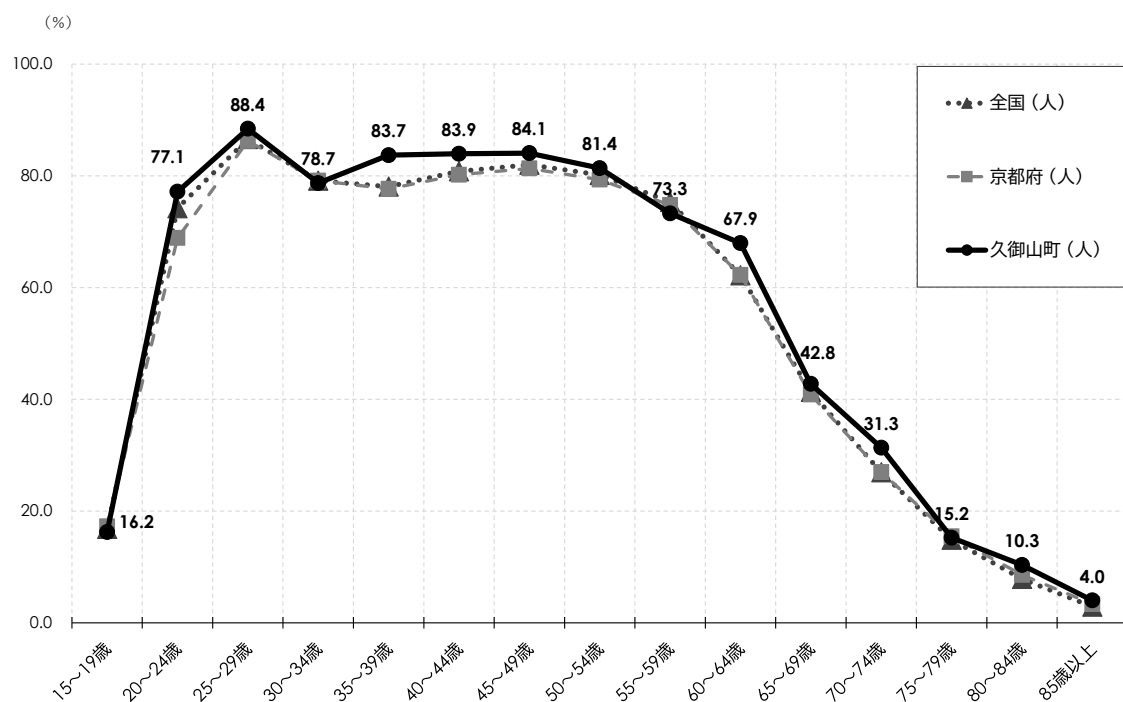
町の年齢別女性の労働力率（就労している女性の割合）をみると、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて、ほとんどすべての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児期の年齢層にあたる 20 代後半～40 歳代をみると、段階的に増加している傾向がみられます。

また、令和 2（2020）年時点での町の年齢別女性の労働力率を全国、京都府と比較すると、おおむね同じ傾向ですが、30 代後半～40 歳代はわずかに高い値となっています。

■久御山町の年齢別、女性の労働力率の推移



■全国、京都府、久御山町の年齢別、女性の労働力率（令和 2（2020）年時点）



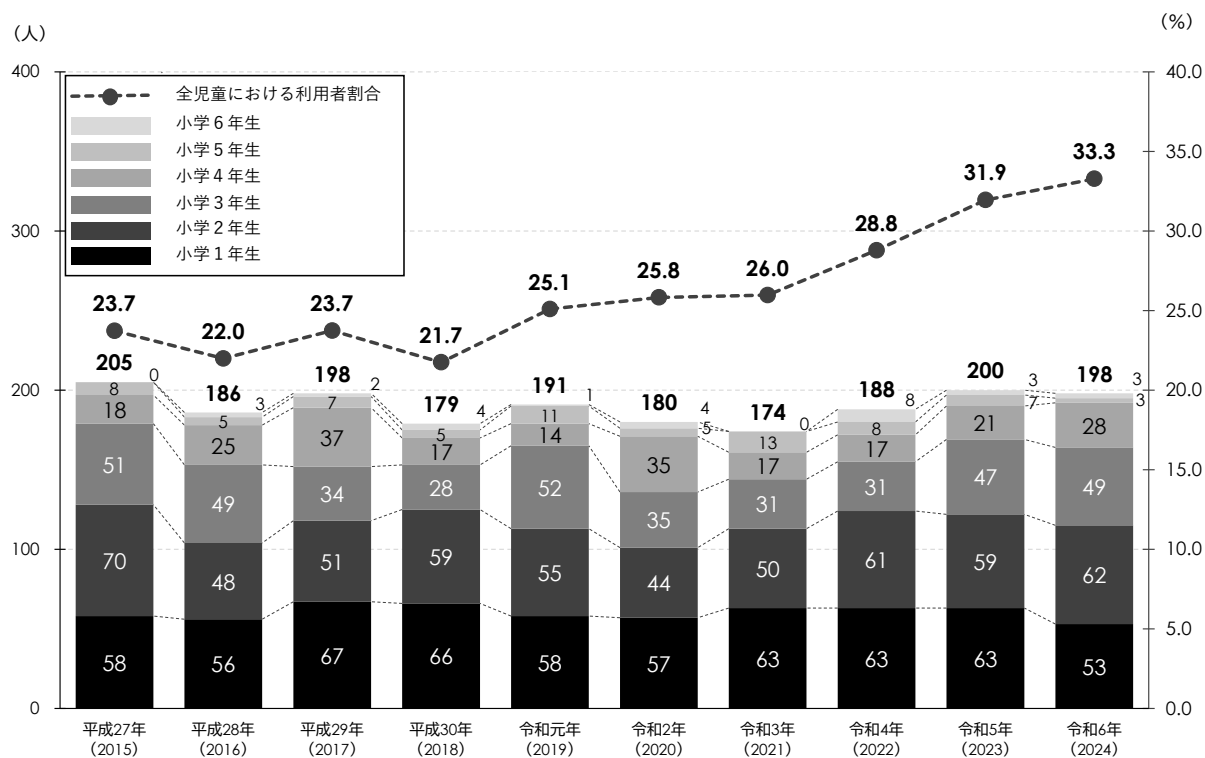
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

6 仲よし学級の傾向

(1) 仲よし学級利用者数の推移

仲よし学級※の利用者数は、平成 27（2015）年から令和 6（2024）年にかけて、増減を繰り返しながら推移していますが、おおむね横ばいの傾向で、令和 6（2024）年は 198 人となっています。一方、利用者割合では、平成 27（2015）年の 23.7%から令和 6（2024）年には 9.6 ポイント増加して 33.3%となっています。

■久御山町の学年別、仲よし学級利用者数及び利用者割合の推移



資料：生涯学習応援課（各年 5 月 1 日時点）

※ 仲よし学級

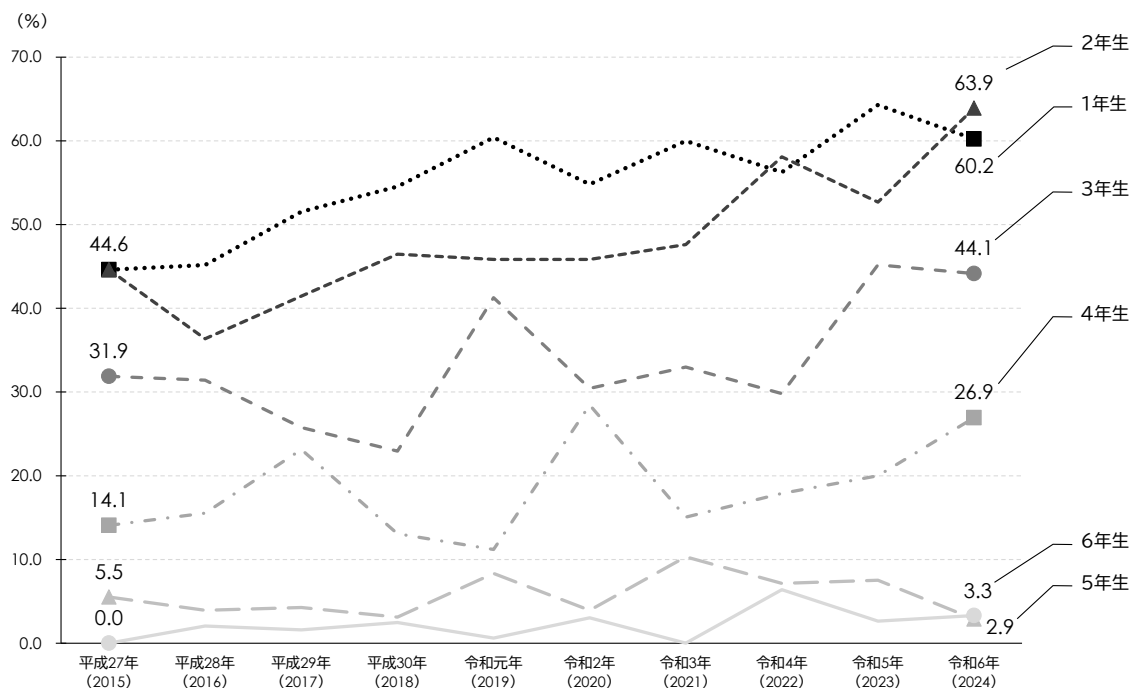
仲よし学級は、正式名称を「放課後児童健全育成事業」といい、他市町村では「放課後児童クラブ」という名称の施設として利用されていることもあります。そのため、93 ページ以降の「第5章 子ども・子育て支援事業計画」では、「放課後児童健全育成事業(仲よし学級)」という表記となっています。

(2) 仲よし学級利用者割合の推移

10 年間の利用者割合の動向を学年別にみると、小学 1～4 年生がおおむね増加傾向で推移しており、令和 6（2024）年の低学年（小学 1～3 年）のうち、小学 1～2 年生は児童の 60%以上と高く、小学 3 年生も 40%以上が利用しています。

また、高学年（小学 4～6 年生）のうち、小学 4 年生は平成 27（2015）年の 14.1%から令和 6（2024）年では 26.9%と増加しています。一方、小学 5、6 年生は 10%を超える年度もありましたが、おおむね 10%未満の利用率で推移しており、全体として低い傾向がみられます。

■久御山町の学年ごとの仲よし学級利用者割合の推移



	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
1 年生	44.6%	45.2%	51.5%	54.5%	60.4%	54.8%	60.0%	56.3%	64.3%	60.2%
2 年生	44.6%	36.4%	41.5%	46.5%	45.8%	45.8%	47.6%	58.1%	52.7%	63.9%
3 年生	31.9%	31.4%	25.8%	23.0%	41.3%	30.4%	33.0%	29.8%	45.2%	44.1%
4 年生	14.1%	15.5%	23.1%	13.1%	11.2%	28.5%	15.0%	17.9%	20.0%	26.9%
5 年生	5.5%	3.9%	4.3%	3.1%	8.3%	3.9%	10.3%	7.1%	7.5%	2.9%
6 年生	0.0%	2.1%	1.6%	2.5%	0.6%	3.0%	0.0%	6.4%	2.6%	3.3%

資料：生涯学習応援課（各年 5 月 1 日時点）

注）学年別の仲よし学級利用者数を学年別のこどもの数で除した値です。

第2節 アンケート調査(ニーズ調査)からみる町の状況

1 調査の概要

(1) 調査の対象

調査票名	調査対象の概要
就学前票	就学前のこどもがいるご家庭
小学生票	小学生のこどもがいるご家庭

(2) 調査の時期及び方法

【調査時期】 令和6（2024）年2月13日（火）～2月29日（木）

【調査方法】 郵送配付・回収／WEB 調査

(3) 配付・回収状況

調査対象	配付数	回収数	回収率
就学前票	533 票	227 票	42.6%
小学生票	670 票	260 票	38.8%

2 調査の結果

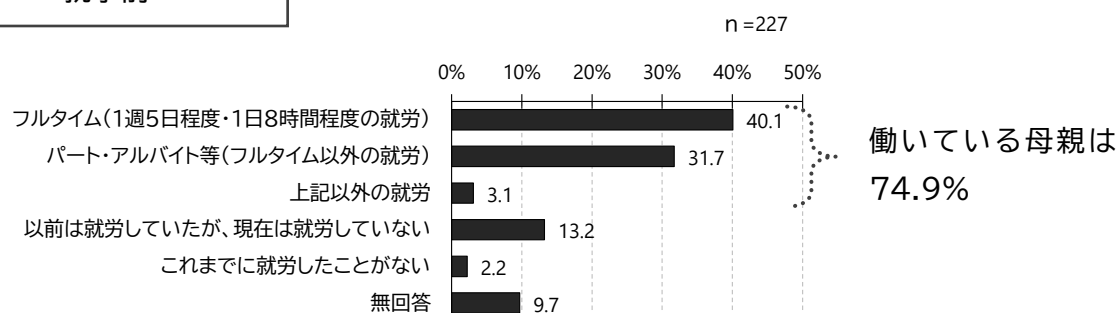
(1) 就労形態の変化に伴う教育・保育ニーズの変化について

▼母親の就労形態について

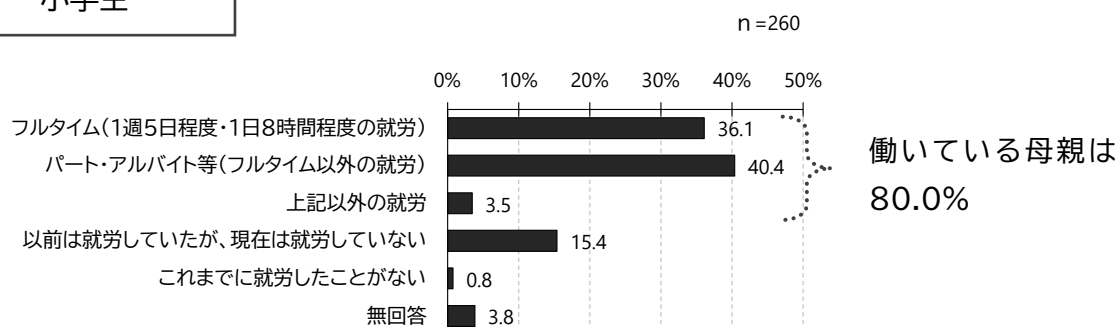
母親の就労形態について、就学前は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が40.1%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が31.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.2%となっています。

小学生は、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が40.4%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が36.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が15.4%となっています。

就学前



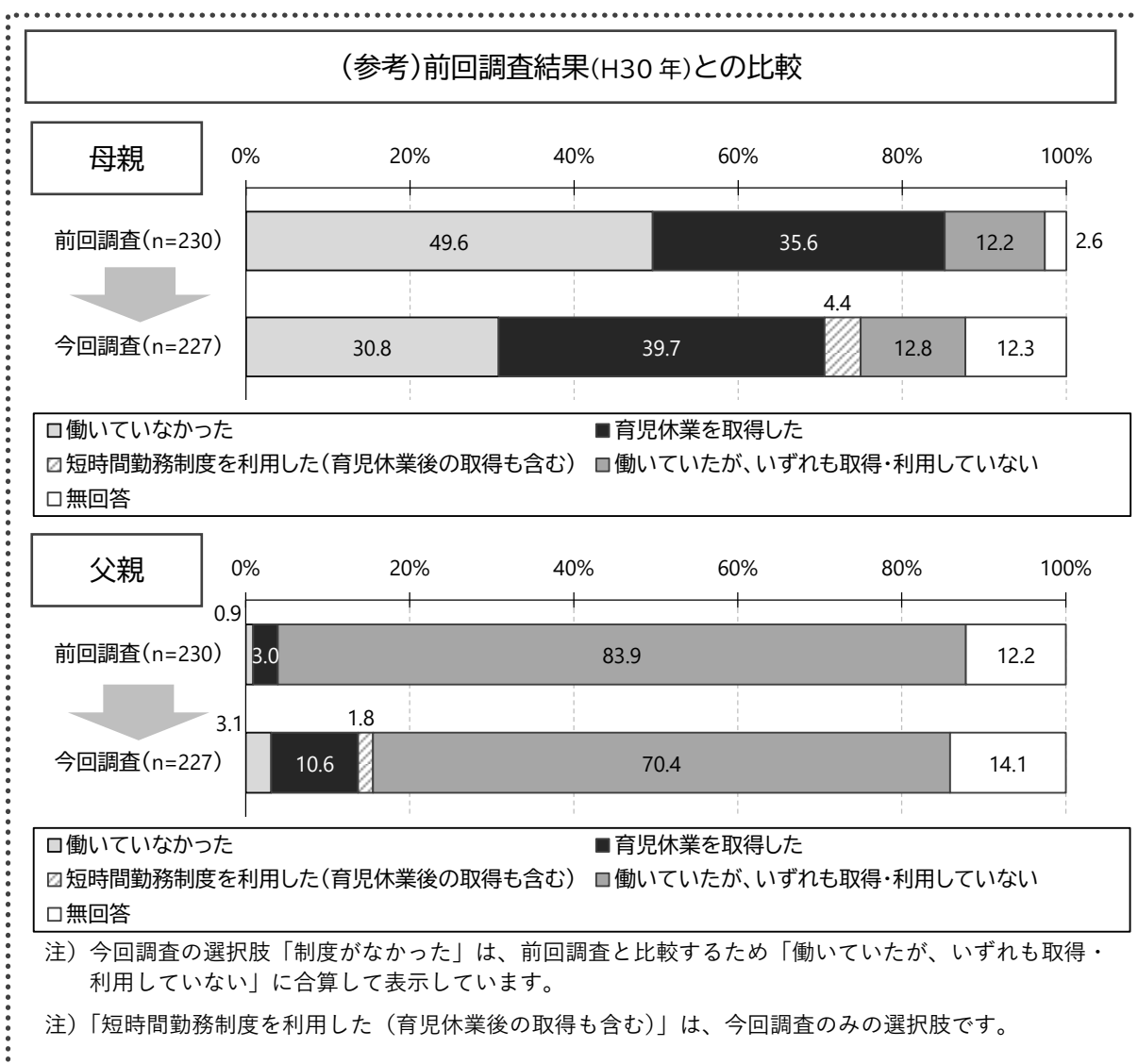
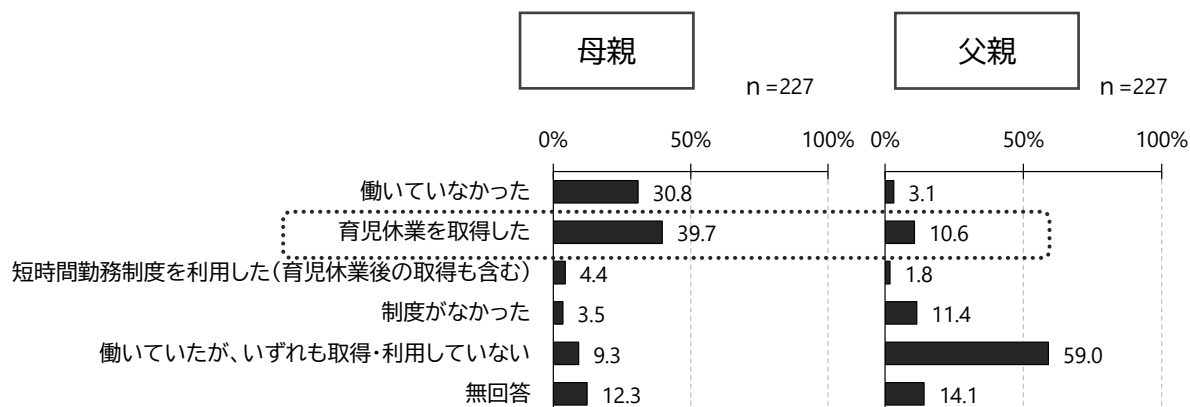
小学生



▼育児休業の取得状況について<就学前のみ>

育児休業制度利用の有無について、母親は「育児休業を取得した」が 39.7%、父親は 10.6% となっています。

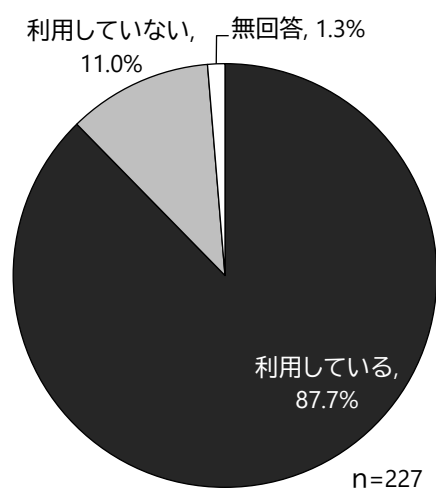
『前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、「育児休業を取得した」は母親、父親とも増加傾向がみられ、母親は前回調査結果から 4.1 ポイント、父親は 7.6 ポイント増加しています。



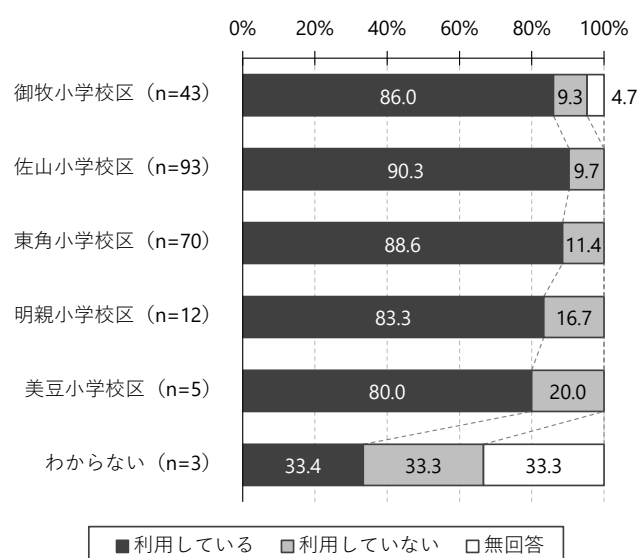
▼「定期的な」教育・保育の利用状況について<就学前のみ>

こども園などの教育・保育の利用の有無について「利用している」は87.7%となっています。『地区別クロス集計』をみると、すべてが8割以上の利用状況で、佐山小学校区が90.3%と最も多くなっています。

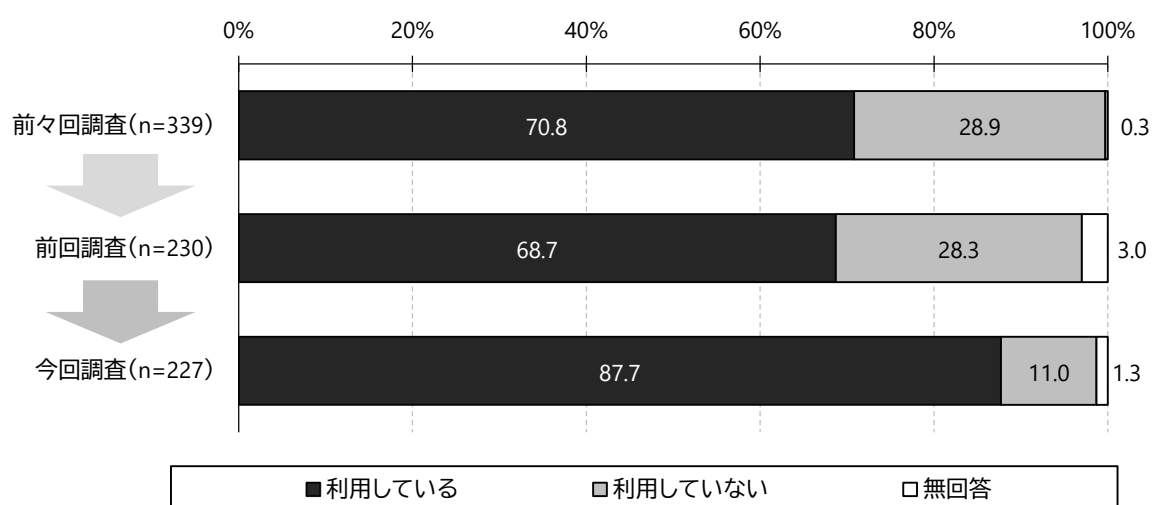
『前々回調査結果（H25年）、前回調査結果（H30年）との比較』をみると、「利用している」は前々回調査が70.8%、前回調査が68.7%、今回調査が87.7%で、過去の調査時より利用率が増加しています。



【地区別クロス集計】



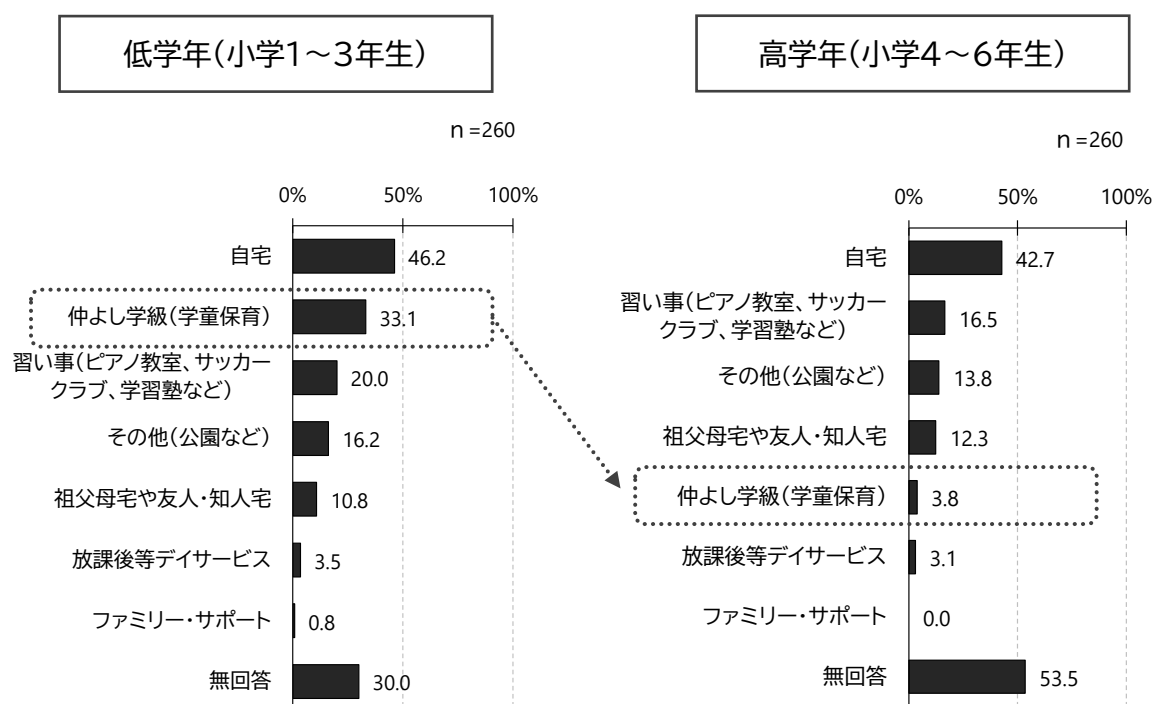
(参考)前々回調査結果(H25年)、前回調査結果(H30年)との比較



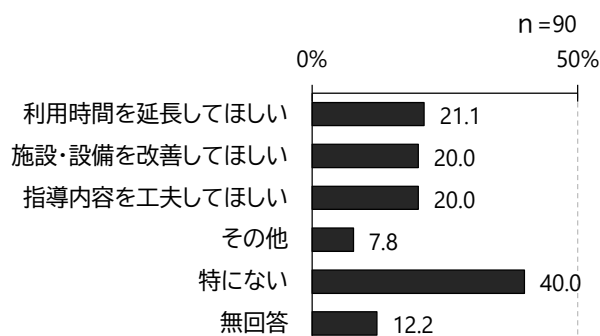
▼放課後のこどもの過ごし方について(複数回答) <小学生のみ>

こどもたちの放課後の過ごし方について、低学年(小学1～3年生)、高学年(小学4～6年生)ともに「自宅」が4割程度で最も多く、次いで低学年(小学1～3年生)は「仲よし学級(学童保育)」で33.1%、高学年(小学4～6年生)は「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が16.5%となっています。

また、「仲よし学級(学童保育)」を利用して、感じていることについて、「特にない」と回答した人が40.0%と最も多く、次いで「利用時間を延長してほしい」が21.1%、「施設・設備を改善してほしい」及び「指導内容を工夫してほしい」が20.0%となっています。



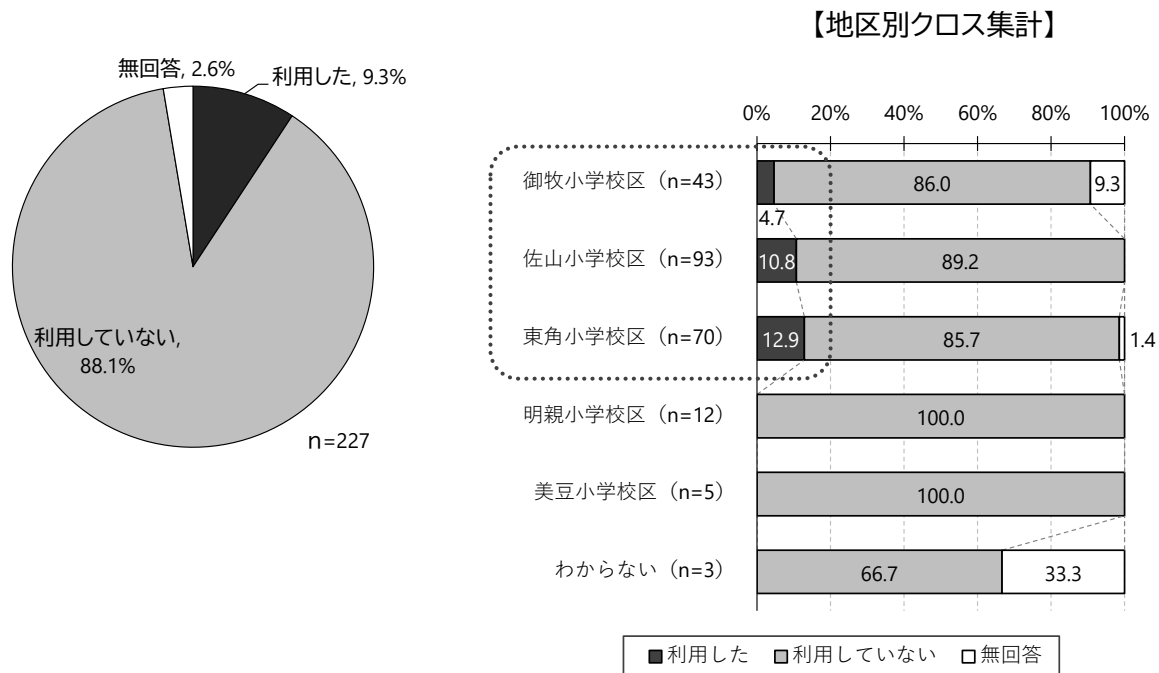
仲よし学級(学童保育)を利用して、感じていること(複数回答) 低学年(小学1～3年生)



▼こどもが病気をした際の病児・病後児保育の利用について

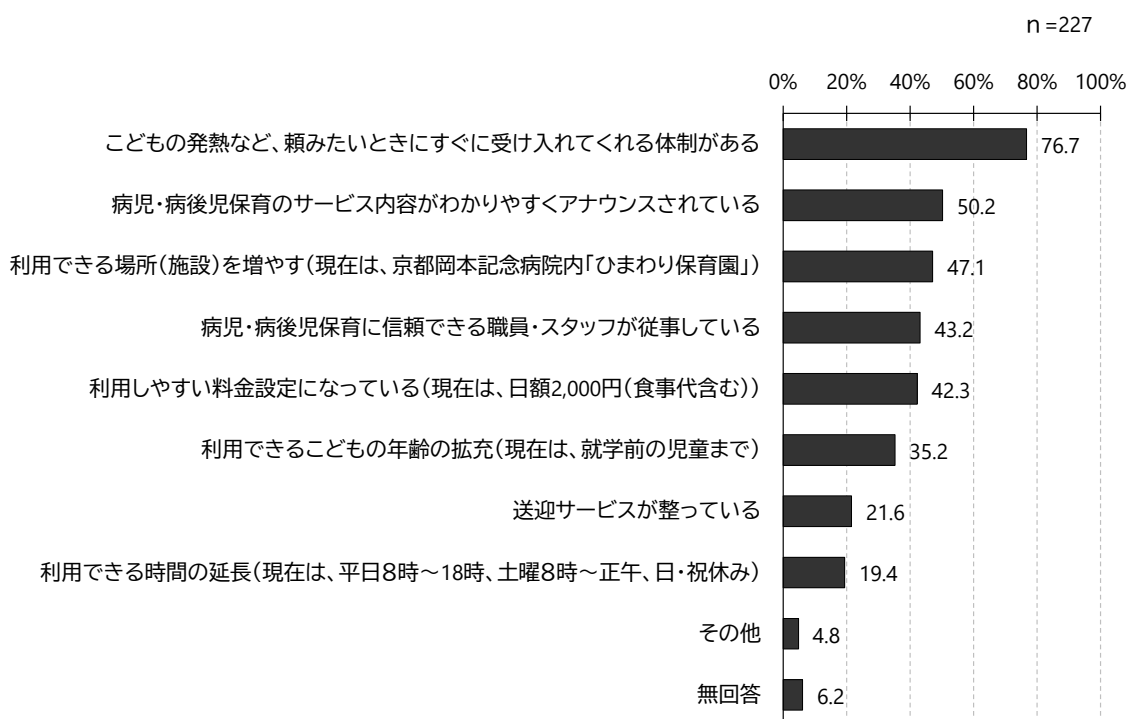
<就学前のみ>

こどもが病気をした際の病児・病後児保育の利用について、就学前で、「利用した」が9.3%、「利用していない」が88.1%となっています。『地区別クロス集計』をみると、「利用した」は、佐山小学校区、東角小学校区で1割程度あり、御牧小学校区でも割合は少ないものの利用が見受けられます。



▼病児・病後児保育をより利用しやすくするために必要だと思うことについて(複数回答)
 <就学前のみ>

病児・病後児保育をより利用しやすくするために必要だと思うことについて、「こどもの発熱など、頼みたいときにすぐに受け入れてくれる体制がある」が76.7%と最も多く、次いで「病児・病後児保育のサービス内容がわかりやすくアナウンスされている」が50.2%、「利用できる場所(施設)を増やす(現在は、京都岡本記念病院内「ひまわり保育園」)」が47.1%となっています。

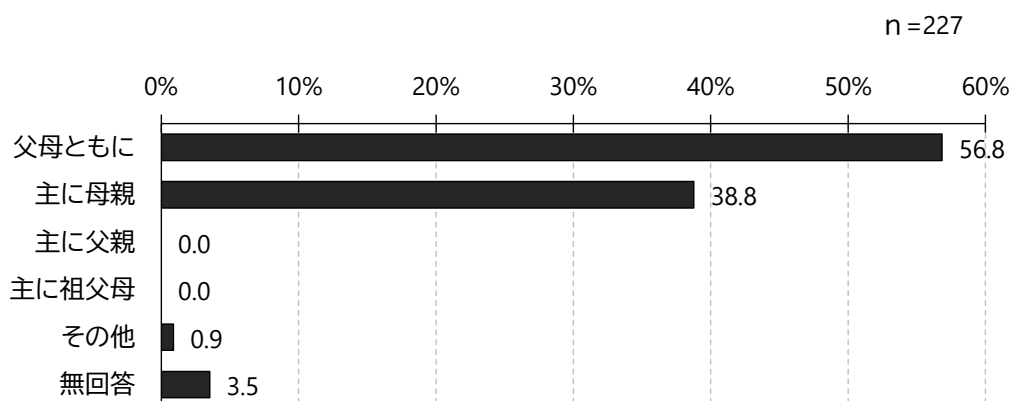


(2) 日ごろ子育てで感じていることについて

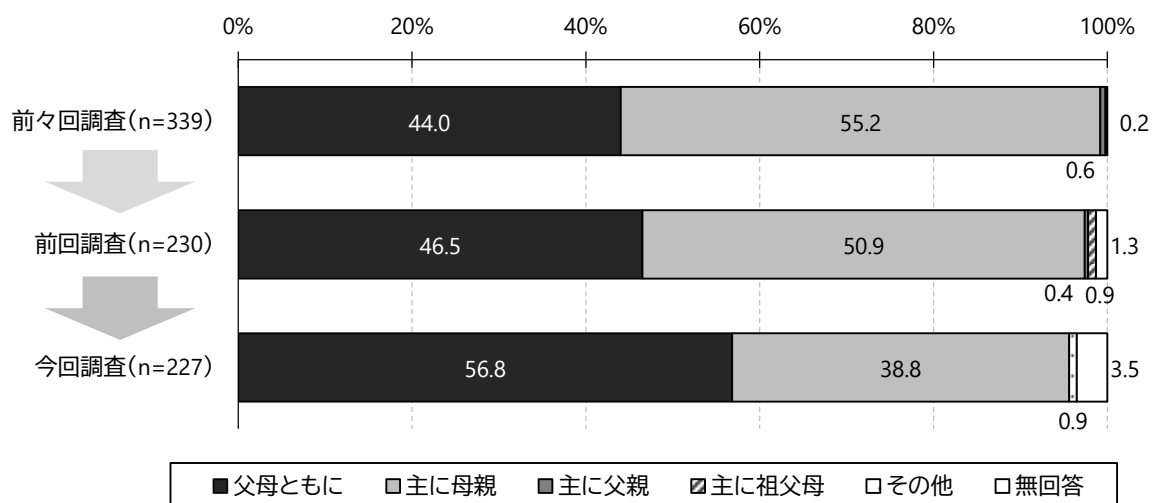
▼子育て(教育を含む)を主に行っている人について<就学前のみ>

教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が 56.8%と最も多く、次いで「主に母親」が 38.8%となっています。

『前々回調査結果(H25年)、前回調査結果(H30年)との比較』をみると、「父母ともに」は前々回調査が 44.0%、前回調査が 46.5%、今回調査が 56.8%で増加の傾向がみられます。



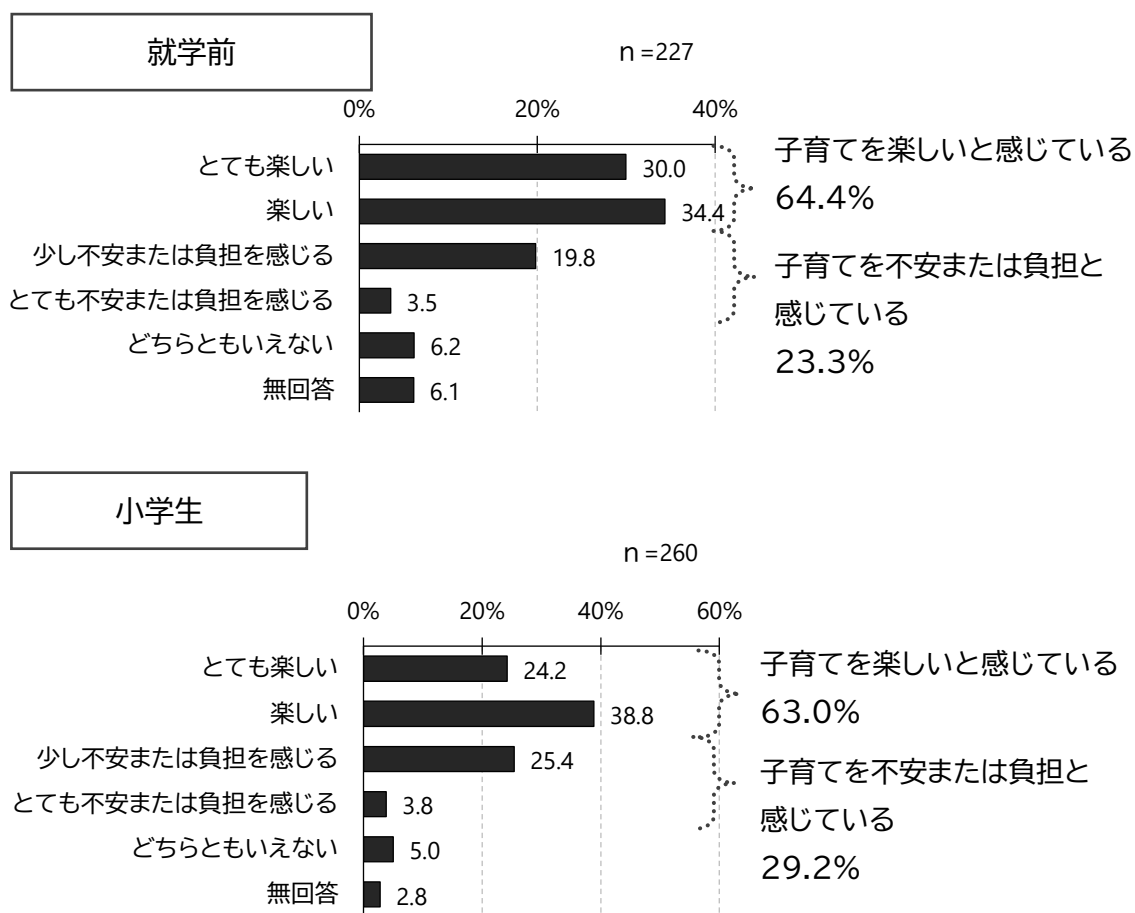
(参考)前々回調査結果(H25年)、前回調査結果(H30年)との比較



▼保護者が子育てで感じていることについて

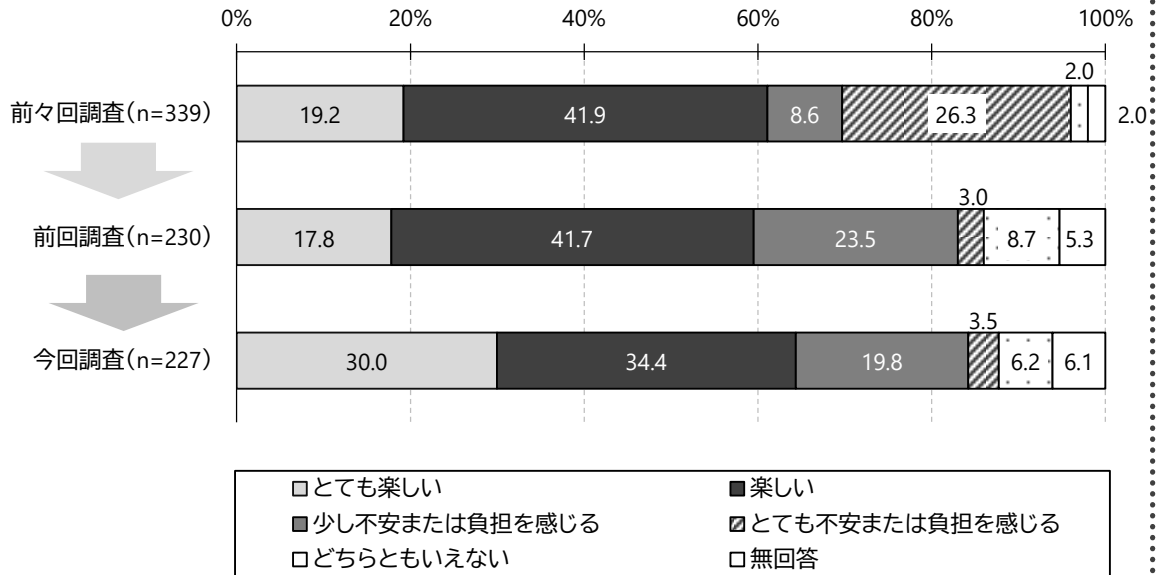
保護者が子育てで感じていることについて、「とても楽しい」あるいは「楽しい」と回答した人の割合は、就学前は 64.4%で、小学生は 63.0%となっています。また、「少し不安または負担を感じる」あるいは「とても不安または負担を感じる」と回答した人の割合は、就学前は 23.3%で、小学生は 29.2%となっています。

『前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、「とても楽しい」あるいは「楽しい」と回答した人の割合は就学前、小学生ともに増加しています。

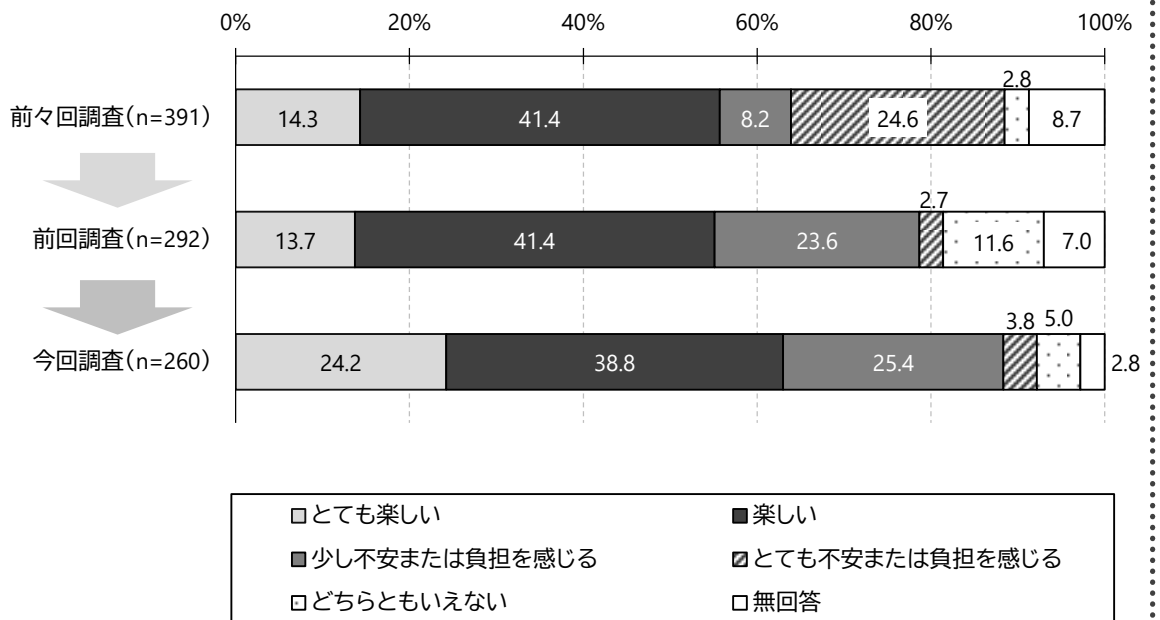


(参考)前々回調査結果(H25 年)、前回調査結果(H30 年)との比較

就学前



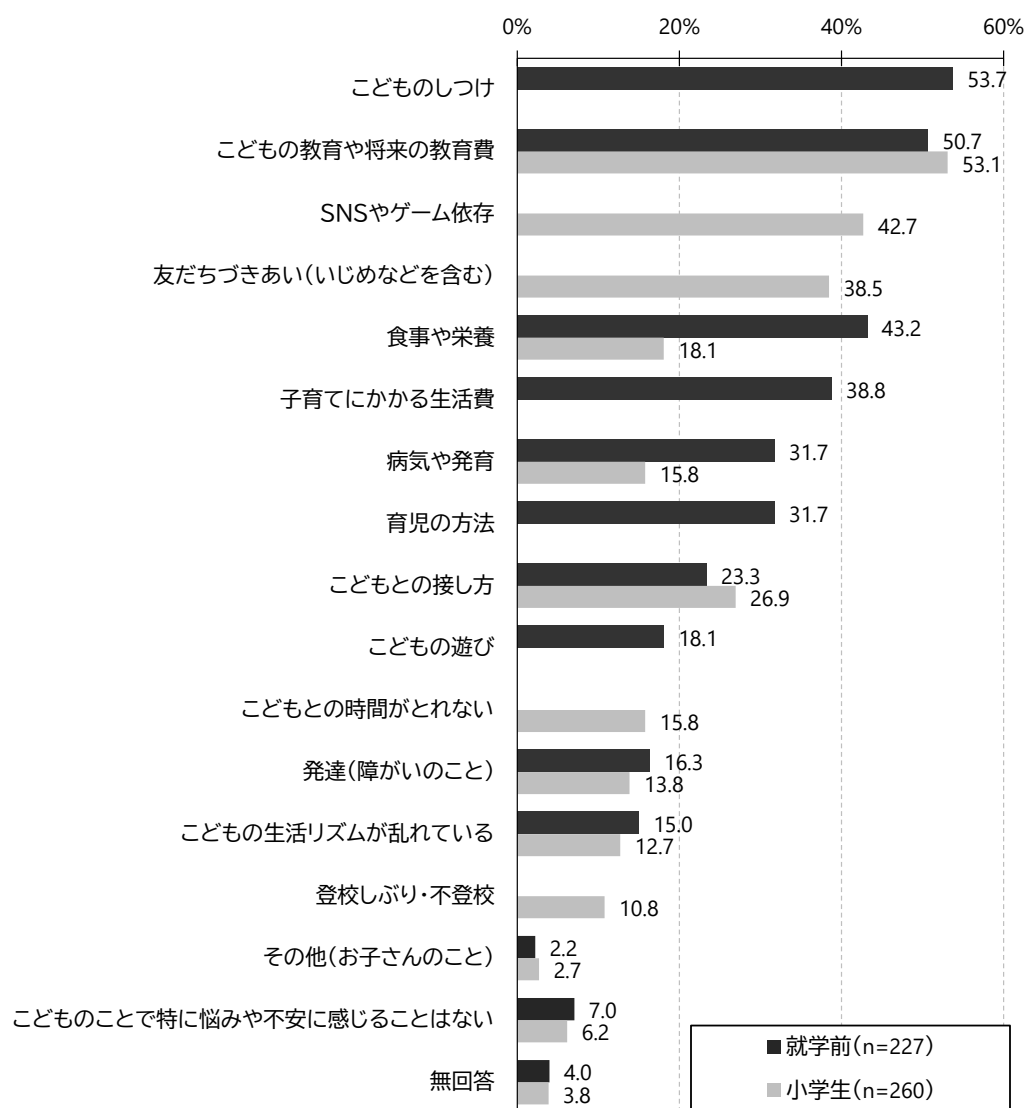
小学生



▼こどものことで日ごろ悩んでいることや不安に感じることにについて (複数回答)

こどものことで悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前と小学生ともに「こどもの教育や将来の教育費」が5割以上で多くなっています。そのほか、就学前では「こどものしつけ」が、小学生では「SNSやゲーム依存」が多くなっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前が7.0%、小学生が6.2%であることから、どちらも9割以上がこどものことで、何かしらの悩みや不安を感じていることがうかがえます。

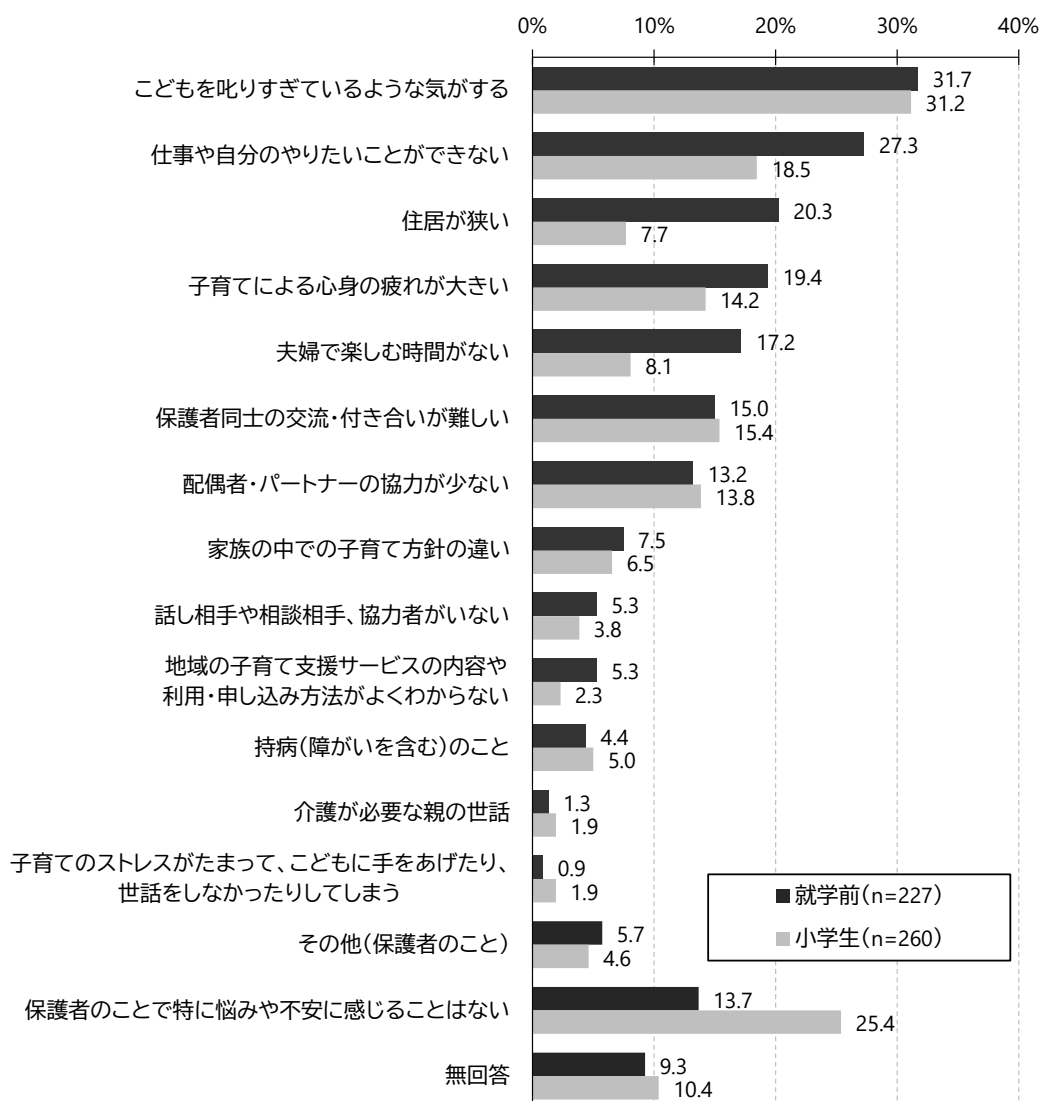


注) 就学前と小学生で選択肢がないものは値を掲載していません。

▼保護者自身のことで日ごろ悩んでいることや不安に感じることにについて
(複数回答)

保護者自身のことで日ごろ悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前と小学生ともに「こどもを叱りすぎているような気がする」が3割程度で最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が2割前後となっています。

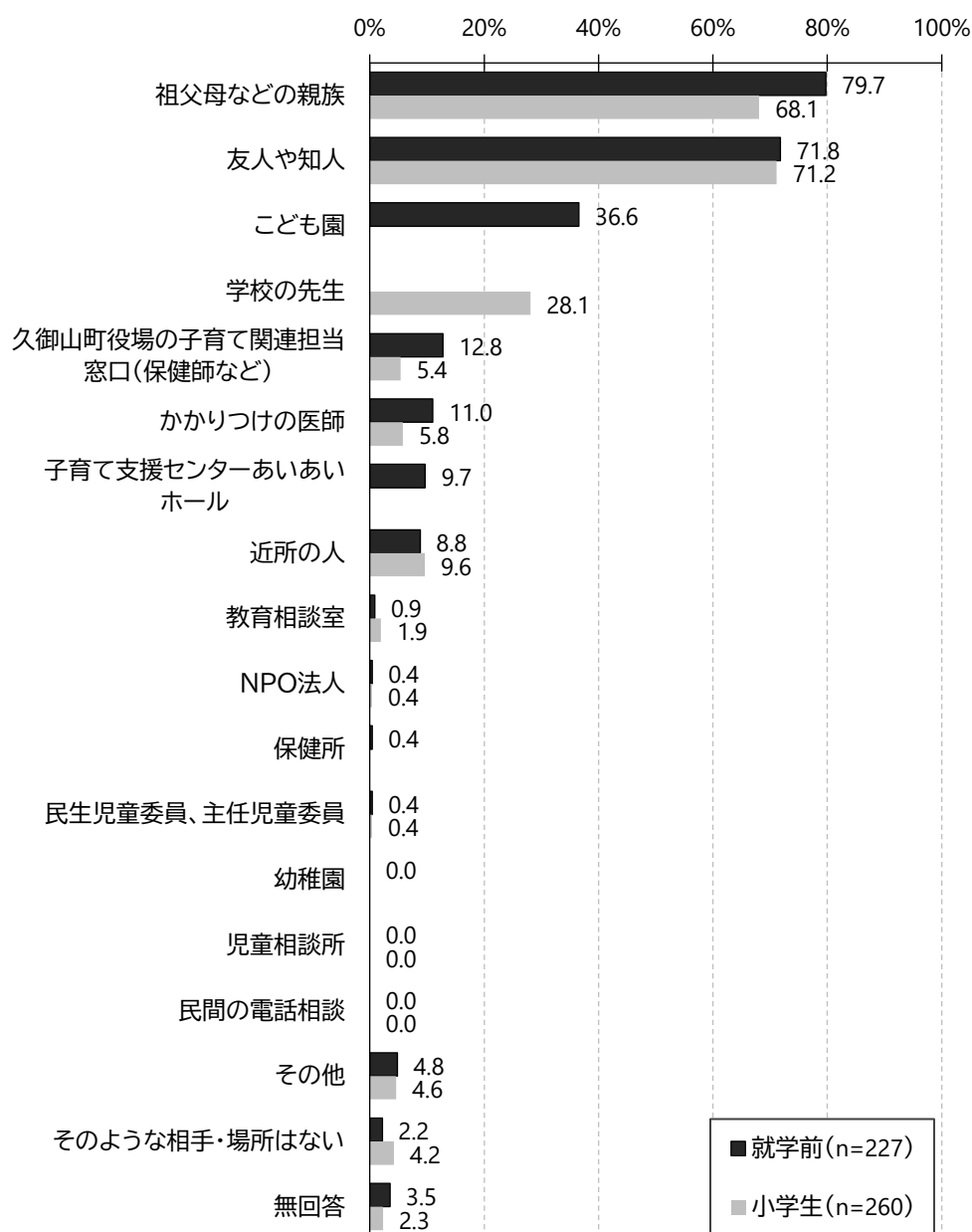
また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前が13.7%、小学生が25.4%であることから、就学前のほうが悩みや不安を抱えている傾向がみられ、どちらも7～8割程度が悩みや不安を抱えています。



▼気軽に相談できる相手(場所)について(複数回答)

気軽に相談できる先について、就学前と小学生ともに「祖父母などの親族」と「友人や知人」が7割弱～8割弱と多くなっています。

また、親族や友人、知人以外の気軽に相談できる先として、就学前は「こども園」のほか「久御山町役場の子育て関連担当窓口（保健師など）」や「かかりつけの医師」などは1割以上の回答がある一方、小学生では「学校の先生」以外は1割未満となっています。

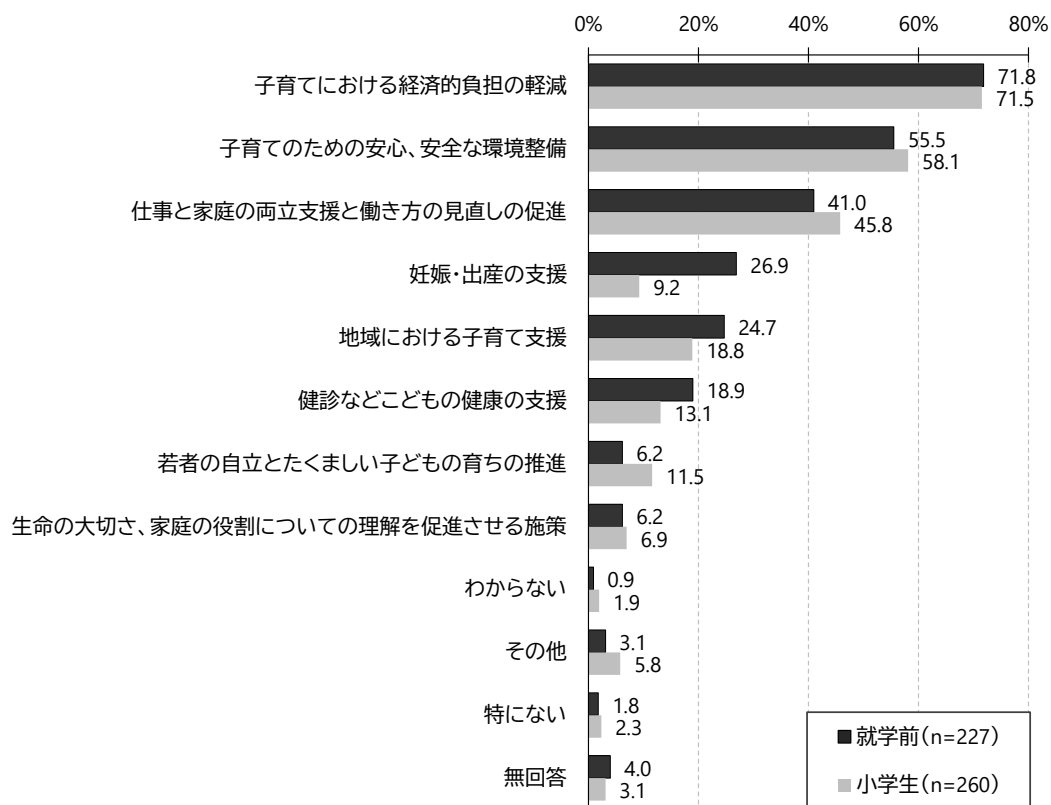


注) 就学前と小学生で選択肢がないものは値を掲載していません。

(3) まちの子育て環境の状況について

▼望ましいと思う子育て支援について(複数回答)

久御山町で望ましいと思う子育て支援について、就学前と小学生ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が7割程度で最も多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が5割以上、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が4割以上となっています。

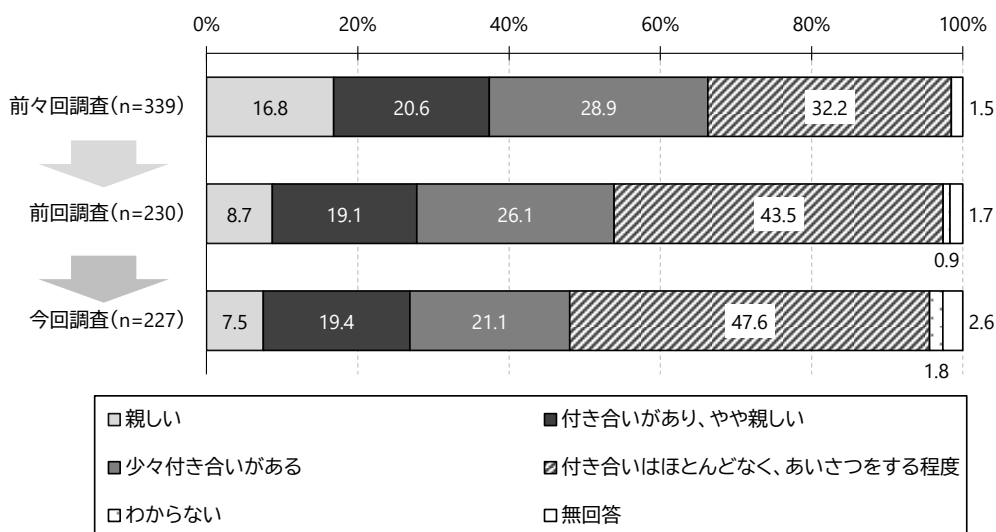


▼ご近所や地域の人々との付き合いの状況について

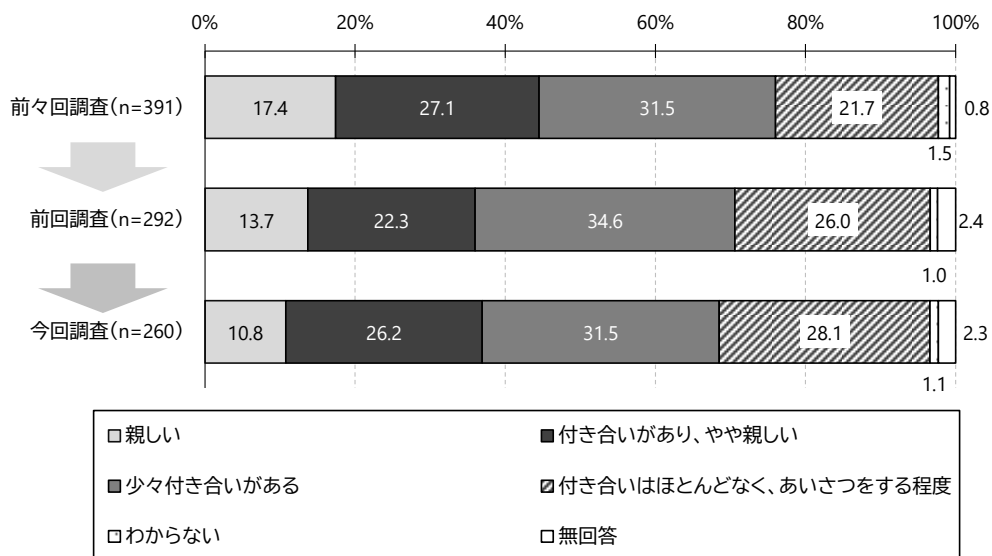
ご近所や地域の人々との付き合いの状況について、就学前で『前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、「親しい」と「少々付き合いがある」が減少傾向となっており、総じてご近所や地域の人々との付き合いができていない家庭は減少しています。その分「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が増加傾向にあり、前々回調査結果の 32.2% から今回調査結果では 47.6% と 1 割以上増加しています。

小学生で『前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、「親しい」が総じて減少していますが、「付き合いがあり、やや親しい」は前々回調査結果と同程度で、「少々付き合いがある」は前回調査結果と同程度となっています。

就学前（前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較）



小学生（前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較）



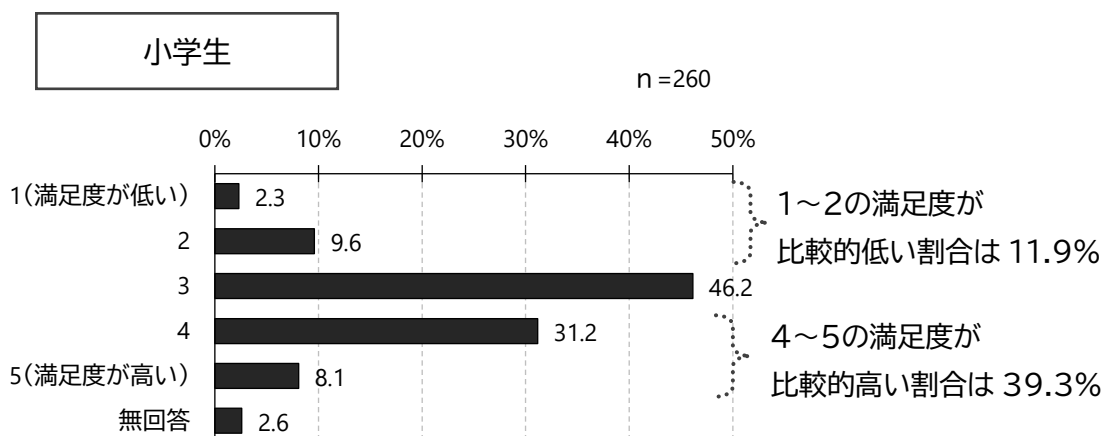
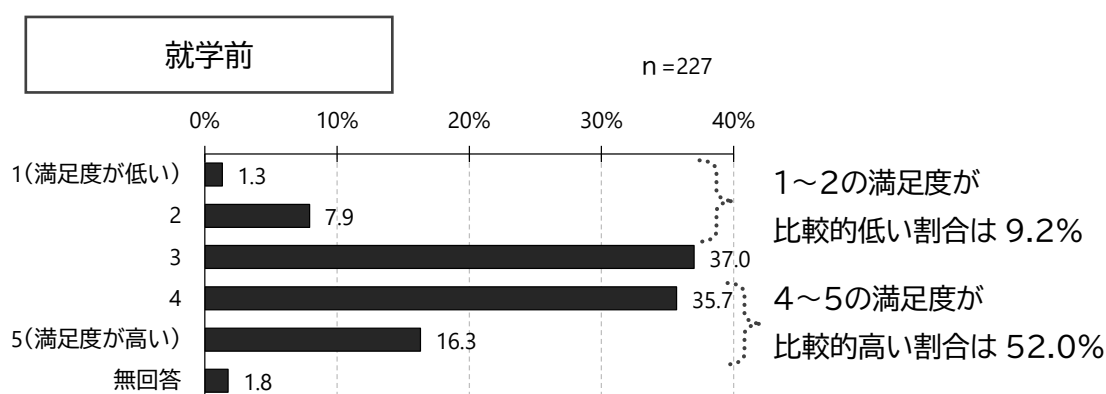
▼久御山町の子育ての環境や支援への満足度について

久御山町の子育ての環境や支援への満足度について、就学前は、「3」が 37.0%と最も多く、次いで「4」が 35.7%、「5（満足度が高い）」が 16.3%となっています。

小学生は、「3」が 46.2%と最も多く、次いで「4」が 31.2%、「2」が 9.6%となっています。

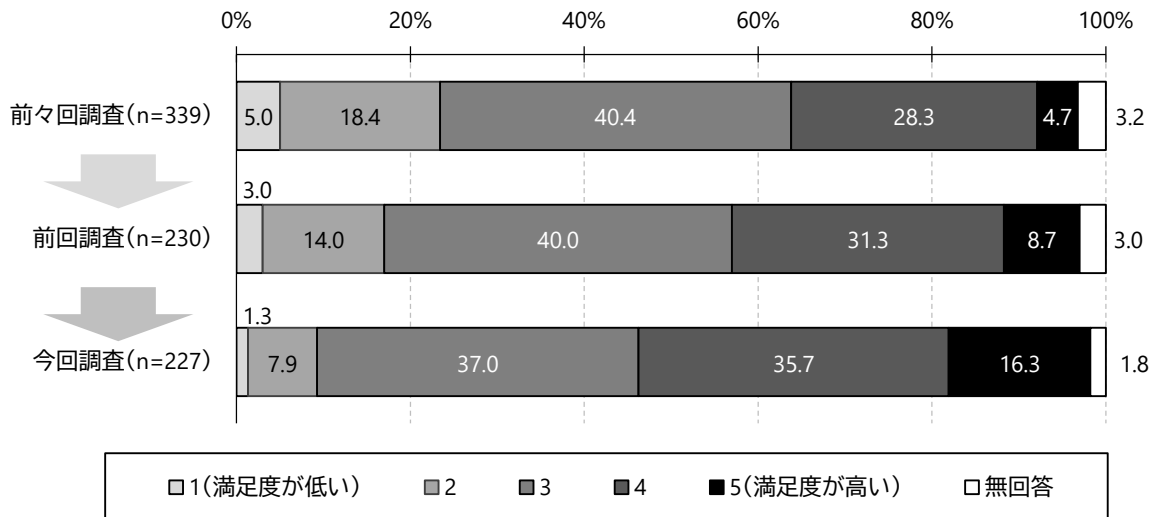
『前々回調査結果（H25 年）、前回調査結果（H30 年）との比較』をみると、就学前は、満足度が比較的高い「4」と「5」の割合の合計は増加傾向にあり、前々回調査結果の 33.0%から今回調査結果では 52.0%と 2 割近く増加しています。

小学生は、満足度が比較的高い「4」と「5」の割合の合計に大きな差はありませんが、満足度が比較的低い「1」と「2」の割合の合計は減少傾向にあり、おおむね満足度は高まっている傾向にあるといえます。

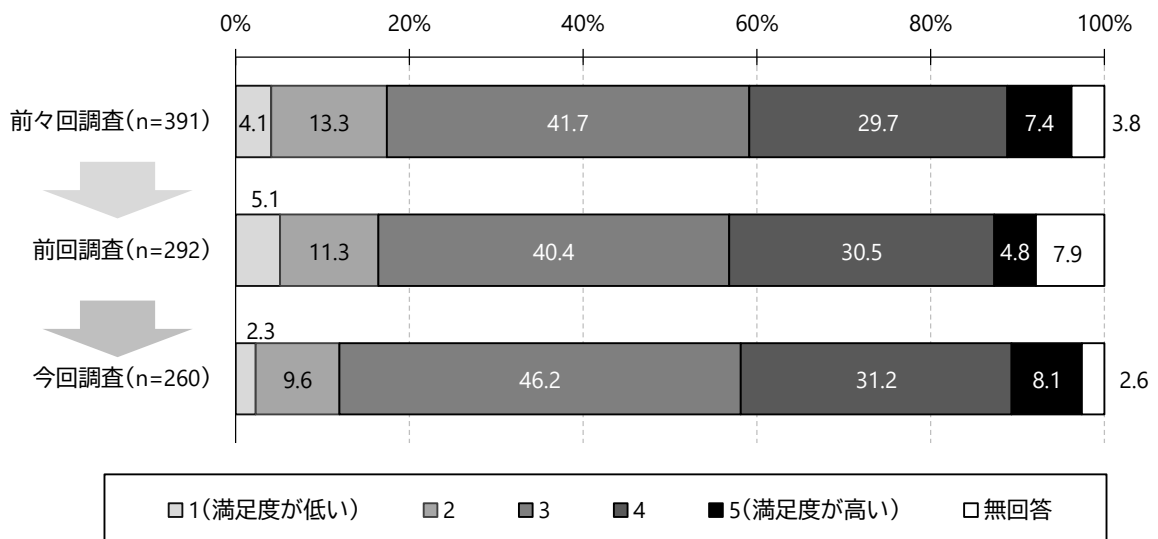


(参考)前々回調査結果(H25 年)、前回調査結果(H30 年)との比較

就学前



小学生



第3節 アンケート調査(生活実態調査)からみる町の状況

1 調査の概要

(1) 調査の対象

調査票名	調査対象の概要
保護者票	町内の小学校4年生から中学校3年生までの子どもをもつ保護者の方
子ども票	町内の小学校4年生から中学校3年生までの子ども

(2) 調査の時期及び方法

【調査時期】令和6（2024）年6月13日（木）～6月28日（金）

【調査方法】保護者票は学校配付・学校回収（調査票を自宅で記入の場合）／WEB調査、
子ども票はWEB調査（学校内で実施）

(3) 配付・回収状況

調査対象	配付数	回収数	回収率
保護者票	765 票	351 票	45.9%
子ども票	765 票	574 票	75.0%

(4) 経済的な状況の分類

「生活実態調査」では、保護者票で「世帯全体のおおよその年間所得（税込）」の設問を設けています。「子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」への回答結果も踏まえて、「等価世帯収入」による分類を行い、厚生労働省が行っている『国民生活基礎調査（令和4年）』の結果に基づき、「中央値の2分の1（127万円）未満」の世帯を“低所得層”、「中央値の2分の1以上」の世帯を“低所得層以外”としています。

なお、グラフの見やすさを考慮し、調査結果では、“低所得層”をA層、“低所得層以外”をB層として表しています。

※ 等価世帯収入とは

等価世帯収入は、世帯の年収を、子どもも大人も関係なく等しく配分し算出する一人あたりの収入です。
その子ども又は大人が貧困状況にあるかを把握するために使います。

■区分ごとの該当数及び割合

【保護者票】		
区 分	該当数	割合
A 層 “低所得層”（中央値の 2 分の 1 未満）	35 票	10.0%
B 層 “低所得層以外”（中央値の 2 分の 1 以上）	256 票	72.9%
不詳	60 票	17.1%
合計	351 票	100.0%

【こども票】		
区 分	該当数	割合
A 層 “低所得層”（中央値の 2 分の 1 未満）	33 票	9.8%
B 層 “低所得層以外”（中央値の 2 分の 1 以上）	244 票	72.6%
不詳	59 票	17.6%
合計	336 票	100.0%

注) 上記の集計は、保護者のみの回答と保護者とこどものどちらも回答した結果を表しており、こどものみの回答は除外しています。家庭の経済状況は保護者票で判断するためであり、こどものみの回答票数も含めてしまうと、保護者とこどもで集計結果に大きな差が生じてしまうためです。

注) 分類を行うにあたり必要な 2 設問（世帯の年間収入、家族の人数）で、無回答や“わからない”と回答した世帯は「不詳」として扱っています。

2 調査の結果

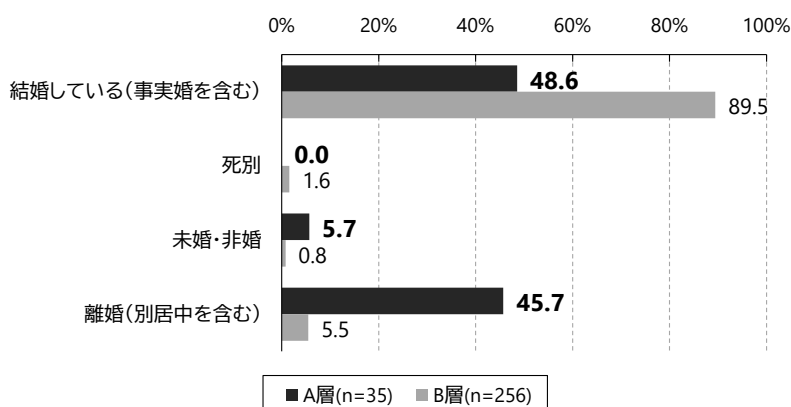
(1)生活困窮家庭の状況について

【調査結果の見方】

- 本調査結果では、「無回答」の結果を掲載していません。「無回答」をA層とB層で比較した結果を分析することはないためです。そのため、複数回答の結果ではないものでも、A層とB層でそれぞれ足し上げた値は100%にならない場合があります。

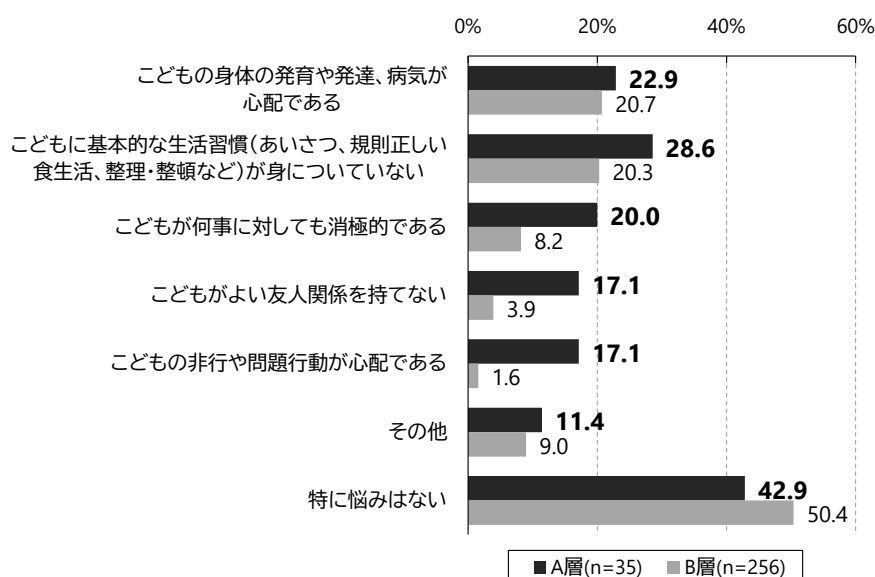
▼両親の婚姻状況について<保護者票>

両親の婚姻状況について、「離婚（別居中を含む）」はA層が45.7%でB層の5.5%と比べて4割程度多くなっています。一方で、「結婚している（事実婚を含む）」はA層が48.6%でB層の89.5%と比べて4割程度少なくなっています。



▼子どもに関する悩みや不安について(複数回答)<保護者票>

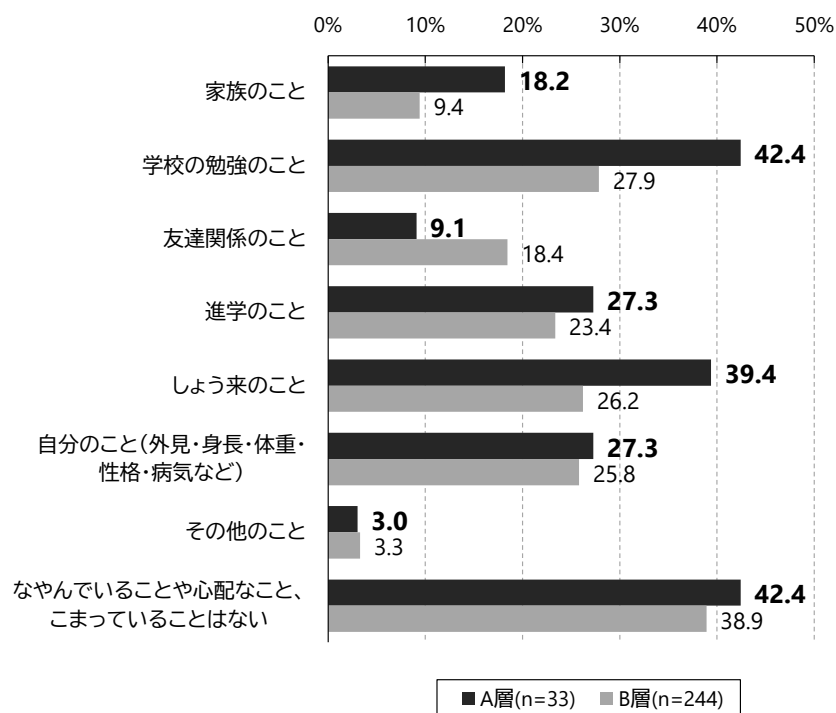
子どもに関する悩みや不安について、「子どもが何事に対しても消極的である」、「子どもがよい友人関係を持てない」、「子どもの非行や問題行動が心配である」はA層がB層と比べて1割以上多くなっています。そのほかの項目も、A層がB層と比べてわずかに多くなっています。



▼こども自身の悩みや心配ごとについて(複数回答)<こども票>

こども自身の悩みや心配ごとについて、「学校の勉強のこと」と「しょう来のこと」はA層がB層と比べて1割以上多くなっています。

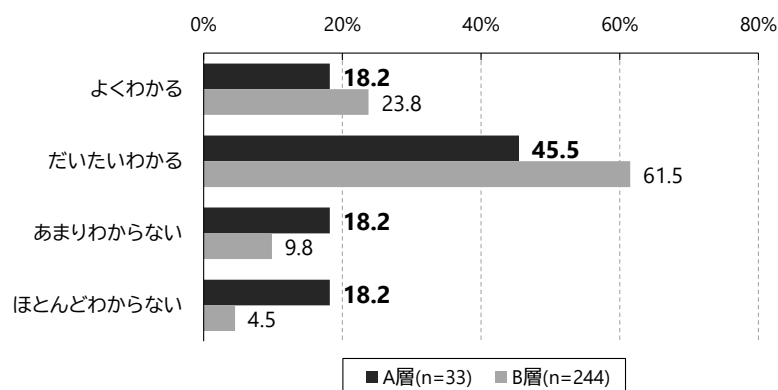
また、「家族のこと」、「進学のこと」、「自分のこと(外見・身長・体重・性格・病気など)」もA層がB層と比べてわずかに多くなっています。



▼学校の授業の理解度について<こども票>

学校の授業の理解度について、「よくわかる」と「だいたいわかる」を合わせた『わかる』は、A層が63.7%で、B層の85.3%と比べて2割以上少なくなっています。

また、「ほとんどわからない」は、A層が18.2%でB層の4.5%と比べて1割以上多くなっています。

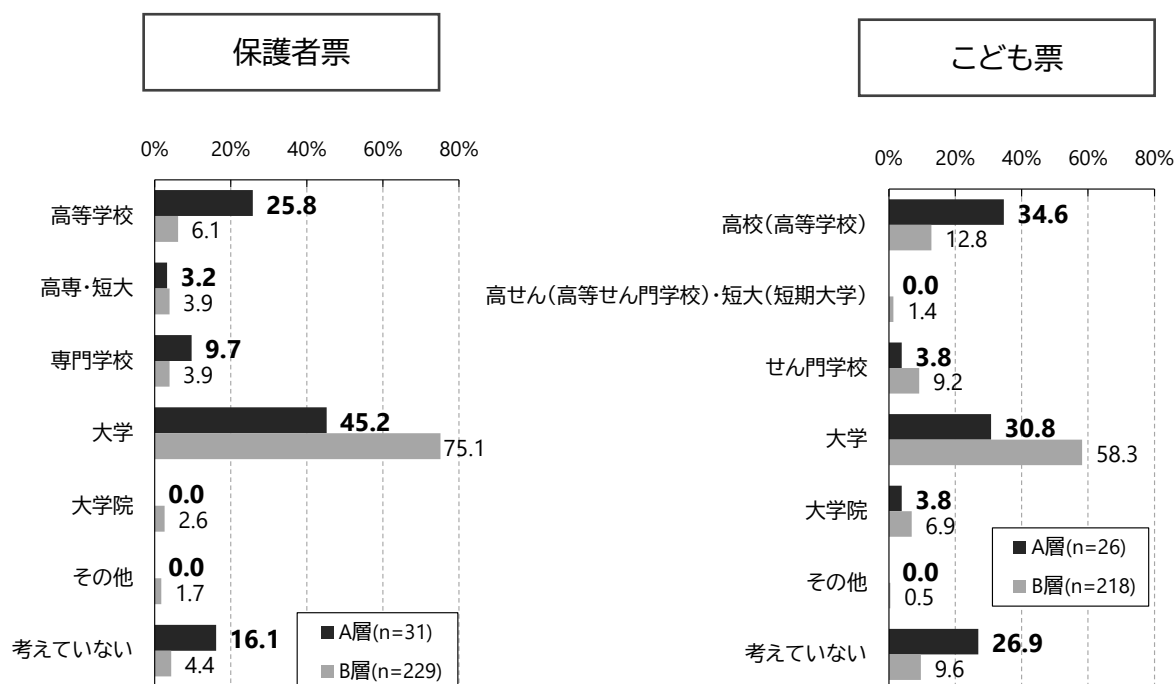


▼保護者とこどもが希望するこどもの進学先について

(高等学校以上の進学を希望する人のみ)＜保護者票＞＜こども票＞

保護者が希望するこどもの進学先について、「高等学校」はA層が25.8%でB層の6.1%と比べて2割程度多くなっています。一方で、「大学」はA層が45.2%でB層の75.1%と比べて3割程度少なくなっています。

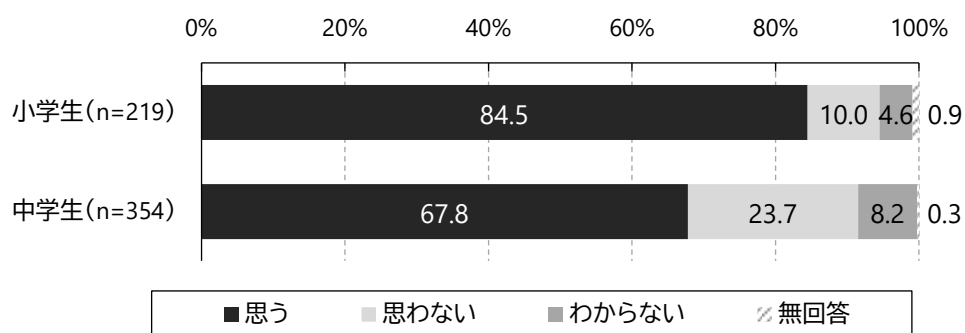
また、こども自身が希望する進学先について、「高校（高等学校）」はA層が34.6%でB層の12.8%と比べて2割以上多くなっています。一方で、「大学」はA層が30.8%でB層の58.3%と比べて2割以上少なくなっています。



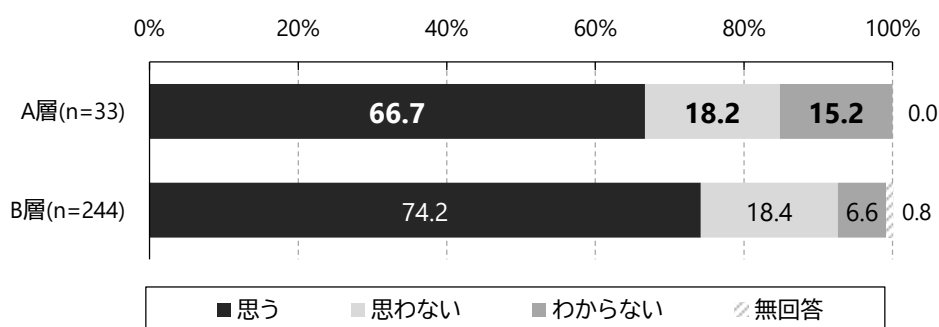
▼こども自身が、将来の夢や目標があると感じているか(複数回答)<こども票>

こども自身が、将来の夢や目標があると感じているかについて、“思う”では、小学生は84.5%、中学生は67.8%となっています。また、“思わない”では、小学生が10.0%、中学生が23.7%となっています。

また、経済的状況別にみると、“思う”では、A層は66.7%、B層は74.2%となっており、大きな差はみられませんが、A層がB層と比べてわずかに少なくなっています。

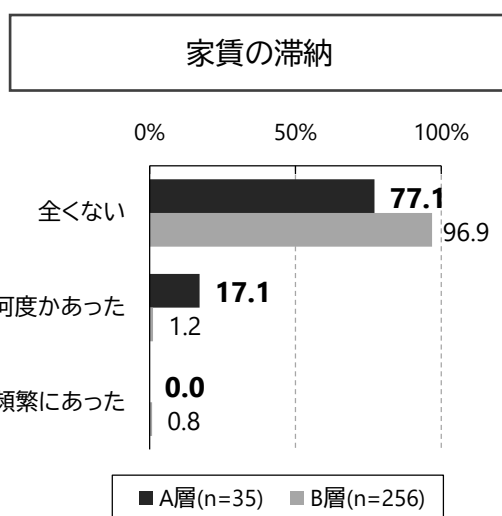
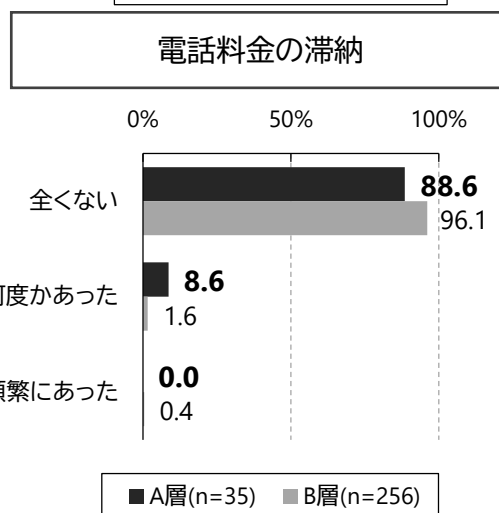
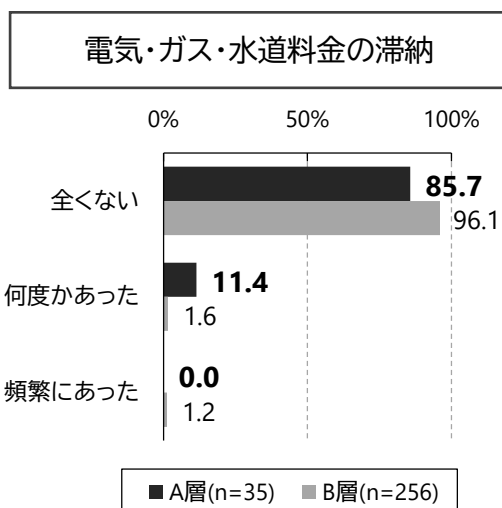
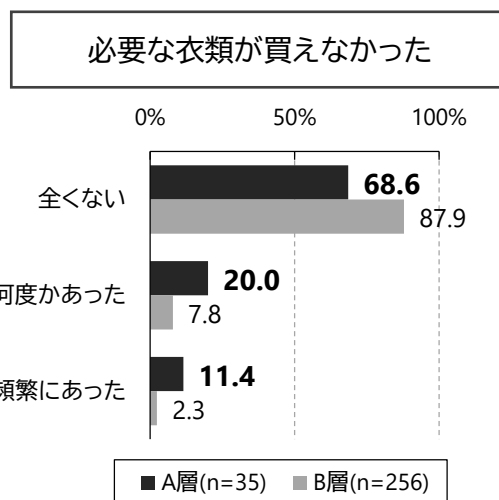
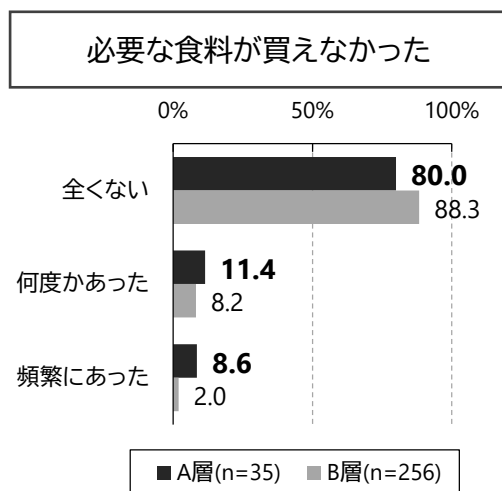


【経済的状況別クロス集計】



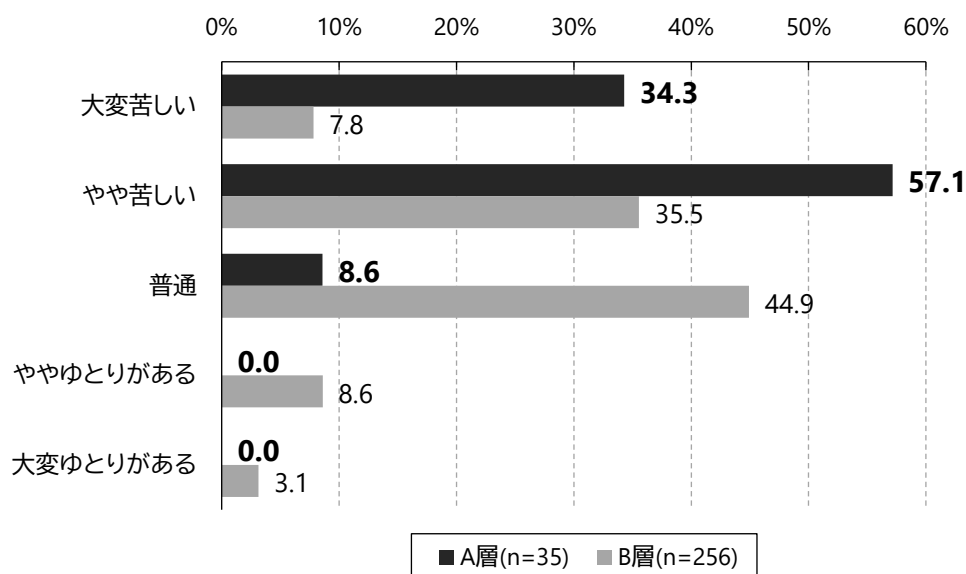
▼過去1年間の経済的な理由による経験について<保護者票>

経済的な理由による経験のうち、いずれの項目でも「何度かあった」、「頻繁にあった」がB層と比べてA層が多い傾向となっています。



▼現在の暮らしの状況を総合的にみて感じることにについて<保護者票>

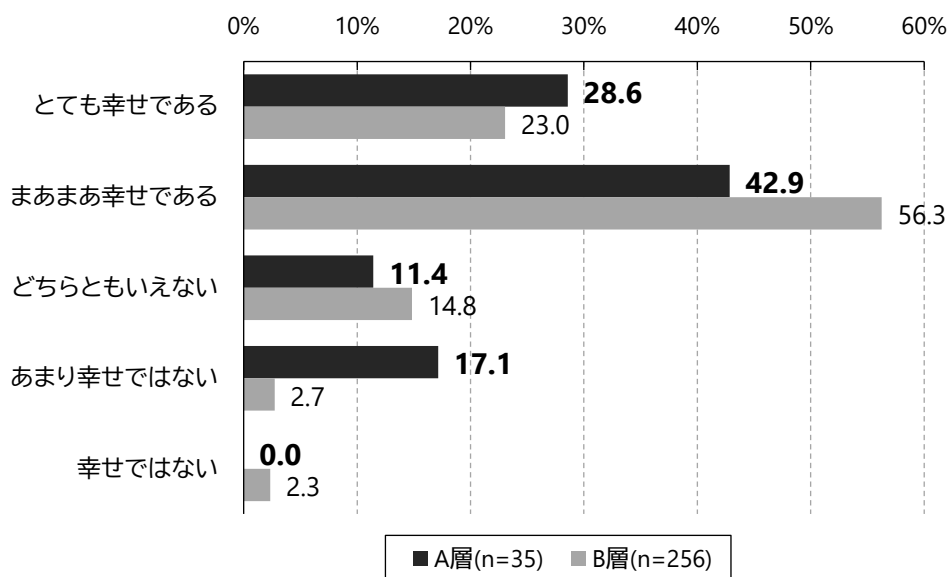
現在の暮らしの状況を総合的にみて感じることにについて、「大変苦しい」あるいは「やや苦しい」と回答した割合は、A層が91.4%でB層の43.3%と比べて4割以上多くなっています。また、A層では「ややゆとりがある」と「大変ゆとりがある」の回答はありませんでした。



▼現在の幸福感について<保護者票>

現在の幸福感について、「とても幸せである」あるいは「まあまあ幸せである」と回答した割合はA層が71.5%、B層が79.3%で大きな差はみられません。

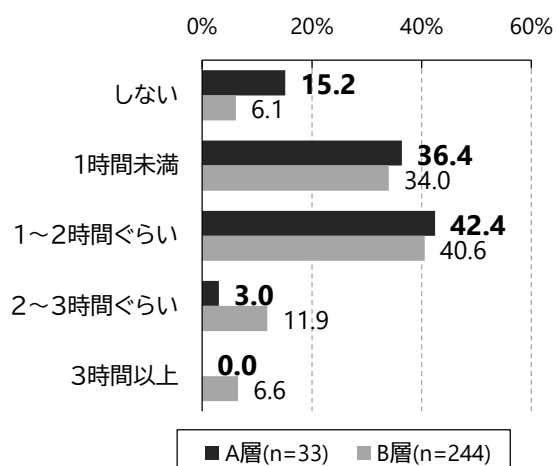
一方で、「あまり幸せではない」はA層が17.1%でB層の2.7%と比べて1割以上多くなっています。



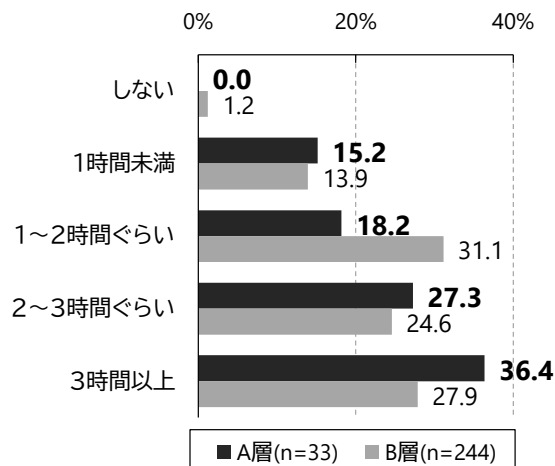
▼学校のある日(月～金曜日)の放課後にすることと費やす時間について<こども票>

放課後にすることと費やす時間について、A層、B層ともに同じような傾向がみられますが、「動画を見る(テレビ、インターネット等)」、「SNS(LINE・インスタグラムなど)をする」は、A層がB層と比べて費やす時間が長くなるほど割合が高くなっています。

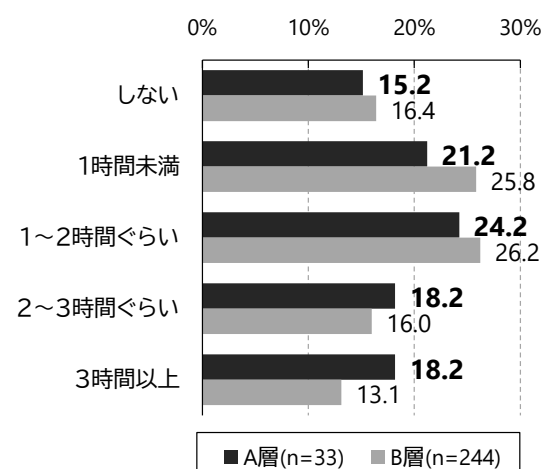
勉強や宿題をする(学習じゅくをふくむ)



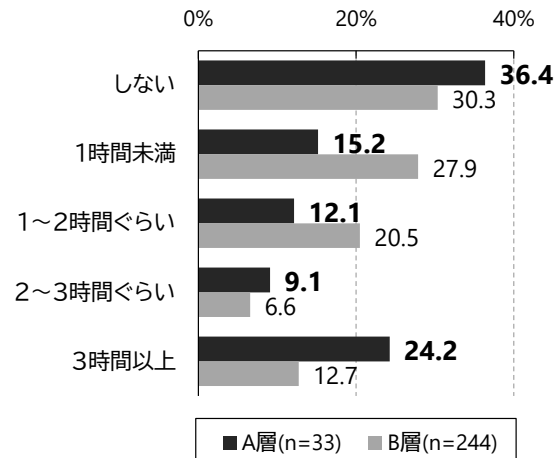
動画を見る(テレビ、インターネット等)



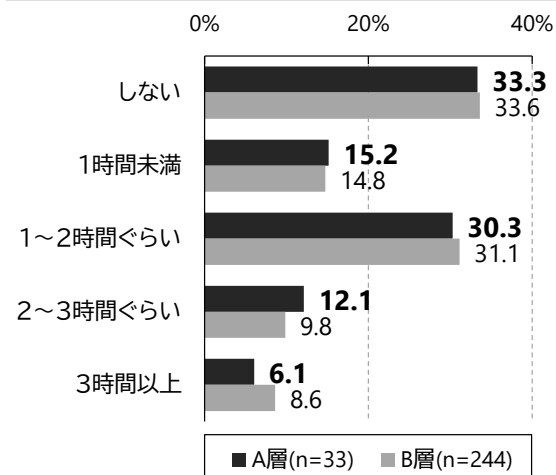
ゲームをする



SNS(LINE・インスタグラムなど)をする



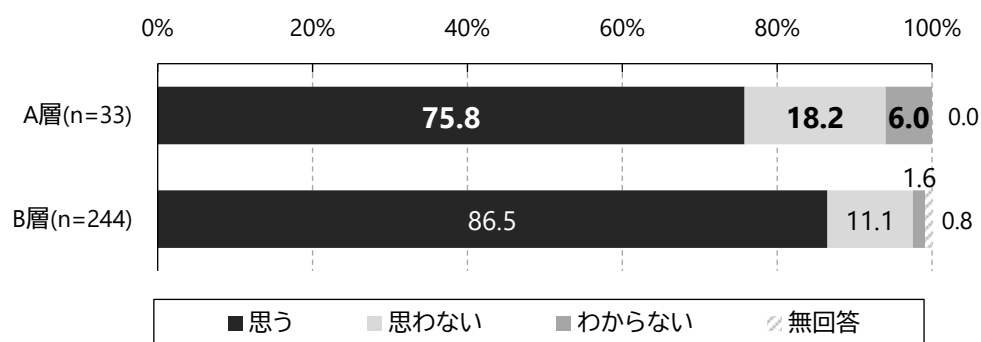
習い事(学習じゅく以外)をする



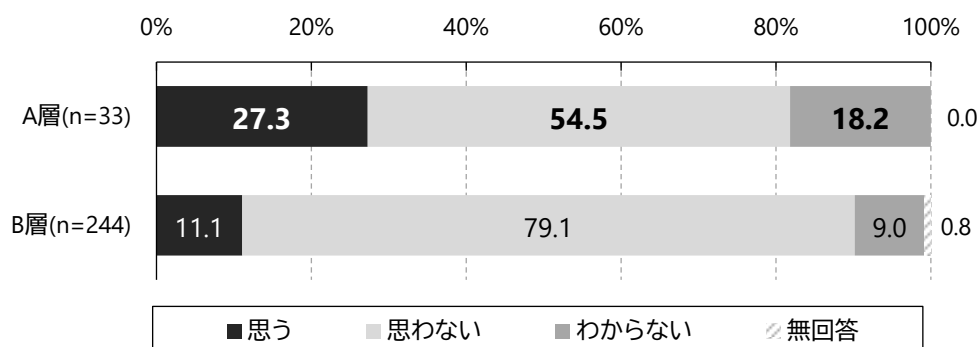
▼ふだんの生活の中で感じていることについて<こども票>

ふだんの生活の中で感じていることについて、「努力すればできるようになる」の“思う”では、A層がB層と比べて1割程度少なくなっています。また、「家族のせいでやりたいことができない」と「学校に行きたくないと思ったことがあった」の“思う”では、A層がB層と比べて1割以上多くなっています。

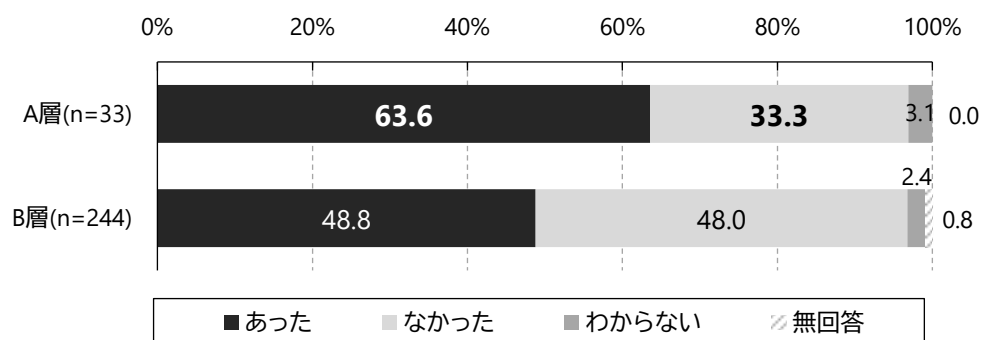
努力すればできるようになる



家族のせいでやりたいことができない



学校に行きたくないと思ったことがあった

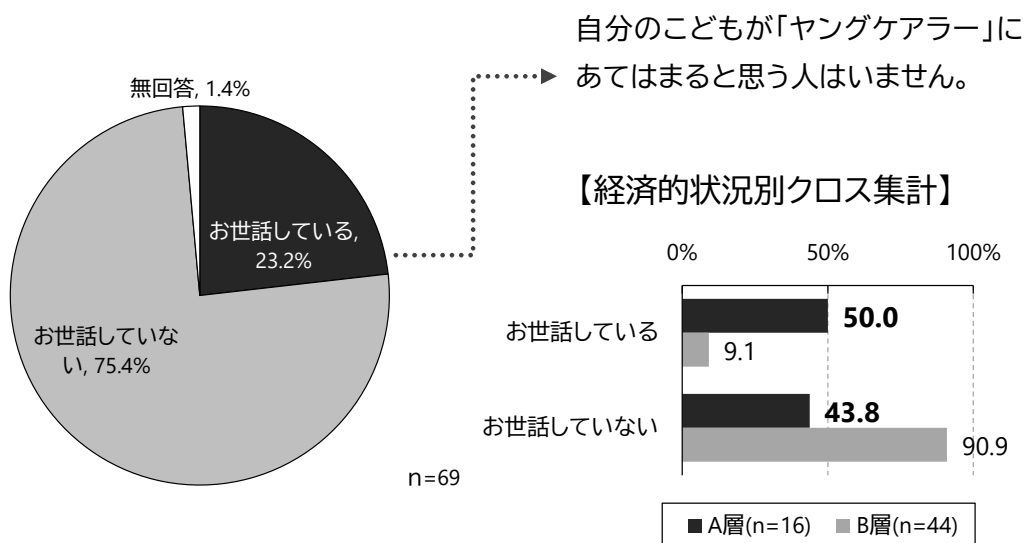


(2) ヤングケアラーの状況について

▼日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話へのこどもの関わりについて (日ごろから身の回りのお世話が必要な人がいる家庭のみ) <保護者票>

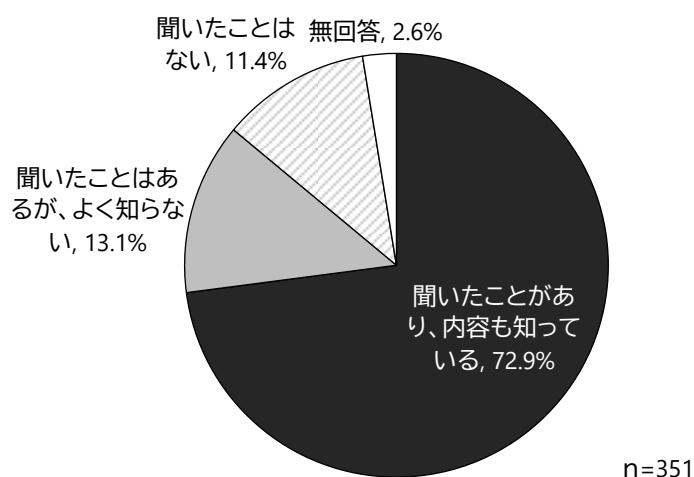
日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話へのこどもの関わりについて、「お世話している」が23.2%、「お世話していない」が75.4%となっています。また、そのうち自分のこどもが「ヤングケアラー」にあてはまると思う人はいません。

経済的状況別の比較をみると、「お世話している」はA層が50.0%でB層の9.1%と比べて4割以上多くなっています。



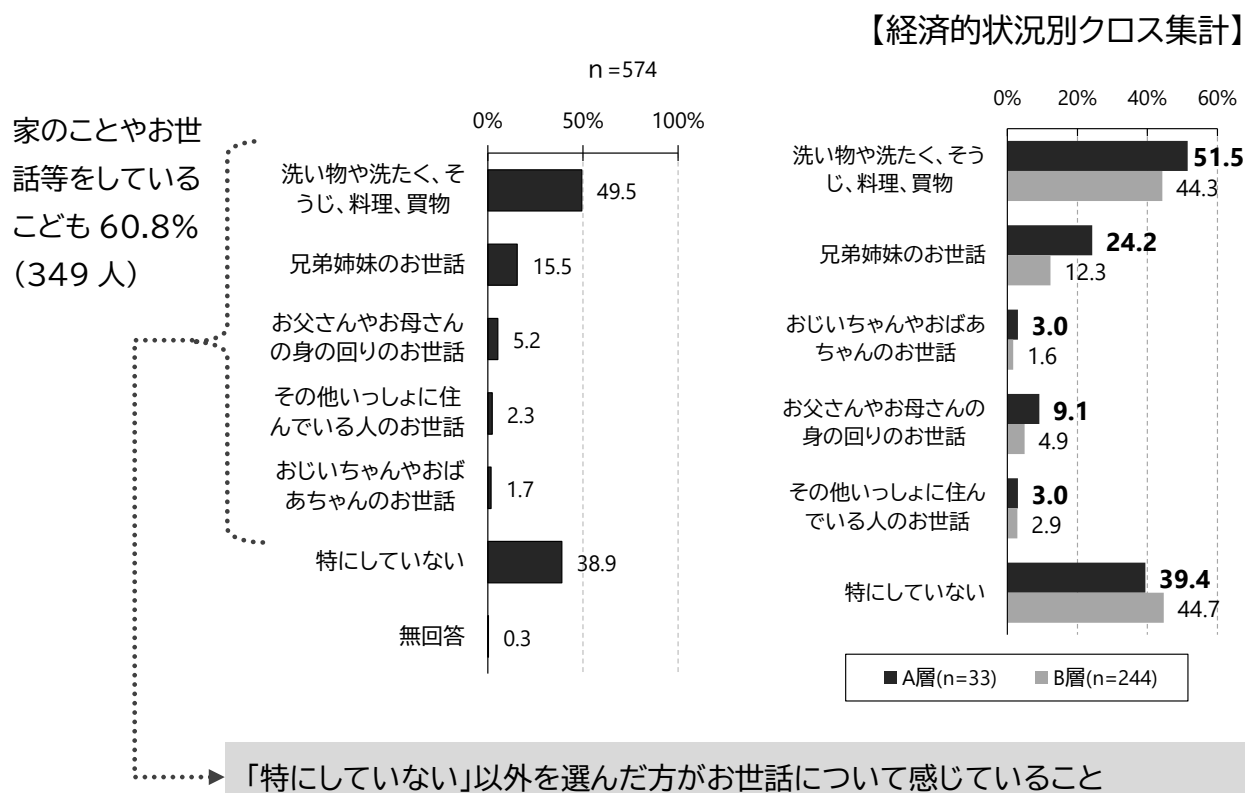
▼「ヤングケアラー」という言葉の認知状況について <保護者票>

「ヤングケアラー」という言葉の認知状況について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が72.9%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が13.1%、「聞いたことはない」が11.4%となっています。



▼ふだんしている家のことや家族のお世話の内容について(複数回答)<こども票>

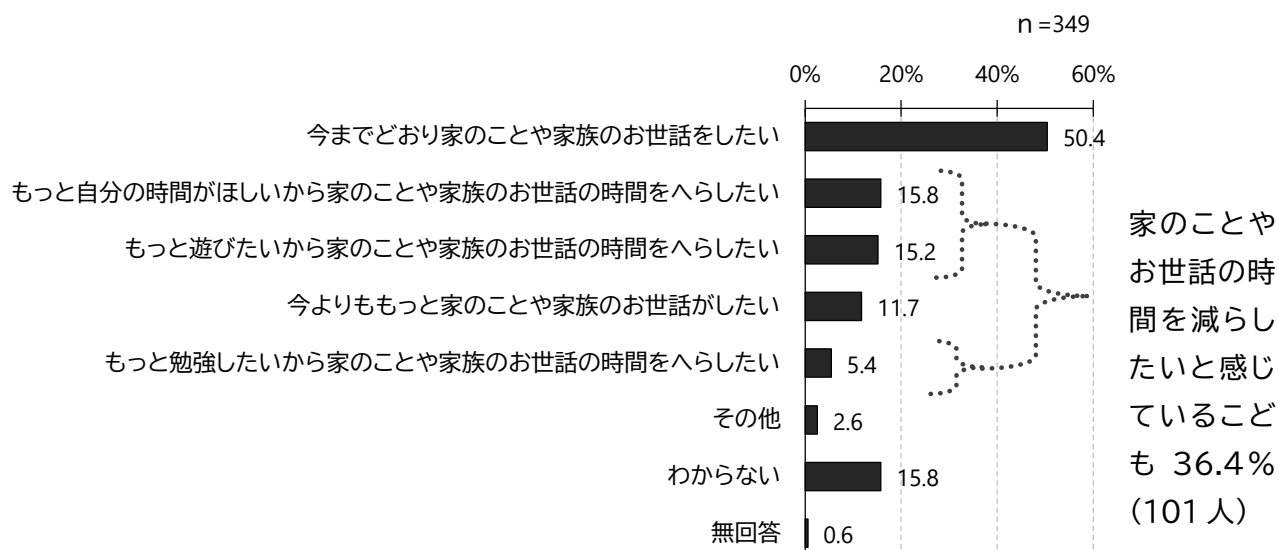
ふだんしている家のことや家族のお世話の内容について、「洗い物や洗たく、そうじ、料理、買物」が49.5%と最も多く、次いで「特にしていない」が38.9%、「兄弟姉妹のお世話」が15.5%となっています。経済的状況別にみると、「兄弟姉妹のお世話」はA層が24.2%でB層の12.3%と比べて1割以上多くなっています。



▼家のことや家族のお世話をどう感じているかについて(複数回答)<こども票>

家のことや家族のお世話をどう感じているかについて、「今までどおり家のことや家族のお世話をしたい」が50.4%と最も多くなっています。

また、家のことやお世話の時間を減らしたいと感じているこどもは36.4%となっています。



第4節 若者からの意見聴取

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、こども基本法に基づく“こども・若者の意見聴取”のひとつとして、若者の意見を聴取し、計画に反映させるために実施しました。

(2) 調査の対象、方法及び調査の時期

調査名称	対象	調査方法
二十歳のつどいアンケート	町内の令和5（2023）年度に20歳になった若者	WEB アンケート調査
町政モニターアンケート	町内在住の20歳以上の対象者 ※調査結果では20歳代～30歳代の回答のみ抽出して掲載	WEB アンケート調査

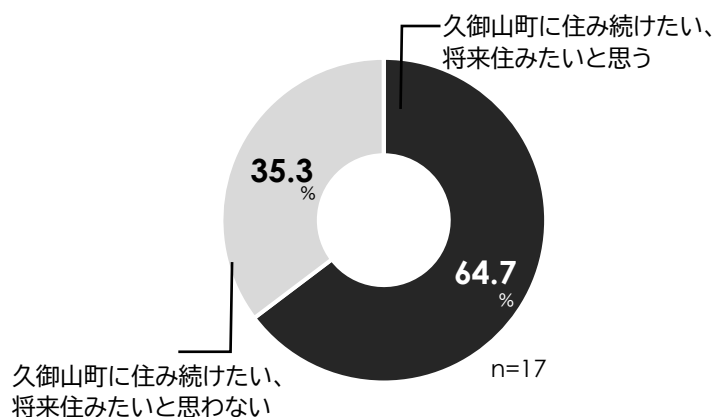
【調査時期】二十歳のつどいアンケート：令和6（2024）年1月8日（月）～1月19日（金）

町政モニターアンケート：令和6（2024）年7月29日（月）～8月9日（金）

2 調査の結果

▼久御山町で暮らすことについて(二十歳のつどいアンケート)

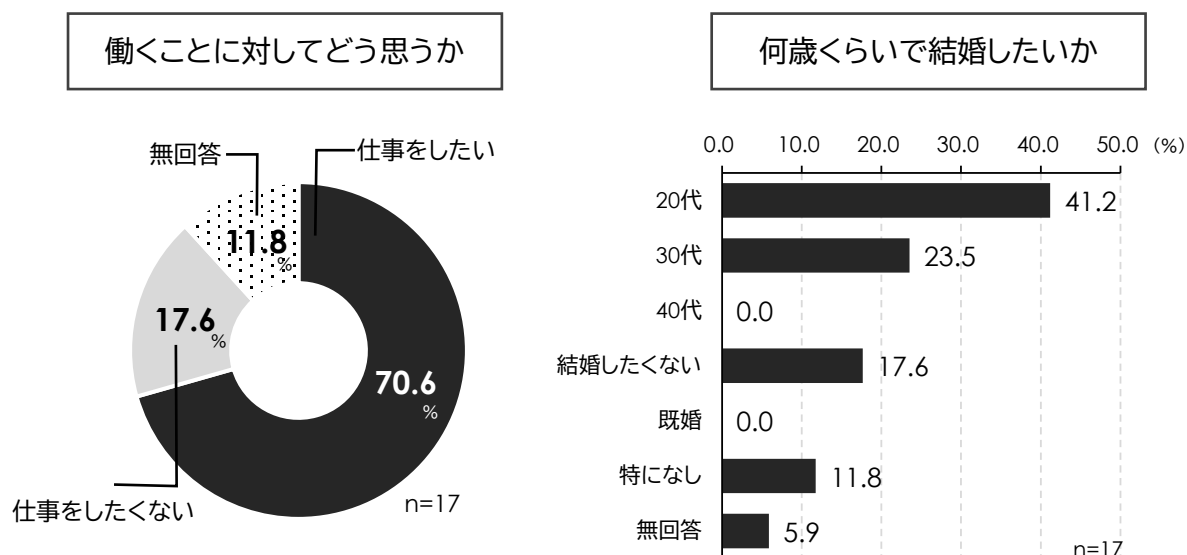
久御山町に住み続けたい、将来住みたいと思うかについて、「久御山町に住み続けたいと思う」は64.7%で半数以上を占めており、「久御山町に住み続けたいと思わない」は35.3%となっています。



▼就労、結婚について(二十歳のつどいアンケート)

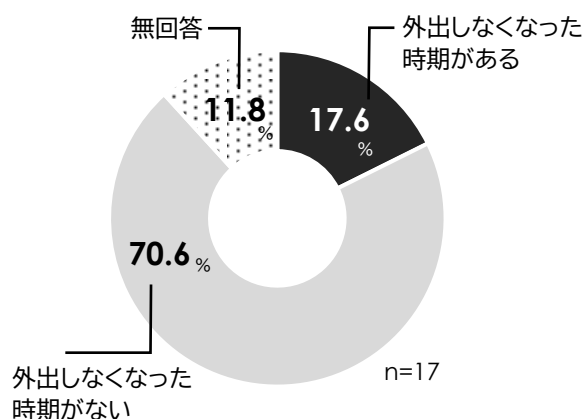
働くことに対してどう思うかについて、「仕事をしたい」が 70.6%で半数以上を占めており、「仕事をしたくない」は 17.6%となっています。

何歳くらいで結婚したいかについて、「20 代」が 41.2%で最も多く、次いで「30 代」が 23.5%となっており、「結婚したくない」は 17.6%となっています。



▼外出について(二十歳のつどいアンケート)

外出について、「外出しなくなった時期がある」は 17.6%で、「外出しなくなった時期がない」は 70.6%と過半数を占めています。

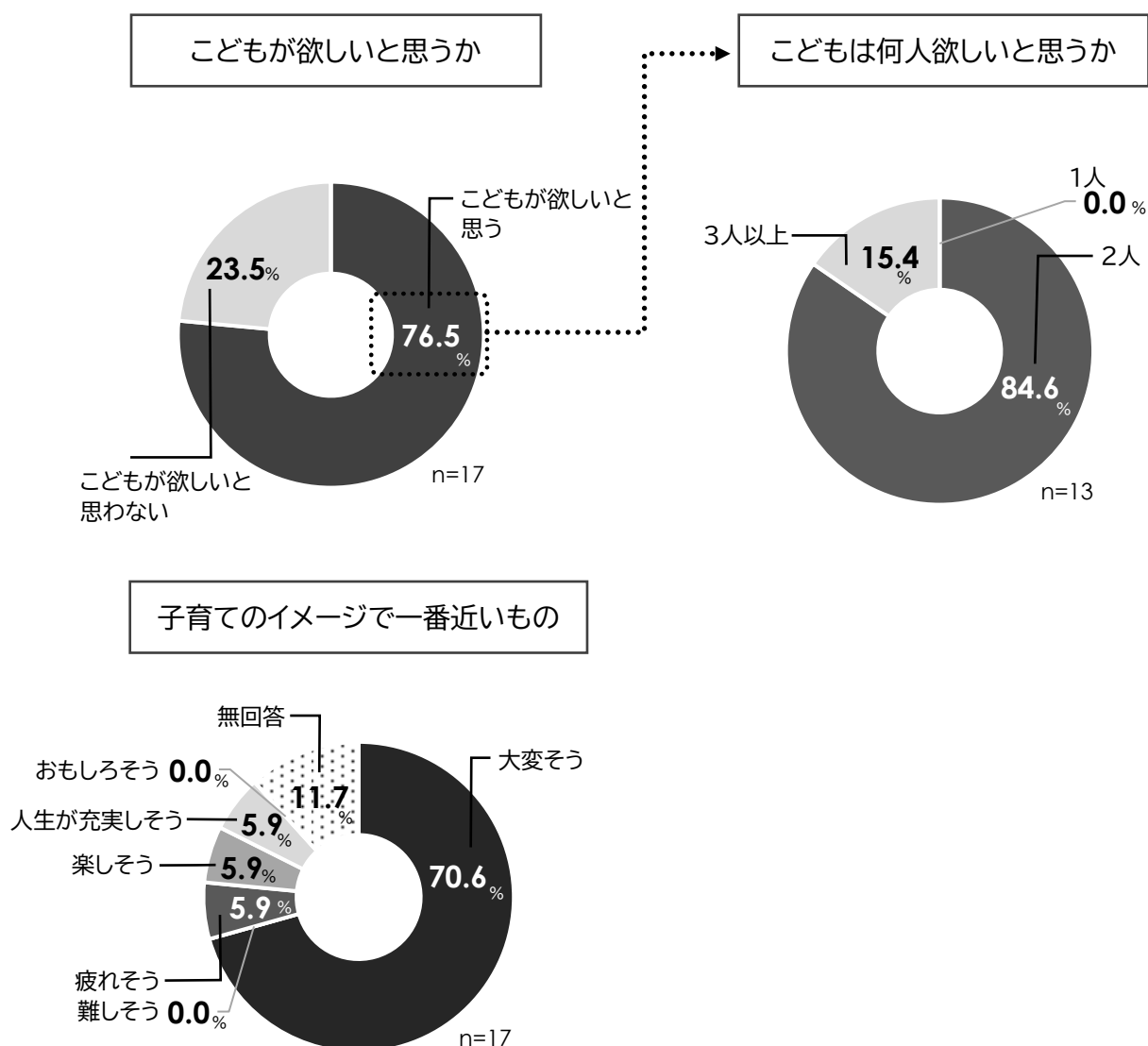


▼子育てについて(二十歳のつどいアンケート)

こどもが欲しいと思うかについて、「こどもが欲しいと思う」が 76.5%で半数以上を占めており、「こどもが欲しいと思わない」は 23.5%となっています。

また、「こどもが欲しいと思う」と回答した人で、こどもは何人欲しいと思うかについて、「1人」が0%、「2人」が84.6%、「3人以上」が15.4%となっています。

子育てのイメージで一番近いものについて、「大変そう」が 70.6%で最も多く半数以上を占めています。

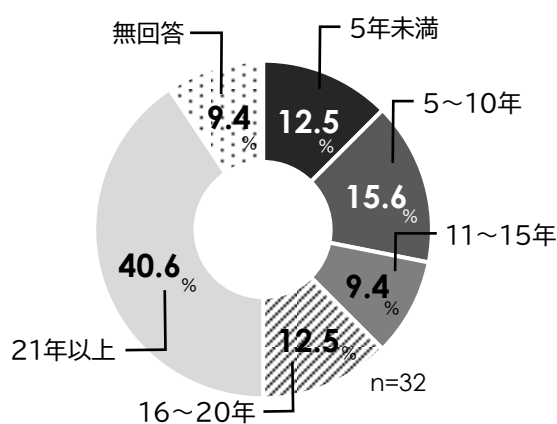


▼久御山町での暮らしについて(町政モニターアンケート)

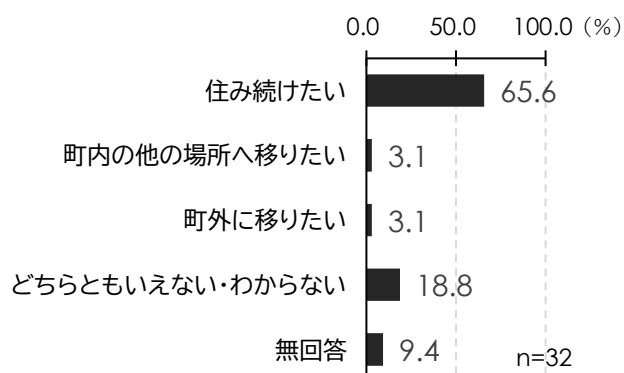
20代～30代の回答者の久御山町での在住（勤務）期間は、「21年以上」が40.6%で最も多く、次いで「5～10年」が15.6%、「5年未満」と「16～20年」がそれぞれ12.5%となっています。また、これからも久御山町に住み続けたいかについて、「住み続けたい」が65.6%で最も多くなっています。

“ふるさと”としての愛着や誇りを持っているかについて、「わからない・考えたことがない」が40.6%で最も多く、「愛着や誇りを持っている」が37.5%、「愛着や誇りを持っていない」が12.5%となっています。

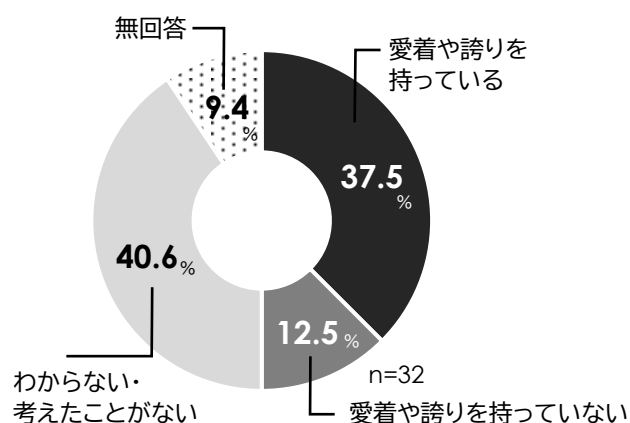
久御山町在住(勤務)期間



これからも久御山町に住み続けたいか



“ふるさと”としての愛着や誇りを持っているか



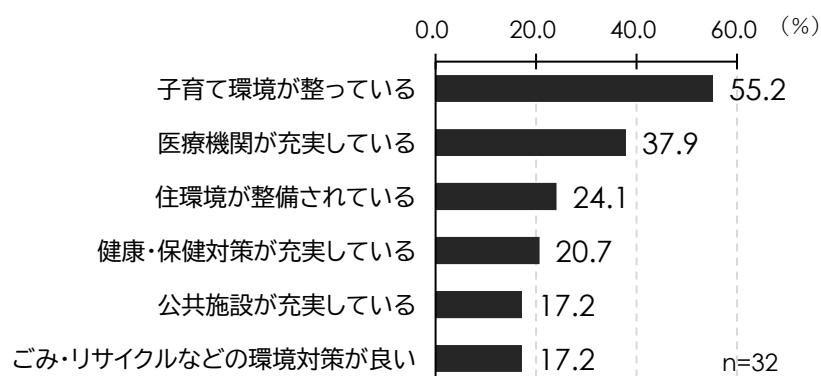
▼久御山町の魅力、重要な施策について(複数回答)(町政モニターアンケート)

久御山町の魅力について、「子育て環境が整っている」が 55.2%で最も多く、次いで「医療機関が充実している」が 37.9%、「住環境が整備されている」が 24.1%となっています。

今後のまちづくりで重要になると思う施策について、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくり」が 79.9%で最も多く、次いで「健全で安定した行財政運営」が 44.8%、「誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせる地域づくり」が 34.5%となっています。

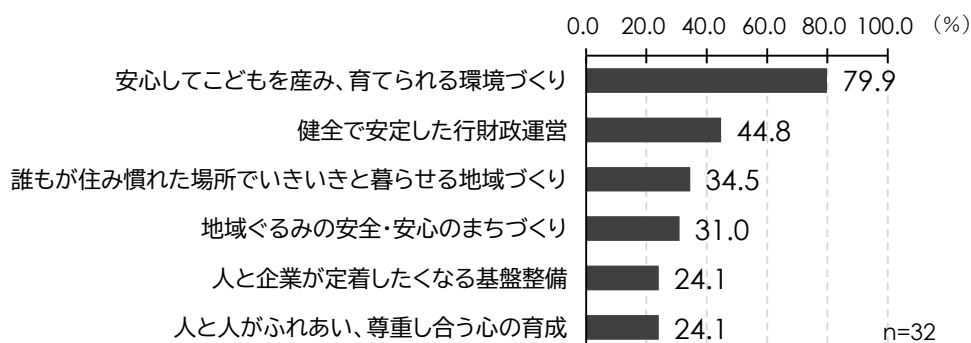
久御山町の魅力

※上位5位(5位と6位は同率)



今後のまちづくりで重要になると思う施策

※上位5位(5位と6位は同率)



第5節 第2期子ども・子育て支援プランの評価

施策・事業の実施状況(計画期間:令和2(2020)～令和6(2024)年度)

町では、第2期子ども・子育て支援プラン（以下「第2期プラン」という。）に基づき、子育て・親育ちをまちぐるみで支援することをめざし、関係各課で取組を推進してきました。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部事業が中止になるなど利用者が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類された令和5（2023）年5月以降は、各事業も再開し、利用者も順調に増加しています。

また、第2期プランの計画期間は、物価上昇やコロナ禍の経済低迷により、子育て家庭への経済的支援が望まれた期間でありました。子育て世代への給付金を支給するほか、子育て支援医療の拡充や町立こども園の保育料完全無償化等を開始するなど、経済的支援の充実に努め、子育て家庭のニーズに対応してきました。

加えて、全国的に、核家族化、地域のきずなの希薄化がコロナ禍によりさらに進行し、子育て家庭が孤立化しやすい傾向がさらに加速したため、国においては、特に産前産後の妊産婦への支援を強化する取組が創設され、町においても、令和5（2023）年度に、子育て応援「はぐくみ定期便」事業を町独自で開始し、丁寧な支援の充実に努めています。

さらに、令和5（2023）年度は、町として「きずなの再構築」をめざし、子どもに関するイベントを実施する団体に対して補助金を交付する「地域子育てモデル事業補助金」を創設したところ、6団体が、補助金を活用してイベントを開催されました。また、佐山・東角小学校区に、地域の方が「こどもの居場所」や「こども食堂」を新たに開設されるなど、地域で子育てをする住民の気運が徐々に高まってきた5年間でもありました。

■基本目標別の点検・評価結果（概要）

基本目標	点検・評価結果
1 子どものすこやかな成長と自立への支援	●子育て応援センター「はぐくみ」の設置による相談対応・各種支援の実施が図られたとともに、園小中の連携体制を充実することができました。
2 子どもの最善の利益の確保への支援	●子育て支援医療が高校生まで無料に拡充するなど、基本的には取組が推進されています。他機関連携のシステム化については、今後さらに充実させていく必要があります。 ●いじめ問題の解消に向けた調査やカウンセラー、相談員による相談対応の充実を図っています。
3 子どもの安心・安全な生活への支援	●多目的トイレにおむつ交換台の設置を進めているほか、久御山中央公園の再整備が計画的に進められています。
4 子育てと仕事・地域生活の両立への支援	●各事業で保育ルームを設置し、子育て家庭が参加しやすい環境づくりを推進しました。

第6節 現状と傾向のまとめ、求められるもの

各種データからみる現状と傾向のまとめ

- 本町の総人口は緩やかな減少傾向で推移しており、総じてこども全体の数も緩やかに減少しています。この背景には、若い世代の未婚率の高さや婚姻率の低さ、さらには出生数（出生率）の減少傾向が要因にあると考えられます。
- 働く女性は増加傾向にあり、特に結婚や出産、育児をする年齢層にあたる20歳代～40歳代の働く女性の割合は増加しており、全国、京都府の水準と同程度かわずかに高い値となっています。
- 本町の18歳未満のこどもがいるひとり親（母子）世帯の割合は、平成12（2000）年以降、全国や京都府と比べて高い傾向が継続しています。
- 本町の障害のあるこども等の数は、平成30（2018）年までは増加傾向であり、その後は横ばいです。しかし、町立小・中学校に在籍するこどもの数に占める割合は増加傾向です。
- 外国籍の20歳未満のこどもは、平成27（2015）年から令和6（2024）年で2倍ほど増加しています。

アンケート調査結果からみる現状と傾向のまとめ

- 働いている母親は就学前のこどものいる保護者が7割以上、小学生のこどもがいる保護者が8割程度となっています。また、こども園などを定期的に利用している就学前児童は8割以上になっており、前々回、前回の調査から増加しています。【ニーズ調査】
- 働いている母親は7～8割、そのうちフルタイムで働く母親は3～4割で増加傾向となっています。育児休業の取得状況では、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は増加傾向にあります。【ニーズ調査】
- 教育を含む子育てを父母ともに行っている家庭は増加傾向にあり、夫婦の子育てに対する役割分担や考え方が変化していることがうかがえます。【ニーズ調査】
- 気軽に相談できる先は、親族や友人・知人に集中しており、こども園や学校の先生を除くその他の公的機関等の相談先は、1割程度かそれ以下であることから、相談機関が周知されていない可能性があります。【ニーズ調査】
- こどものことで日ごろ悩みや不安を抱えている人は9割以上で、その主な内容は『こどもの教育や将来の教育費』、『こどものしつけ』が5割以上と多くなっています。また、保護者自身のことで日ごろ悩みや不安を抱えている人は7～8割程度で、その主な内容は『こどもを叱りすぎているような気がする』ことや『仕事や自分のやりたいことができない』が3割前後と多くなっています。【ニーズ調査】
- 保護者が子育てを「とても楽しい」あるいは「楽しい」と回答した人の割合は就学前児保護者、小学生保護者ともに前々回、前回の調査から増加しており、妊娠時からの切れ目のない支援の充実の効果が表れていると考えられます。

- ご近所や地域の人々との付き合いの状況は、親しい付き合いがある家庭が減り、付き合いがほとんどない家庭が増えている傾向がみられ、地域のつながりの希薄化が進行していることがうかがえます。【ニーズ調査】
- 本町の A 層“低所得層”は全体の 1 割程度で、そのうちの 5 割程度がひとり親家庭となっています。【生活実態調査】
- こどもの希望進学先について、A 層の保護者の大学への進学希望は 4 割程度にとどまり、さらに、A 層のこども自身の大学への進学希望は 3 割程度と低くなっています。また、B 層（低所得層以外）のこどもの 8 割以上が学校の授業の内容を理解している一方で、A 層のこどもは 6 割程度にとどまっています。【生活実態調査】
- 日ごろから身の回りのお世話を必要とする家族の世話等をこどももしていると回答した保護者は 23.2%（69 人中 16 人）ですが、こどもの回答では、ふだんから家のことや家族の世話をしている割合は 60.8%（574 人中 349 人）で、そのうち、家のことや家族の世話の時間を減らしたいと感じているこどもは 36.4%（349 人中 127 人）となっており、保護者の認識とこどもの認識にやや差がみられます。【生活実態調査】

若者からの意見聴取結果からみる現状と傾向のまとめ

- 久御山町に住み続けたいと思う若者の割合は約 6 割です。
【二十歳のつどい・町政モニターアンケート】
- 子育てについて、若者の約 7 割が「大変そう」と思っています。【二十歳のつどいアンケート】
- 今後のまちづくりで重要になると思う施策について、「安心してこどもを産み、育てられる環境づくり」が最も高い割合となっています。【町政モニターアンケート】

求められるもの

求められるもの

地域のつながりの希薄化、働く女性の増加の傾向がみられます。子育て家庭を支えるため、地域でこどもを育てる環境づくりが必要です。

取り組むこと

「こどもまんなか」の実現に向けた取組を実施し、子育てにやさしい地域づくりや、多様なこどもの居場所づくりに努めます。

成果指標と目標設定

成果指標		基準値			目標
		平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
<アンケート> 地域との付き合いについて「親しい」「やや親しい」と回答した保護者の割合	就学前	37.4%	27.8%	26.9%	➡
	小学生	44.5%	36.0%	37.0%	➡

求められるもの

ひとり親家庭の割合が高く、ひとり親家庭の半数は低所得層に分類されるという結果がでています。すべてのこどもたちが心身ともに健全に成長するために、継続した支援が求められます。

取り組むこと

ライフステージによらず継続した支援のための仕組みづくりを、特に、こどもの貧困の解消に向けて取り組みます。

成果指標と目標設定

成果指標		基準値			目標
		平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
<アンケート> 「自分には将来の夢や目標がある」と回答するこどもの割合	小学生			84.5%	➡
	中学生			67.8%	➡

求められるもの

子育てを楽しんでいると思う保護者の割合は増加傾向ですが、こどものことで悩みを抱えている人は9割以上です。特に、産前産後は出産・子育てに不安を抱えやすい時期であるため、重点的な関わりが求められます。

取り組むこと

不安を抱えやすい産前産後というライフステージでの支援に重点的に取り組みます。

成果指標と目標設定

成果指標		基準値			目標
		平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
<アンケート> 子育てが楽しいと感じている保護者の割合	就学前	61.1%	59.5%	64.4%	➡
	小学生	55.7%	55.1%	63.0%	➡

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 計画の基本理念

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で久御山町のこども、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けてめざすべきビジョンです。

家庭、地域、学校、行政、事業所等のすべてが基本理念のビジョンを共有し、「全国一番の子育て環境のまちづくり」をともに推進していくための共通理念となります。

<基本理念>

こどもまんなか みんなの声が響く くみやま

本町がこれまで推進してきた子ども・子育て施策を束ねる計画である「久御山町子ども・子育て支援プラン」は、第1期計画・第2期計画を通じ『みんなで支え、育ち合う 笑顔あふれるまち 久御山』を基本理念として掲げ、各施策を推進してきました。

今期からは、計画の対象範囲を、こども・若者・子育て当事者、こどもを取り巻く社会と広げ、こども施策を総合的に推進するため、新たに「久御山町こども計画」を策定しました。

こども施策を推進していくにあたっては、こどもたちを町のまんなかに据え、こどもたちの意見を大切にしながら、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう意識して取り組むことが必要です。家庭、地域、学校、行政、事業所等が連携して、こどもの健全な成長と若者の社会参加の促進、子育て家庭を支えるために、こどもをまんなかとして集まり、わいわいと会話するような久御山町となることをめざして、本計画の基本理念を『こどもまんなか みんなの声が響く くみやま』とします。

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念『こどもまんなか みんなの声が響く くみやま』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、『「こどもまんなか」の実現に向けた取組』、『こども・若者・子育てのライフステージによらず行う支援』、『こども・若者・子育てのライフステージごとの支援』の3つの展開を軸にした10の目標を設定します。

「こどもまんなか」の実現に向けた取組

基本目標1 子育てにやさしいまちづくり

すべての子育て家庭が安心してこどもと過ごし、子育てに幸せを感じられるよう、住環境の確保から公共施設等での子育て家庭への配慮、こどもの交通安全、道路整備、防犯、災害対策を整備するとともに、地域が一体となって子育てをしていく気運の醸成を図ります。また、「こどもまんなか」まちづくりの一環として、こどもの意見を聴く機会を設け、子育てにやさしいまちづくりを包括的に推進します。

基本目標2 こどもの居場所づくり

こどもがのびのびと自由に遊ぶことができ、子育て家庭が安心して過ごすことができる公園の整備を推進します。また、こどもが学校や家以外でも過ごせる新しいこどもの居場所づくりに向けた取組として、地域での交流や学習の機会を創出する場所づくりを推進します。

基本目標3 多様な学び・体験の機会づくり

自然体験や環境学習、異文化理解、歴史、芸術、文化、スポーツ、さらには生活習慣の形成・定着など、様々な学びや体験の機会、正しい知識の習得を通じて、多様性や協調性、主体性などを身につける機会を充実します。

基本目標4 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

妊娠期間の段階からこどものすこやかな育ちを支える保健・医療の提供体制を充実させるとともに、プレコンセプションケアの推進を通じて、こどもに健康、性、子育て等に関する適切な知識を身につける機会づくりを推進します。

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

貧困により、こどもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと及び権利や利益を害され社会から孤立することがないように、こども園や学校をはじめ、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。また、こどもが過ごす家庭が安定し、余裕のある子育てができるよう、生活や就労の支援、経済的支援の充実に努めます。

基本目標6 課題や困難を抱えるこどもや家族への支援

発達を含めたこどもの障害、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、こどもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。

また、こどもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートができるよう努めます。

基本目標 **7** こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者とこどもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、すべてのこどもたちが安心して通える教育・保育の環境づくりと保護者が安心して預けられるこども園の運営に努めます。

基本目標 **8** 学童期・思春期の支援

大きく変化する社会情勢の中でもたくましく、柔軟に生きていくことのできるこどもが育つよう、教育カリキュラムの推進に加えて、学校給食の充実や放課後の居場所づくりなど、こどもの心身の発達を促す機会づくりに努めます。

基本目標 **9** 18歳以上の若者への支援

町の未来の担い手である18歳以上の若者たちが、就労について考える機会づくりに努めます。

また、学校・職場以外の居場所づくりをし、若者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標 **10** 子育て当事者への支援

子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者が、子育てに関する適切かつわかりやすい情報をスムーズに受け取れるよう情報発信体制の整備を推進するとともに、身近に寄り添った相談ができる体制の整備に努めます。

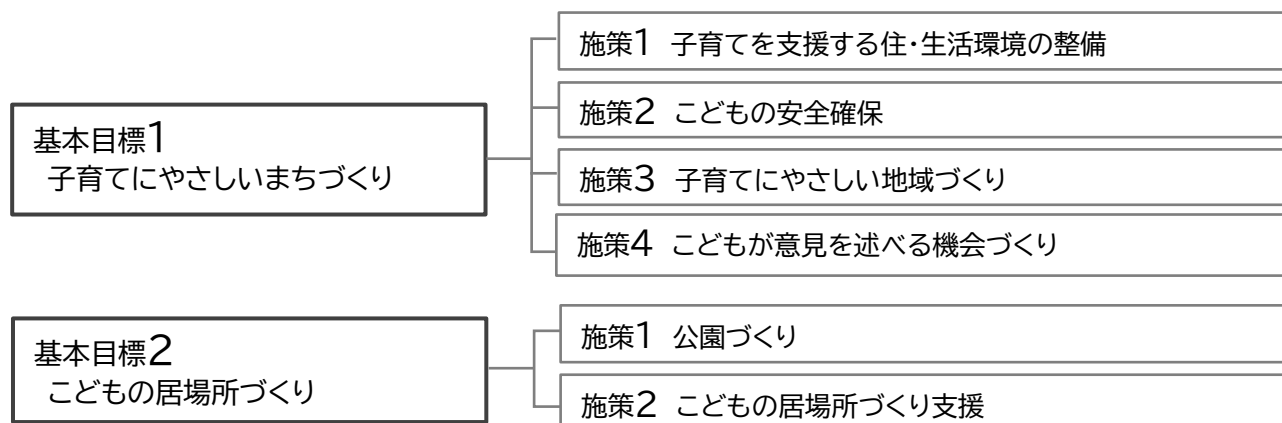
また、すべての子育て家庭への経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立に向けた環境の整備、さらに、ひとり親家庭への支援の充実を図るなど、子育てしやすい環境づくりをサポートします。

第3節 施策の体系

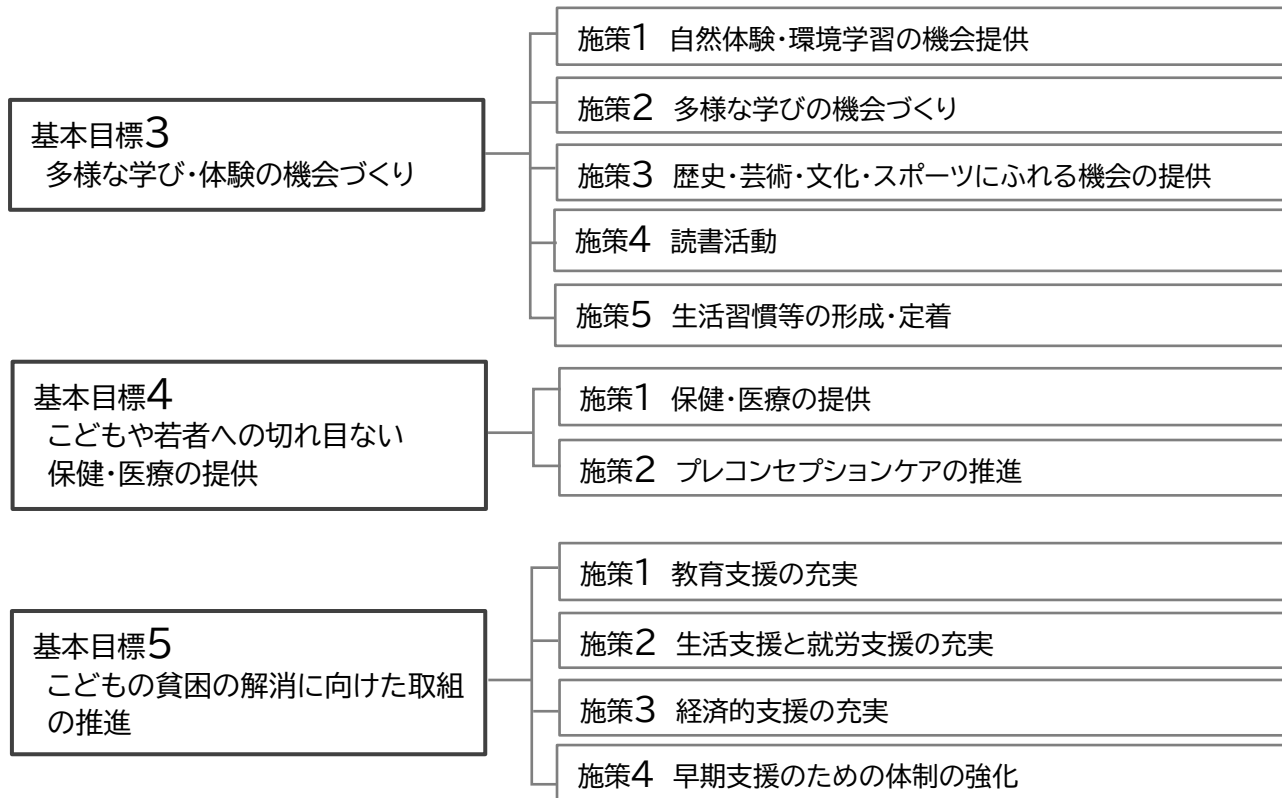
【基本理念】

こどもまんなか みんなの声が響く くみやま

「こどもまんなか」の実現に向けた取組



こども・若者・子育てのライフステージによらず行う支援



基本目標6
課題や困難を抱える子どもや家族
への支援

施策1 障害のある子ども・医療的なケアが必要な子ども等
への支援

施策2 児童虐待防止対策の推進

施策3 ヤングケアラーへの支援

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱え
る子どもへの支援

子ども・若者・子育てのライフステージごとの支援

基本目標7
こどもの誕生前から幼児期までの
支援

施策1 産前産後の支援充実と体制強化

施策2 就学前の教育・保育の充実

施策3 教育・保育環境の充実

基本目標8
学童期・思春期の支援

施策1 生きる力をはぐくむ教育

施策2 学校給食の充実

施策3 放課後の居場所づくりの推進

基本目標9
18歳以上の若者への支援

施策1 就労・生活基盤安定のための支援

施策2 若者にとって魅力ある地域づくりの推進

基本目標10
子育て当事者への支援

施策1 子育てへの悩みや不安の解消に向けた支援

施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策3 ひとり親家庭への支援

施策4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

第4章 施策の展開

「こどもまんなか」の実現に向けた取組

基本目標1 子育てにやさしいまちづくり

施策1 子育てを支援する住・生活環境の整備

施策の方向性

- 子育て家庭が日常的に利用している施設内の設備などの利便性と安全性の向上に向けた取組を計画的に推進します。
- 町内で住宅確保を希望する子育て家庭が、希望どおりに確保できるような環境をつくります。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
1	公共施設等での子育て家庭への配慮の推進	施設所管課

事業内容

乳幼児等の子連れでも利用しやすいような施設づくりとして、多目的トイレにおむつ交換台の設置、プレイエリアの設置などに取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
2	子育て家庭の住宅確保に対する支援【新規】	子育て支援課

事業内容

子育てに必要な住宅リフォームに対し、その費用を一部補助し、経済的負担を軽減します。

事業番号	事業名	担当課
3	子育てしやすいまちづくりの構築【新規】 	新市街地整備課

事業内容

住まいと暮らしにかかる施策を計画的かつ総合的に推進するため、住生活基本計画を策定し、その中で、みなるタウンの住街区促進ゾーンを整備するとともに、御牧地域においてモデル地区を位置付け、住宅の確保を進めます。

事業番号	事業名	担当課
4	公共交通の利用促進	新市街地整備課

事業内容

誰もが使いやすい地域公共交通を進めるため、子育て世帯に対しても、公共交通の利用促進を図ります。

施策2 こどもの安全確保

施策の 方向性

- こども園・小中学校のこどもたちが利用する通学路等の道路整備及び安全確保に向けた各種取組を推進します。
- 犯罪防止に向けた啓発や災害時に備えた防災訓練の充実、さらには、インターネット等の正しい利用の啓発など、こどもたちを犯罪や災害から守るまちづくりを推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
5	通学路等の計画的な整備	学校教育課 建設課

事業内容

久御山町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携してこどもたちが安全に通園・通学できるよう、また、こども園のこどもたちが安全に散歩できるよう、通学路等の計画的な整備に努めます。

事業番号	事業名	担当課
6	交通安全教室の開催	学校教育課 建設課

事業内容

宇治警察署から講師を招き、こども園や小中学校で交通安全教室を開催し、こどもたちの交通安全意識の啓発と事故防止を図ります。

事業番号	事業名	担当課
7	登下校時のパトロール体制の強化	学校教育課 総務課

事業内容

犯罪事案などの情報共有や町防犯推進委員、青少年健全育成協議会、ボランティアなどによる効果的な防犯パトロールの展開により、監視体制の強化を図ります。



▲登校時の見守り

事業番号 8	事業名 通学路等の防犯対策の推進	担当課 学校教育課 総務課
事業内容 町内への防犯カメラの設置、不審者情報等の情報共有を行うとともに、3校区の見守り隊への補助を行い、通学路等の防犯対策の強化を図ります。また、各小学校でこども110番のいへの周知をします。		
事業番号 9	事業名 地域での防災訓練の強化	担当課 総務課
事業内容 自助・共助の意識啓発や防災組織の育成により、災害時における住民の適切な行動を促進し、防災活動の強化を図ります。		
事業番号 10	事業名 学校等における防災教育の推進	担当課 学校教育課
事業内容 避難訓練の実施に加えて、学校等におけるこどもたちへの防災教育を推進します。		
事業番号 11	事業名 インターネットやスマートフォン等の適正な使用の啓発	担当課 学校教育課 生涯学習応援課
事業内容 インターネットやスマートフォンによる有害情報やスマートフォン依存症、また、SNSなどのコミュニティサイトを通じたトラブルや事件からこどもを守るため、総合的な学習の時間で情報モラルの学習として実施するなど、学校・PTAを通じて適正な使用の啓発に努めます。		
事業番号 12	事業名 こどもの健全育成の啓発	担当課 生涯学習応援課
事業内容 健全な生活に悪影響を及ぼすことが懸念される有害環境からこどもを守るため、チラシの配布や青少年健全育成協議会による夜間パトロール活動を実施し啓発を図ります。		

施策3 子育てにやさしい地域づくり

施策の 方向性

- 地域全体で子育てをし、こどもも子育て世代も、安心して過ごせるまちづくりを推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	重点 事業	担当課
13	地域全体で子育てをする気運の醸成		子育て支援課
事業内容 こども食堂、こどもの居場所づくりへの支援、地域で子育て支援に関するイベント等を実施する団体の支援に努め、地域全体で子育てをする気運の醸成に努めます。			
事業番号	事業名		担当課
14	青少年健全育成協議会活動や PTA 活動等の支援		生涯学習応援課
事業内容 青少年健全育成協議会活動、PTA 活動の充実に向けた支援により、家庭や地域の教育力の向上を図ります。			
事業番号	事業名		担当課
15	高齢者による子育て支援活動の促進		福祉課
事業内容 シニアクラブなど地域の高齢者によるサークル活動や昔遊びを通して、子育て中の保護者や児童との交流を図ります。			
事業番号	事業名		担当課
16	あいさつ運動の推進		生涯学習応援課
事業内容 毎月 25 日を「にこにこあいさつデー」として関係機関が統一して取り組めるよう実施し、あいさつ運動の推進を図ります。			
事業番号	事業名		担当課
17	コミュニティ・スクールによる地域に開かれた学校づくりの推進		学校教育課 生涯学習応援課
事業内容 地域社会との協力で学校運営を進め、こどもたちをはぐくんでいくコミュニティ・スクールの体制づくりを促進するため、地域学校協働活動推進員の配置など、学習・体験・安全などの地域ボランティア活動支援を推進します。			

施策4 こどもが意見を述べる機会づくり

施策の 方向性

- こども家庭庁が推進する、“こどもを社会の構成員として認め、当事者であるこどもの意見を聞くこと”を本町でも取り組んでいくため、こどもたちが意見を出し合い、大人に意見を言える場づくり、機会づくりの充実に努めます。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
18	こどもが意見を述べる機会の充実【新規】	子育て支援課 生涯学習応援課
事業内容		
「まちづくりセンター」や「みまきっこまんなか応援村」の取組、また「青少年の主張発表会」の開催により、こどもが意見を述べる機会づくりに努めます。		



▲こどもたちが主体となって運営した「こどものまちミニくみやま」

基本目標2 こどもの居場所づくり

施策1 公園づくり

施策の 方向性

- 小さい子どもを連れた子育て家庭の憩いの場であり、こどもたちの遊び場、交流の場として広く利用される公園の整備を推進します。
- 町内にある公園等の整備・管理を計画的に推進します。

主要な取組

事業番号	事業名		担当課
19	久御山中央公園の再整備	重点事業	建設課

事業内容

交流と憩いの場を創出する「まちのにわ構想」に基づき策定した「久御山中央公園整備基本計画」により、公園としての機能を拡充し、再整備後の久御山中央公園がこどもの遊び場や、保護者・地域住民が交流できる場となるようリニューアルに取り組みます。

事業番号	事業名	担当課
20	公園の整備・充実	建設課

事業内容

地域住民のニーズに応じた身近で個性あふれる公園となるよう、公園改修などの整備を推進します。

事業番号	事業名	担当課
21	簡易児童遊園等の整備・充実	子育て支援課

事業内容

社寺境内等の簡易児童遊園等整備・補修に対して補助金を支給します。



▲久御山中央公園で実施した「まちの学校」

施策2 こどもの居場所づくり支援

施策の 方向性

- こどもたちが、園・学校外で、いつでも・気楽に集まれる居場所づくりや、地域の人たちと関わる機会づくりに努めます。

主要な取組

事業番号	事業名	重点 事業	担当課
22	こどもの居場所づくり推進と支援【新規】		子育て支援課

事業内容

こどもをまんやかに地域がつながるまちづくりのモデルケースとして「みまきっこまんなか応援まちづくり事業」の推進、民間が実施することも食堂、こどもの居場所への支援に努めます。

事業番号	事業名	担当課
23	放課後子ども教室（まなび塾）の実施	生涯学習応援課

事業内容

地域の教育力を生かした活動体験、学習活動を行う「まなび塾」の支援と拡充を図ります。

みまきっこまんなか応援まちづくり事業について

「みまきっこまんなか応援まちづくり事業」では、みまきっこ応援のまちとなる拠点を整備し、こどもを通じて、みんなが楽しくいきいきとしたまちを目指して取り組むものです。

地域が良くなる

みまきっこまんなか応援村



こども・若者・子育てのライフステージによらず行う支援

基本目標3 多様な学び・体験の機会づくり

施策1 自然体験・環境学習の機会提供

施策の 方向性

- こどもたちへの自然体験や環境学習、農業体験等を推進し、遊びや自然の中での営みを通して自立や主体性、協調性など様々な学びの機会とします。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
24	地域での体験活動の推進	生涯学習応援課

事業内容

青少年健全育成協議会による宿泊体験活動を通じて、自主性や協調性、考える力をはぐくみます。また、伝統行事や地場産業など、地域の特色を生かした体験活動を校区青少年健全育成協議会や自治会等を通じて実施します。

事業番号	事業名	担当課
25	自然観察会の実施	産業・環境政策課

事業内容

小学生を対象に、町外施設等を訪れ自然にふれ、観察する取組を実施します。

事業番号	事業名	担当課
26	地球温暖化について学ぶ機会の提供	産業・環境政策課

事業内容

小学5年生を対象に、温暖化チャレンジシートを通して、電気の消費量や省エネについて学び、地球温暖化について考える機会を提供します。

事業番号	事業名	担当課
27	環境学習の実施【新規】	産業・環境政策課

事業内容

小学生対象の「環境学習会」や幅広い年齢層対象の「省エネ対策学習会」を開催します。

事業番号	事業名	担当課
28	こどもの環境意識向上の取組の推進	産業・環境政策課

事業内容

こども園・小・中学校、教育センターの花壇に花の苗や資材を提供して、緑化活動を推進し、こどものうちから草木などの自然を身近に感じ、自然の大切さを学ぶ取組を行います。

事業番号	事業名	担当課
29	農業体験ツアーの実施【新規】	産業・環境政策課

事業内容

町内の直売所をめぐり、こどもたちに野菜が育つ工程や作物の販売方法、食育について学ぶ取組を行います。

施策2 多様な学びの機会づくり

施策の方向性

- 異文化理解、平和に関する教育等、多様な学びの機会を園・学校等で提供します。
- 異年齢のこどもの交流を通して、地域での縦のつながりをつくります。

主要な取組

事業番号 30	事業名 国際理解教育の推進	担当課 学校教育課 総務課
事業内容 W・S・H交流事業及びALTを活用した外国語指導の効果的な実施とコミュニケーション能力の育成に努め、多文化の理解を図る取組の推進を行います。		
事業番号 31	事業名 平和教育の推進	担当課 生涯学習応援課 総務課
事業内容 平和理念の向上のため、平和祈念集会やパネル展・平和学習ツアーの開催などを通じて平和教育を推進します。		
事業番号 32	事業名 男女共同参画教育の推進	担当課 学校教育課 総務課
事業内容 こどもたちが性別にとらわれず将来に夢を持ち、個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画教育を推進します。		
事業番号 33	事業名 異年齢のこども同士のふれあいの推進	担当課 子育て支援課 生涯学習応援課
事業内容 体験活動などを通じて、異年齢のこども同士のふれあいの場の機会を提供します。		
事業番号 34	事業名 租税教育の推進	担当課 税務課
事業内容 次代を担うこどもたちに、租税教室や税の絵画展を通じて税の役割や仕組みについて考える機会をつくり、地域社会の一員としての意識を育てます。		

施策3 歴史・芸術・文化・スポーツにふれる機会の提供

施策の 方向性

- 芸術・文化、郷土の歴史などにふれる体験、積極的なスポーツ・運動への参加の機会を提供し、文化・スポーツの推進を図ります。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
35	芸術・文化体験機会の提供	生涯学習応援課
事業内容 「ゆうホール」「グランハット」の講座で、多様な芸術・文化体験機会をこどもたちに提供します。		
事業番号	事業名	担当課
36	郷土の歴史や伝統文化にふれる機会の提供	生涯学習応援課
事業内容 郷土の歴史や伝統文化をはじめとする地域の特色を生かした体験活動の充実により、歴史や文化にふれる機会を提供します。		
事業番号	事業名	担当課
37	スポーツ少年団活動の促進	生涯学習応援課
事業内容 地域のスポーツ少年団の取組を支援し、活動及び加入促進を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
38	スポーツ教室の開催	生涯学習応援課
事業内容 こどものスポーツ機会の充実を図るため、運動習慣のないこどもにスポーツ参加の機会を提供するとともに、運動が好きになるようなスポーツ・レクリエーション活動を推進します。		
事業番号	事業名	担当課
39	総合体育館等で行う各種教室への参加促進	生涯学習応援課
事業内容 誰もが身近で気軽にスポーツに親しむきっかけづくりとなるような事業を実施し、参加促進を図ります。		

施策4 読書活動

施策の 方向性

- 乳幼児期から絵本を通して読書にふれる機会を創出し、その後の成長過程で子どもが読書に慣れ親しむきっかけづくりに取り組みます。

主要な取組

事業番号 40	事業名 ブックスタート事業の実施	担当課 子育て支援課 生涯学習応援課
事業内容 子育て支援課と町立図書館が連携して、3～4か月児健診時に絵本の読み聞かせを実施し、絵本を無償で配付します。		
事業番号 41	事業名 読書環境の整備	担当課 学校教育課 子育て支援課 生涯学習応援課
事業内容 子どもの読書活動推進計画に基づき、本が好きな子どもを増やす環境づくりや取組を、こども園・学校・子育て支援センター・町立図書館等で実施します。		



▲絵本の読み聞かせ

施策5 生活習慣等の形成・定着

施策の 方向性

- 乳幼児期から、食習慣を中心として生活習慣の形成・定着を図る取組を、こどもの保護者の学びや体験の機会づくりとともに取り組みます。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
42	乳幼児健康診査での栄養指導・栄養相談や離乳食教室	子育て支援課
事業内容 こどもの発育・発達段階に適した食について学習する機会を設け栄養指導・相談を実施するとともに、乳児を対象に2か月に一度、離乳食教室を開催します。		
事業番号	事業名	担当課
43	こどもの望ましい食習慣の普及と定着	学校教育課 国保健康課
事業内容 こどものうちに規則正しい食習慣を身につけ、生涯にわたり望ましい食生活ができるよう食生活改善推進員協議会「久味の会」による「おやこの食育教室」や「小学校食育改善事業」など食育の推進に取り組みます。また、朝食の大切さについて啓発をします。		
事業番号	事業名	担当課
44	こどもの望ましい生活習慣の普及と定着	学校教育課
事業内容 こどもの発育・発達段階に適した生活習慣形成のため、園・学校において「早寝・早起き」などの基本的な生活環境について、こどもや保護者に啓発します。		



▲町からの出産お祝い“木製スプーン”

◀離乳食の様子

基本目標4 こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

施策1 保健・医療の提供

施策の 方向性

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、各種健康診査や母子保健事業の周知を行います。
- 妊娠や出産に向けた経済的負担の軽減を目的とした、妊産婦健康診査や不妊治療対策など、費用の一部負担を軽減する取組を行います。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
45	母子保健事業の周知	子育て支援課

事業内容

対象が限られている事業については個別通知を行い、広く参加を求める事業についてはチラシの配布や町広報紙・ホームページ等で周知に努めます。

事業番号	事業名	担当課
46	妊産婦健康診査の費用助成の実施	子育て支援課

事業内容

妊娠届出時に受診票を交付し、妊娠期・産後の経済的負担の軽減を図ります。

事業番号	事業名	担当課
47	妊婦歯科治療助成の実施【新規】	国保健康課

事業内容

妊婦の健康の保持・増進を図るため、歯科治療にかかった費用の一部を助成します。

事業番号	事業名	担当課
48	予防接種事業の実施	子育て支援課

事業内容

予防接種法に基づき、伝染病予防対策として各種予防接種を実施します。

事業番号	事業名	担当課
49	不妊治療費用助成の実施	子育て支援課

事業内容

不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の負担を軽減するため、経費の一部を助成します。不妊治療を希望する方が治療につながりやすくなるよう、制度の周知を行います。

施策2 プレコンセプションケアの推進

施策の 方向性

- プレコンセプションケア（Preconception care）とは、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を行うよう促すことを指します。若者が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことが、次世代を担うこどもの健康にもつながるヘルスケアであることについての周知や理解促進を図ります。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
50	若い世代の健康づくり推進	国保健康課 子育て支援課
事業内容 子宮頸がんワクチン接種や子宮頸がん検診、成人歯科健診の受診について啓発し、次世代を生み出す若い世代の健康づくりを推進します。		
事業番号	事業名	担当課
51	プレコンセプションケアの推進【新規】	学校教育課 国保健康課 子育て支援課
事業内容 性や妊娠に関する正しい知識を身につける機会を提供します。		

健やか親子21

こどもまんなか
こども家庭庁

「健やか親子21」は、こども家庭庁のホームページにある妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイトです（<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>）。その中で、若者の性や妊娠などの健康相談支援サイトとして「スマート保健相談室」を開設しています。ここでは、主に中学生、高校生を対象としたからだの性・妊娠などの健康に関する正しい情報や専門家に相談できる窓口を探することができます。



画像:こども家庭庁「健やか親子21」スマート保健相談室」サイトより引用

基本目標5 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

施策1 教育支援の充実

施策の 方向性

- 生活困窮世帯のこども等を早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、こどもたちの家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。
- すべてのこどもたちへの学習機会の提供に努めます。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
52	学習機会の提供	学校教育課 生涯学習応援課

事業内容

「ゆめ☆スタ」の実施により、学校外での継続的な勉強の場を提供します。また、生涯学習施設に自習室を設置します。

事業番号	事業名	担当課
53	「こども未来魅力化アクション・プラン」策定 【新規】	学校教育課



事業内容

生活困窮世帯のこども等を早期発見・早期支援するため、こどもの家庭環境等を踏まえた指導体制の充実等についての計画を策定します。

事業番号	事業名	担当課
54	生活困窮世帯のこどもの学習等についての情報提供	福祉課

事業内容

生活困窮世帯のこどもたちに対して、府が実施する学習・生活支援事業についての情報提供をします。



施策2 生活支援と就労支援の充実

施策の 方向性

- 生活困窮世帯の保護者に対して、自立に向けた相談や誰もが安心して子育てできるよう生活・就労の支援に努めます。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
55	生活困窮世帯への情報提供	福祉課

事業内容

生活困窮世帯に対し、府が実施する「くらしとしごとの相談窓口」などについての情報提供をします。

事業番号	事業名	担当課
56	子育て中の女性への就労支援【新規】	産業・環境政策課 総務課

事業内容

子育て中の女性が、ライフスタイルに合わせて就労することができる機会や情報を提供します。

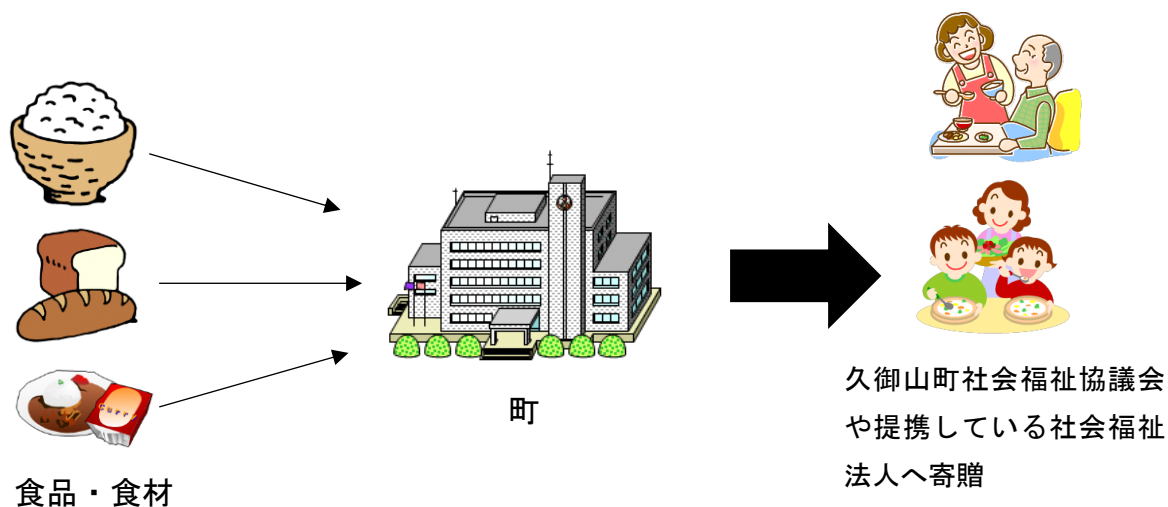
事業番号	事業名	担当課
57	フードドライブの実施【新規】	産業・環境政策課 福祉課

事業内容

家庭や企業で余っている未開封の食品を集め、必要としている方々への提供につなげます。

フードドライブについて

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、町を通じて食品を必要としている地域の福祉施設等に寄付する活動のことです。



施策3 経済的支援の充実

施策の 方向性

- 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に、各種負担の軽減を図り、安定した生活が送れるよう支援を実施します。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
58	「くらしの資金」による貸付け	福祉課

事業内容

経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、一時的な資金の貸付けを行います。

事業番号	事業名	担当課
59	適切な支援の情報提供	福祉課

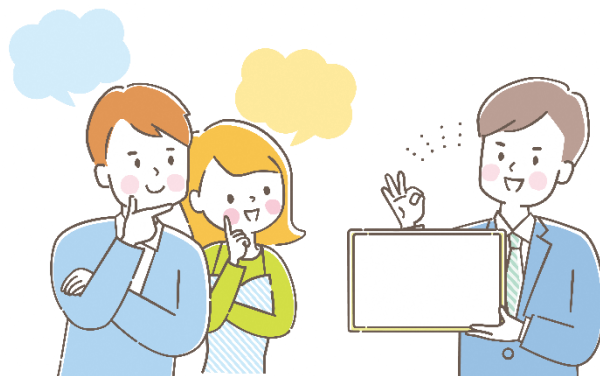
事業内容

支援を必要とする保護者に対し、府や社会福祉協議会の貸付けなどについて情報提供します。

事業番号	事業名	担当課
60	就学援助制度の実施	学校教育課

事業内容

経済的理由により就学困難と認められるこどもの保護者に対して、学用品費・校外活動費・修学旅行費などを支援します。



施策4 早期支援のための体制の強化

施策の方向性

- 生活や育児に関する相談を通じて、生活に困難を抱えるこどもや家庭の早期発見・早期支援に努めます。

主な事業

事業番号	事業名	担当課
61	子育て応援センター「はぐくみ」での支援充実【新規】	子育て支援課

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業や健康診査等を通じ、生活困窮家庭やハイリスク家庭の早期発見と適切な支援をしていくために、研修機会の充実と体制確保に努めます。

事業番号	事業名	担当課
62	民生児童委員による子育て相談の強化	福祉課

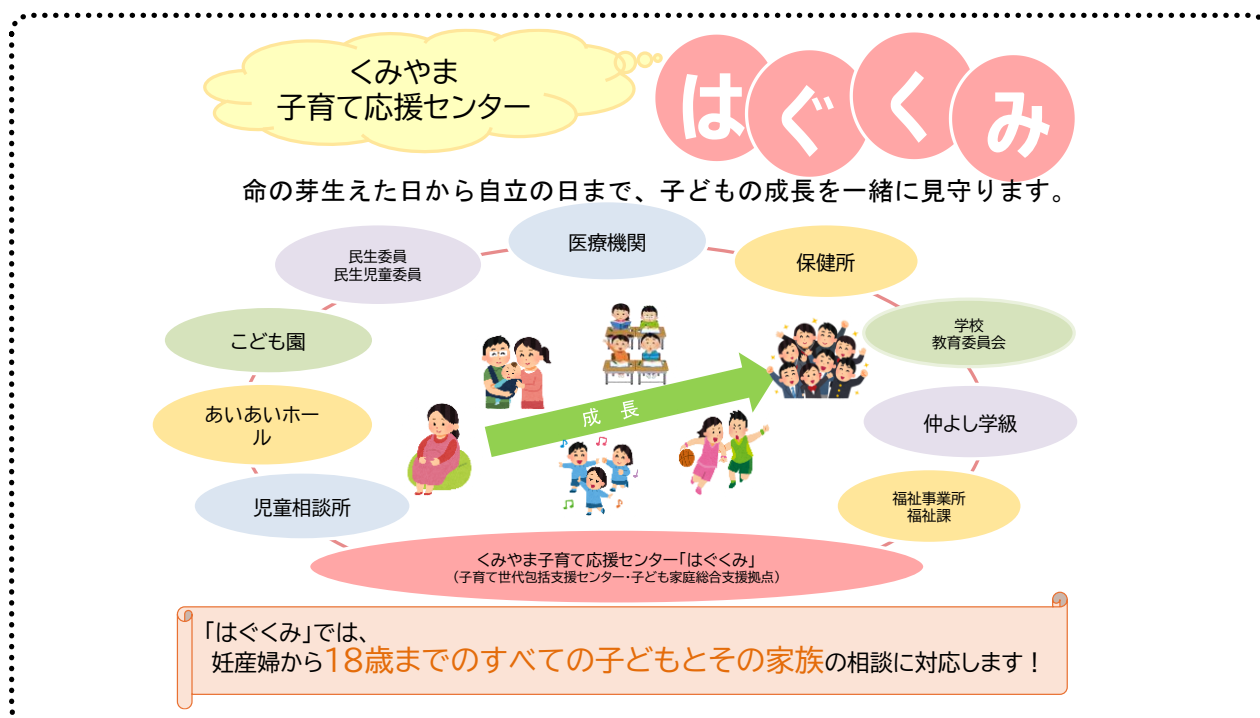
事業内容

少子・高齢化の進展、家庭機能の変化などの社会問題による環境の変化に伴い、住民の福祉ニーズが複雑・多様化する中、子育て相談の強化を図ります。

事業番号	事業名	担当課
63	教育と福祉の連携システムの構築【新規】	学校教育課 子育て支援課 福祉課

事業内容

生活困窮等の課題を持つ家庭を早期発見・早期支援するための連携システムを教育部門と福祉部門で構築します。また、子育て応援センター「はぐくみ」が教育部門と福祉部門をつなぐ機関となるよう、体制を確保します。



基本目標6 課題や困難を抱えるこどもや家族への支援

施策1 障害のあるこども・医療的なケアが必要なこども等への支援

施策の 方向性

- 乳幼児期からの定期健康診査等により、こどもの発達の状況を把握し、適切な支援へつなげます。
- 障害のあるこどもが、適切な教育・保育が受けられるよう環境づくりに努めます。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
64	障害のあるこどもの教育・保育の充実	学校教育課
事業内容 久御山町教育支援委員会を設置し、障害のあるこどもに対して、障害の種類・程度に応じた就学及び教育的支援等の相談・支援及び指導・助言を行います。		
事業番号	事業名	担当課
65	発達障害のあるこどもの早期把握と早期支援の実施	子育て支援課
事業内容 乳幼児健康診査に加え「4歳児サポート事業」等で、障害リスクの早期発見に努めます。 また、支援が必要な親子に対し、療育教室のほか、親子教室などで早期支援を行います。		
事業番号	事業名	担当課
66	障害福祉サービスの提供	福祉課
事業内容 個々の障害のあるこどもの障害程度や勘案すべき事項を踏まえて、サービスの提供を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
67	地域生活支援事業の提供	福祉課
事業内容 障害のあるこどもが社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための支援を行います。		
事業番号	事業名	担当課
68	医療的なケアが必要なこどもへの就園・就学支援【新規】	学校教育課 子育て支援課
事業内容 医療的なケアが必要なこども（医療的ケア児）が就園・就学後も安全に過ごせるよう、必要な支援について検討します。		

施策2 児童虐待防止対策の推進

施策の 方向性

- 児童虐待がなくなる社会をめざして、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口の整備と適切な支援につなげられる体制づくりを推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
69	子育て応援センター「はぐくみ」の運営【新規】	子育て支援課
事業内容 児童虐待の調整機関である要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、切れ目のない継続した支援を行います。		
事業番号	事業名	担当課
70	医療機関との連携による早期発見	子育て支援課
事業内容 保健所や近隣市町と協働で、医療機関との連携強化に取り組んでいきます。		
事業番号	事業名	担当課
71	要保護児童の把握、情報の共有等	子育て支援課
事業内容 要保護児童対策地域協議会の定期的な開催において、要保護児童の把握を行い、緊密な連携と情報共有により児童虐待防止対策を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
72	児童虐待に関する啓発	子育て支援課
事業内容 町広報紙などを通じて、児童虐待防止の啓発に努めます。児童虐待防止推進週間及び児童虐待防止推進月間を中心に、広報啓発に取り組みます。		
事業番号	事業名	担当課
73	乳幼児健康診査の受診啓発、訪問指導	子育て支援課
事業内容 乳幼児健康診査の対象児に個別通知を行い、未受診児や要観察児は訪問等で相談・支援を実施します。今後も、虐待の早期発見の視点から、対象児の全数把握に努めます。		

施策3 ヤングケアラーへの支援

施策の 方向性

- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、園・学校や地域のヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。
- こどもたちが話しやすい相談支援体制の整備や居場所づくりを推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
74	ヤングケアラー支援の理解促進【新規】	子育て支援課
事業内容		
自身がヤングケアラーであると認識のないこどもとこどもに関わる人たちがヤングケアラーについて理解し、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に努めます。		
事業番号	事業名	担当課
75	学校等におけるヤングケアラーの実態把握調査実施【新規】	学校教育課 子育て支援課
事業内容		
ヤングケアラーについてのアンケート調査を定期的実施することについて検討します。		
事業番号	事業名	担当課
76	交流の場・居場所づくりの推進【新規】	子育て支援課
事業内容		
ヤングケアラーのこどもが一人で悩みを抱え込むことのないよう、こども食堂など居場所づくり等の支援を行うことにより、地域でヤングケアラーが参加できる交流の場づくりを推進します。		

ヤングケアラーとは...

▼ヤングケラーの事例



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

画像:こども家庭庁「ヤングケアラーについて」サイトより引用

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える こどもへの支援

施策の 方向性

- いじめや不登校、自殺など、こどもたちが抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、こどもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
77	いじめ問題対策調査委員会の設置	学校教育課

事業内容

地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として「いじめ問題対策調査委員会」を設置するとともに、いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づいた取組の実践により、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

事業番号	事業名	担当課
78	教育支援センター「ゆうゆう広場」の運営	学校教育課

事業内容

心理的または情緒的な要因などにより登校困難な状態に陥っているこどもに対し、個々の状態に応じた指導援助の充実を図ります。

事業番号	事業名	担当課
79	スクール・ソーシャル・ワーカーの配置【新規】	学校教育課

事業内容

こどもや保護者及び園・学校が抱えている課題を解決するため、スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、相談対応の充実と関係機関との連携に努めます。

事業番号	事業名	担当課
80	スクール・カウンセラーの配置【新規】	学校教育課

事業内容

こどもや保護者の悩みや不安、ストレスなどの緩和のためスクール・カウンセラーを配置し、相談対応の充実と関係機関との連携に努めます。

こども・若者・子育てのライフステージごとの支援

基本目標 7 こどもの誕生前から幼児期までの支援

施策1 産前産後の支援充実と体制強化

施策の 方向性

- 出産後、子育てに必要な情報等を取得できるよう、相談支援や教室などを開催し、身近な子育てサポートが行える体制と機会の充実に努めます。

主要な取組

事業番号	事業名	重点 事業	担当課
81	アウトリーチ型支援の実施【新規】		子育て支援課
事業内容 新生児期の訪問とその後の「はぐくみ定期便」による訪問で、こどもの成長・発育と産婦の心身の健康状態の把握に努めます。			
事業番号	事業名		担当課
82	妊産婦への相談支援充実		子育て支援課
事業内容 あらゆる機会に全数面接を実施し、必要な情報提供をするとともに、妊産婦等の悩みを聴き、出産・育児への不安軽減に努めます。			
事業番号	事業名		担当課
83	パパ&ママ教室への参加促進		子育て支援課
事業内容 パパ&ママ教室を土曜日に開催し、父親の参加促進を図っています。ハイリスクの妊産婦への支援の場として活用できるよう、参加勧奨を行っています。			
事業番号	事業名	重点 事業	担当課
84	子育て支援センターの充実【新規】		子育て支援課
事業内容 産後の子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近な相談機関として体制強化を図るとともに、妊婦へのイベント実施など、子育て家庭が訪れやすい環境づくりに努めます。また、地域の子育て支援の拠点として、新たに高齢者施設との連携をするなど、多世代交流の機会充実に努めます。			

施策2 就学前の教育・保育の充実

施策の 方向性

- 保育サービスのさらなる充実に取り組み、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、こどもたちも安心して通える教育・保育の環境づくりを推進します。
- 園小連携をはじめ、0歳から15歳までを見通した園小中一貫教育を進め、保育教諭の研修など、保護者が安心して預けられるこども園の運営に取り組みます。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
85	こども園と小学校との連携充実	学校教育課

事業内容

こども園から小学校への円滑な接続に向けて、カリキュラムの充実等を図ります。

事業番号	事業名	担当課
86	園庭開放の推進	学校教育課

事業内容

未就園のこどもたちが、安全な場所で元気に遊べるよう、こども園の園庭開放をします。

事業番号	事業名	担当課
87	保育教諭の研修機会の充実	学校教育課

事業内容

久御山学園教育研究会による指導方法・指導技術の共有化や外部研修への参加促進など、研修機会の充実を図ります。



▲こども園での教育・保育

施策3 教育・保育環境の充実

施策の 方向性

- 保育施設の整備など、保護者が安心して預けられる保育施設の取組を推進します。
- 生活習慣や言語が異なる外国籍のこどもとその保護者への適切なサポートを行います。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
88	多様な保育事業の推進【新規】	学校教育課 子育て支援課
事業内容 すべてのこども園において、一時保育を実施するとともに、町内の病院で病児・病後児保育を実施します。また、「こども誰でも通園制度」開始に向けて検討します。		
事業番号	事業名	担当課
89	こども園給食の充実と食育の推進	学校教育課
事業内容 こどもの発育・発達の過程に応じた給食を提供するとともに、こどもたちが適切な食習慣や正しい食事のとり方を身につけることができるよう、こども園給食の充実を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
90	多様なルーツを持つこどもに対応したサポートの推進	学校教育課
事業内容 外国籍のこどもが、こども園で十分に保育が受けられるよう、タブレットを活用するなどし、こども一人一人に対応したサポートに取り組みます。		



▲こども園給食

基本目標 8 学童期・思春期の支援

施策 1 生きる力をはぐくむ教育

施策の方向性

- 0歳から 15 歳までを通した切れ目ない園小中一貫教育を進めます。
- 各学校において子どもたちにキャリア教育、人権尊重などの教育内容の充実と適切な指導を図ります。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
91	学力向上対策事業の実施	学校教育課
事業内容 すべてのこどもの基礎学力の定着を図り、希望進路の実現をめざします。また、ゆめ☆スタの実施により、学校外で継続的な勉強の場を提供します。		
事業番号	事業名	担当課
92	キャリア教育の一環としての職業体験の実施	学校教育課
事業内容 勤労観・職業観を育てるキャリア教育として、地域の企業、公共施設などでの中学 2 年生の職場体験活動の充実を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
93	生命尊重、人権尊重の心の育成	学校教育課
事業内容 生命と人権を尊重し、豊かな人間性を育成する指導の充実、発達に応じた人権問題の正しい理解、人権教育年間計画をもとにした各教科などでの指導を行います。		
事業番号	事業名	担当課
94	学校におけるたばこ、飲酒、薬物の防止等の推進	学校教育課
事業内容 非行防止教室の実施及び生徒指導体制の充実を図ります。		
事業番号	事業名	担当課
95	小・中学生が保育や子育てに関わる機会の充実	子育て支援課
事業内容 子育て支援センターでの交流事業やこども園などでの中学生の交流事業を実施し、保育や子育てに関わる機会を充実します。		
事業番号	事業名	担当課
96	久御山学園教育研究会の充実	学校教育課
事業内容 言語力と自己指導能力を一体的にはぐくみ、研究会を通して、教育・保育の質の向上を図ります。		

施策2 学校給食の充実

施策の 方向性

- 学童期、思春期の子どもたちに対して、学校給食を通して食や栄養管理、健康習慣の重要性への理解促進を図るとともに、食文化の学びによる地域、郷土への深い理解へつなげます。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
97	学校給食の充実	学校教育課

事業内容

栄養バランスのとれた、安心・安全な給食を提供することにより、こどもの健康維持を図ります。

事業番号	事業名	担当課
98	学校給食における食育の推進【新規】	学校教育課

事業内容

食育条例に基づき、地元産の米や旬の野菜を給食に活用するとともに、給食だよりを通じて郷土料理や行事食について周知します。また、食べ物の大切さや生産者への感謝の心をはぐくむよう努めます。

施策3 放課後の居場所づくりの推進

施策の 方向性

- 仲よし学級をより利用しやすくなるよう機能や役割について見直し、時代の潮流に沿った取組を推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
99	仲よし学級の運営	生涯学習応援課

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに対し、放課後の遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に、仲よし学級を運営します。

基本目標 9 18 歳以上の若者への支援

施策 1 就労、生活基盤安定のための支援

施策の方向性

- 若者の生活基盤の安定に向けて、就労の機会を設け若者の誰もが積極的な社会参加ができる取組を推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
100	就労に関する情報提供	産業・環境政策課

事業内容

地域若者サポートステーション京都南などの相談機関や企業合同説明会などに関する情報提供に努めます。

事業番号	事業名	担当課
101	企業 PR ツアーの実施【新規】	産業・環境政策課

事業内容

高校生から大学生、求職者を対象とした企業 PR ツアーを実施します。こどもから若者の将来の選択を広げる機会づくりに取り組みます。

施策 2 若者にとって魅力ある地域づくりの推進

施策の方向性

- 結婚・出産を希望する若者が、社会潮流や置かれている環境に左右されず、自身が望んだタイミングでかなえられるよう、結婚に向けた支援と妊娠・出産・子育てが安心・安全にできる環境づくりの充実に取り組みます。
- 若者が多世代と関わり、集える居場所づくりを推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
102	婚活支援についての情報提供	総務課

事業内容

府が開設する「きょうと婚活応援センター」について、情報提供をします。

事業番号	事業名	担当課
103	若者も集えるこどもの居場所づくり【新規】	子育て支援課

事業内容

居場所がない若者が、学校・職場以外で集い、安心できる居場所づくりを実施します。

基本目標 10 子育て当事者への支援

施策1 子育てへの悩みや不安の解消に向けた支援

施策の 方向性

- 保護者が抱える育児や教育、家庭内のトラブルなどの悩みや不安の解消に向けた相談支援の充実を図ります。
- 保護者の孤独感の改善や、こどもと保護者との良好な関係性の構築など、健全な家庭環境づくりの一助となるよう、各関係機関と連携した様々な場面での支援展開を推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
104	相談機能の周知【新規】	子育て支援課

事業内容

妊婦から18歳までのこどもとその家庭の相談先である子育て応援センター「はぐくみ」や、身近な相談先として子育て支援センターを周知します。

事業番号	事業名	担当課
105	教育相談の推進	学校教育課

事業内容

こどもの健やかな成長・発達に悩みを抱えている保護者に対して、スクール・カウンセラー等の専門職を含めたチーム学校で対応するとともに、教育支援センターにおいて、電話や面接による教育相談を実施します。

事業番号	事業名	担当課
106	すこやか養育相談の実施	学校教育課

事業内容

こども園にて、電話・面談により、養育に関わる相談対応を実施します。

事業番号	事業名	担当課
107	子育て関連情報の提供	子育て支援課

事業内容

子育て支援課及びあいあいホール窓口に子育て関連情報パンフレットなどを配架するとともに、町広報紙において子育て関連情報を掲載し情報を提供します。

事業番号	事業名	担当課
108	子育て支援学級の開催	生涯学習応援課

事業内容

小学生とその保護者を対象に、親子で楽しめる講座を開催し、親子のきずなづくりを通して家庭の教育力の向上を図ります。

施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の 方向性

- 子育て家庭に、子育てや教育に係る経済的負担が大きくなるのしかかることのないよう、経済的支援を充実します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
109	保育料の無償化【新規】	子育て支援課
事業内容 こども園に就園するすべての児童の保育料を無償化します。		
事業番号	事業名	担当課
110	こども園・学校給食費の無償化【新規】	学校教育課
事業内容 こども園・小中学校の給食費について無償化します。		
事業番号	事業名	担当課
111	教育における保護者負担の軽減	学校教育課
事業内容 こども園においてかかる共済掛金及び小・中学校においてかかる学級費や新入学学用品費等の保護者が負担する費用について補助します。		
事業番号	事業名	担当課
112	子育て支援医療費助成	国保健康課
事業内容 すこやかにこどもを生み育てる環境づくりの一環として、18歳年度末までの医療費を無償とします。		



施策3 ひとり親家庭への支援

施策の 方向性

- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が、経済的困窮状態に陥り地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

主要な取組

事業番号	事業名	担当課
113	相談・情報提供の充実	福祉課

事業内容

民生児童委員による見守りや相談に加え、各種手当の申請案内時に情報を提供します。

事業番号	事業名	担当課
114	京都府との連携による就労支援等の実施	福祉課

事業内容

こどもの最善の利益の確保への支援及び子育てと仕事・地域生活の両立への支援として、様々な保護者の負担軽減策やひとり親の就業支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
115	母子福祉推進員や母子寡婦会の活動支援	子育て支援課

事業内容

会員の福祉増進のため事業活動に補助を行うとともに、関係機関との連絡調整などの事務的支援を行います。

事業番号	事業名	担当課
116	日常生活支援事業の実施	子育て支援課

事業内容

京都府が京都府母子寡婦福祉連合会に委託し実施する事業で、保護者が仕事や疾病で児童の養育が困難なときに家庭生活支援員を派遣してこどもを預かる等の支援を行います。

施策4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

施策の 方向性

- 子育て家庭が、子育てによって希望する仕事ができないこと、または仕事によって子育てが十分に行えない状況にならないよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでいくとともに、民間企業への制度の周知等、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

主要な取組

事業番号 117	事業名 企業に対する育児・介護休業制度の普及・定着の促進、労働条件の改善や働き方の見直しについての啓発	担当課 産業・環境政策課
事業内容 役場関係各課のカウンターでのチラシ配架により啓発に努めます。		
事業番号 118	事業名 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての住民・企業への啓発	担当課 産業・環境政策課 総務課
事業内容 ワーク・ライフ・バランスの考え方について、研修会などを通じて住民に啓発するとともに、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行う企業の取組を紹介するなど、子育て応援企業の増加に向け啓発を図ります。		
事業番号 119	事業名 ファミリー・サポート・センター事業の充実	担当課 子育て支援課
事業内容 保護者が一時的にこどもを預けたいときなどに幅広く利用できる制度、サポート会員の充実を図ります。		
事業番号 120	事業名 子育て短期支援事業の実施	担当課 子育て支援課
事業内容 保護者が入院した場合など、どうしてもこどもの世話ができないときに児童養護施設で宿泊を伴い、こどもを預かれるよう2施設に委託します。		
事業番号 121	事業名 一時保育事業の実施・充実	担当課 子育て支援課
事業内容 求職活動や通院などで家庭での保育が困難となった満6か月から就学前のこどもをこども園で預かる一時保育事業を町立こども園で実施します。また、0～2歳児の利用料金を無償とします。		
事業番号 122	事業名 子連れ出勤の推奨【新規】	担当課 子育て支援課 総務課
事業内容 職場にこどもを連れて出勤し、こどもをそばにおいて仕事を行う働き方を中心として、職場にこどもを連れてきて預けたり、自宅でテレワークを行ったり、子連れで働くことを推奨する取組を検討します。		

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 第3期久御山町子ども・子育て支援事業計画とは

「第3期久御山町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という）は、「久御山町こども計画」と一体的に策定するもので、計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5か年とします。（根拠となる法制度や位置付けについては4ページを参照）

第3期計画は、本町における教育・保育施設の適切な提供量を確保することを目的としており、計画期間中における就学前のこどものうち、こども園等の提供する教育・保育サービスが必要な1～3号認定のこどもの人数を算出し、待機児童を出さないよう十分に提供できる教育・保育サービス量を確保するものです。また、その他の教育・保育に関わる事業である地域子ども・子育て支援事業についても同様に令和7（2025）年度以降の5年間の利用者数（量の見込み）と、それに見合うサービス提供量（確保の方策）を算出し、本町の子育て環境を整備することを目的としています。

さらに、第3期計画は、本計画の基本理念を共有し、その方向性についても整合を図るものとします。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件及び現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情にに応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

久御山町においては、小学校区は3校区、中学校区は1校区で町域もコンパクトとなっています。そのため、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等の基本となる提供区域は「町全域」を一つの区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、放課後児童健全育成事業（仲よし学級）のみ小学校区とし、その他の事業は「町全域」を一つの区域とします。

■事業一覧

取組			区域
教育 保育	特定教育・保育施設	幼稚園、こども園	
	特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業	町内 全域
	③乳児家庭全戸訪問事業	④妊婦健康診査事業	
	⑤養育支援訪問事業	⑥子育て世帯訪問支援事業	
	⑦児童育成支援拠点事業	⑧親子関係形成支援事業	
	⑨子育て短期支援事業		
	⑩一時預かり事業（一時保育事業）・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	⑪時間外保育事業（延長保育事業）	⑫幼稚園預かり保育	
	⑬病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
	⑭放課後児童健全育成事業（仲よし学級）		小学 校区
	⑮産後ケア事業	⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町内 全域
⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業	⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

第3節 量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計

1 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことを意味します。

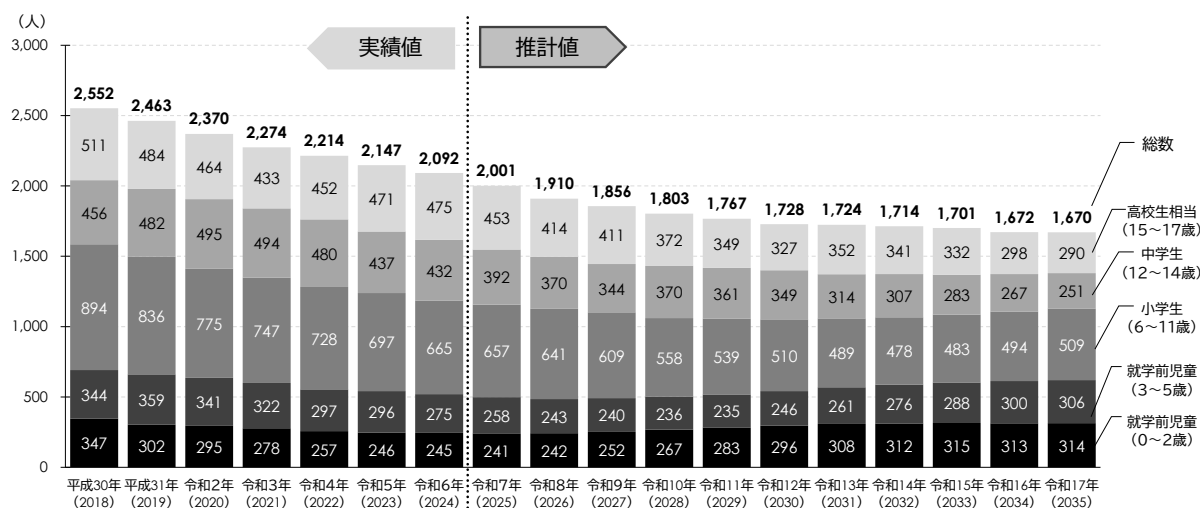
量の見込みの算出方法は、基本的に町の将来人口の推計による各年齢のこどもの数に対して、おおよそ過去5年間の認定区分の対象となったこどもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

2 町の将来人口の推計(住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計)

町の将来人口の推計は、既存の町の人口推計結果を踏まえつつ、第3期計画では年齢別のこどもの人数が年度ごとに必要であることを考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、8ページに掲載している人口推計は、中長期的スパンに適している推計で、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、異なる算出方法、算出結果となっています。それに対して、コーホート変化率法に基づくこの推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出において採用しています。

■久御山町の1歳階級別（0～17歳）、こどもの将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）を基にしたコーホート変化率法による将来人口推計

第4節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

1 こどもの認定区分

幼稚園やこども園等の教育・保育施設を利用することの保護者は、居住する市町村へ「子どものための教育・保育給付」を受ける資格があること及びこどもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて、教育・保育の必要性を認定します。

■認定区分

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・こども園 ・幼稚園(私立等)	・教育のみの利用を希望
2号認定	3～5歳	・こども園 ・幼稚園(私立等)	・保育の必要あり
3号認定	0～2歳	・こども園 ・特定地域型保育事業	

2 こどものための教育・保育給付

幼稚園、こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」があります。教育・保育施設の利用にあたり、「通常教育・保育に要する費用」のうち、「国で定めた利用者負担額」を除く部分を国・府・町で負担します。令和元（2019）年10月から、幼稚園、こども園などを利用する3～5歳児及び0～2歳児（住民税非課税世帯）のこどもたちの保育料が無料となりました。また、令和6（2024）年11月からは町立こども園を利用するすべての0～2歳児の保育料が無料となっています。

■施設（事業）の類型

施設(事業)の類型	利用先
特定教育・保育施設 (施設型給付)	・幼稚園 ・こども園
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	・小規模保育(定員:6～19人) ・家庭的保育(定員:5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、町から受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)

3 1～3号認定の量の見込みと確保方策

現状

本町では、令和6（2024）年4月時点でこども園は640人の利用定員数を設けており、こども園において、各年度4月時点の国基準の待機児童はありません。

■ 1～3号認定の実績値

		実績値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1号認定（3～5歳）		91人	78人	53人	54人	51人
2号認定（3～5歳）		270人	248人	237人	246人	224人
3号認定 (0～2歳)	0歳	12人	12人	20人	14人	10人
	1歳	58人	56人	51人	60人	49人
	2歳	60人	71人	71人	60人	65人

今後の方針

- 社会情勢や町の実情を踏まえ、十分な提供量を確保できるよう、施設の環境整備、保育教諭の確保等に努めます。

■ 1～3号認定の量の見込みと確保方策

1号認定

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）		48人	45人	45人	44人	44人
②確保方策（定員数）		50人	50人	50人	50人	50人
特定教育・保育施設※1		43人	43人	43人	43人	43人
確認を受けない幼稚園※2		7人	7人	7人	7人	7人
② - ①		2人	5人	5人	6人	6人

※1 町立こども園と新制度移行済みの私立幼稚園の利用者数の合計

※2 新制度に移行していない幼稚園の利用者数

2号認定

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	212人	202人	201人	199人	200人
②確保方策（定員数）	220人	220人	220人	220人	220人
特定教育・保育施設	217人	217人	217人	217人	217人
上記以外	3人	3人	3人	3人	3人
②－①	8人	18人	19人	21人	20人

3号認定

0歳児保育	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	14人	16人	18人	19人	22人
②確保方策（定員数）	25人	25人	25人	25人	25人
特定教育・保育施設	25人	25人	25人	25人	25人
②－①	11人	9人	7人	6人	3人

1歳児保育	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	48人	49人	53人	57人	61人
②確保方策（定員数）	65人	65人	65人	65人	65人
特定教育・保育施設	65人	65人	65人	65人	65人
②－①	17人	16人	12人	8人	4人

2歳児保育	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	60人	57人	58人	63人	67人
②確保方策（定員数）	70人	70人	70人	70人	70人
特定教育・保育施設	70人	70人	70人	70人	70人
②－①	10人	13人	12人	7人	3人

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保方策」として設定します。

1 利用者支援事業

対象年齢：18歳未満の子ども

子育て家庭等から身近な場所で相談を受け、個別のニーズに合わせた寄り添い型の支援を実施します。

現状

本事業は令和5年度まで母子保健型として子育て支援課（子育て応援センター「はぐくみ」）で実施してきました。令和6（2024）年度以降、母子保健型をこども家庭センター型として、こども家庭センター機能を生かし、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
こども家庭センター型					1 か所

今後の方針

- 子育て支援課（子育て応援センター「はぐくみ」）をワンストップ窓口として、利用者が多様な子育て支援事業の中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て情報を提供するとともに、関係機関との連絡調整を行います。
- 子育て支援センターあいあいホールにおいても、子育て家庭からの相談に応じ、きめ細かな支援を行えるよう、体制の強化に努めます。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て相談機関	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策（施設数）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域子育て相談機関	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② - ①	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

■量の見込みと確保方策 【妊婦等包括相談支援事業】

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み （利用者数×利用回数）	246 人回	261 人回	276 人回	291 人回	309 人回
②確保方策 （利用者数×利用回数）	246 人回	261 人回	276 人回	291 人回	309 人回
② - ①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

2 地域子育て支援拠点事業

対象年齢:就学前の子ども及びその保護者

子育て支援センターあいあいホールにおいて、就学前の子どもを子育てしている保護者に対して、子育て情報や交流の場の提供、子育て相談等を行います。

現状

本町では、1か所で実施しています。新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに加えて、SNSにより事業の周知に努めるなどし、利用者は増加しています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用人数(延べ利用人数(月))	302人回	313人回	290人回	470人回	605人回
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

今後の方針

- 子育てに関する不安軽減のため、相談機能の体制強化を図ります。また、より多くの方に利用していただくため、妊婦へのアプローチを強化するとともに、地域の子育て支援を担う施設として、多世代交流の取組を充実させます。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数×利用回数)	581人回	564人回	572人回	585人回	603人回
確保方策(施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

3 乳児家庭全戸訪問事業

対象年齢:生後4か月まで

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

現状

乳児家庭を訪問し、情報提供や相談対応した人数は、令和5（2023）年度は79人となっています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数	71人	70人	79人	79人	70人

今後の方針

- 育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。
- 母子健康手帳交付時に、本事業の周知を行うとともに、事業実施時には、対象者と日程調整を行った上で、保健師による訪問を行います。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（利用者数）	82人	87人	92人	97人	103人
確保方策	82人	87人	92人	97人	103人

4 妊婦健康診査事業

対象年齢:妊娠届出者

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券（14 回分）を発行します。

現状

妊娠の届出のあった妊婦について、受診券を交付し、委託医療機関にて妊婦健診を実施しています（他府県などで受診した場合は費用助成）。

■実績値

	実績値				見込値
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
延べ健診回数	2,394 回	2,112 回	2,000 回	2,231 回	2,066 回

今後の方針

- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査を必ず受診するよう啓発するとともに、妊婦健康診査の公費負担を行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるよう支援します。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み（延べ健診回数）	2,066 回	2,192 回	2,318 回	2,444 回	2,595 回
確保方策	2,066 回	2,192 回	2,318 回	2,444 回	2,595 回

5 養育支援訪問事業

対象年齢: 養育の支援が特に必要な妊婦及びおおむね産後1年未満の産婦のいる家庭

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

これまで必要に応じて実施してきた支援員による訪問支援は、令和4年の児童福祉法改正により創設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行します。

現状

養育支援訪問は、支援の必要な世帯数は年度により変動しますが、近年は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は12世帯となっています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問世帯数	7世帯	10世帯	14世帯	12世帯	14世帯
延べ訪問回数	23回	12回	32回	14回	32回

今後の方針

- 対象世帯数は、ほぼ横ばいを見込んでおりますが、妊娠届提出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会等様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握に努め、訪問相談を行います。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（対象世帯数）	16世帯	18世帯	22世帯	25世帯	29世帯
量の見込み（延べ訪問回数）	32回	33回	35回	36回	39回
②確保方策（対象世帯数）	16世帯	18世帯	22世帯	25世帯	29世帯
② - ①	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

6 子育て世帯訪問支援事業

対象年齢：養育の支援が特に必要な妊婦及びおおむね産後1年未満の産婦のいる家庭

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。

令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

現状

支援の必要な世帯数は年度により変動しますが、近年は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は12世帯となっています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問世帯数	7世帯	10世帯	14世帯	12世帯	14世帯
延べ訪問回数	204回	99回	204回	207回	205回

今後の方針

- 継続して事業を実施するとともに、今後の需要や財源の確保等を踏まえて、事業の拡大について検討します。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（対象世帯数）	16世帯	18世帯	22世帯	25世帯	29世帯
量の見込み（延べ訪問回数）	202回	208回	221回	232回	247回
②確保方策（対象世帯数）	16世帯	18世帯	22世帯	25世帯	29世帯
②－①	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

7 児童育成支援拠点事業

対象年齢：6歳から17歳まで

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもたちに対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

今後の方針

- 養育環境等に課題を抱える子どもたちのみならず、すべての子どもたちの居場所となる場の提供や民間の「こども食堂」等への支援を実施していきます。



8 親子関係形成支援事業

対象年齢: おおむね2歳から6歳のこどもの保護者

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

現状

本町では、令和5（2023）年度より事業を開始し、同年度の延べ利用者数は2人となっています。参加者数は少ないですが、参加した方の満足度は高い事業です。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数				2人	7人

今後の方針

- 子育ての不安を軽減する有効な事業であるため、事業の周知に努めながら、継続して実施をします。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用者数）	7人	7人	7人	7人	7人
②確保方策（利用者数）	7人	7人	7人	7人	7人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

9 子育て短期支援事業

対象年齢：小学校修了前のこども

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等で預かり、必要な保護を行います。

現状

現在受け入れ可能施設は2か所です。年間延べ利用者数は少なく、利用者がいない年度もありましたが、児童の養育が一時的に困難な保護者から相談があった場合は、事業の利用につなげ、保護者の精神的負担の軽減につなげることができています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数	2人	6人	0人	0人	6人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

今後の方針

- これまでの利用状況から、現行どおり町外の2施設に委託して見込量を確保できると考えています。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (延べ利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人
量の見込み(施設数)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策 (延べ利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

10 一時預かり事業(一時保育事業)・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

(1) 一時預かり事業(一時保育事業)

対象年齢: 就学前までのこども(生後6か月から)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、こども園で一時保育を行います。

現状

保護者の疾病や育児疲れにより一時的に保育できない場合に、保育の必要なこどもを安心して預けることができる場所を確保できました。令和6(2024)年11月からは、0歳から2歳の利用料を無料としています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数	25人	86人	119人	33人	130人

今後の方針

- 2018(平成30)年度からすべてのこども園で実施しており、利用者は横ばいが見込まれます。
引き続きすべてのこども園での確保を図ります。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (延べ利用人数)	81人	83人	89人	96人	104人
②確保方策 (延べ利用人数) 一時保育(在園児対象型を除く)	81人	83人	89人	96人	104人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

対象年齢: おおむね3か月から小学6年生まで

子育て中の保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、当該援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

現状

延べ利用人数は減少傾向ですが、送迎など定期的な援助についてニーズがあります。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数	101 人	32 人	35 人	42 人	25 人

今後の方針

- おねがい会員とまかせて会員による事業であり、町広報紙、ホームページ等で周知を図り、会員の確保を進め、利用促進を図ります。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (延べ利用人数)	41 人	51 人	61 人	70 人	80 人
②確保方策 (延べ利用人数)	41 人	51 人	61 人	70 人	80 人
② - ①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

11 時間外保育事業(延長保育事業)

対象年齢:こども園(2号認定、3号認定)の在園児

保育認定を受けたこどもについて、基本教育・保育時間以外の時間において、こども園で保育を行います。

現状

本町では、町内のすべてのこども園で実施しています。保護者の多様な就労形態に伴い、利用人数は増加傾向にあります。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数	552 人	462 人	369 人	422 人	401 人
施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

今後の方針

- 利用者は増加傾向を見込んでいますが、保育教諭の確保をするなど、受入体制の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用者数)	390 人	383 人	394 人	408 人	425 人
量の見込み(施設数)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②確保方策 (利用者数)	390 人	383 人	394 人	408 人	425 人
② - ①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

12 幼稚園預かり保育

対象年齢:こども園(1号認定)の在園児

基本教育・保育時間終了後に、保護者の要請などに応じて預かり保育を実施します。

現状

町内のすべてのこども園で実施しています。多様な保護者のニーズに合わせ、保護者の安心感を高めるために、預かり保育を実施しています。令和5（2023）年度までは1号認定こどもの減少に伴い利用は減少しています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数	1,239 人	736 人	967 人	555 人	787 人
施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

今後の方針

- 令和5（2023）年度以降、1号認定こどもの人数は横ばい傾向であるため、預かり保育の利用も横ばいと見込んでいます。引き続き受入体制の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (延べ利用人数)	764 人	744 人	759 人	770 人	790 人
量の見込み(施設数)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
②確保方策 (延べ利用人数)	764 人	744 人	759 人	770 人	790 人
② - ①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

13 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

対象年齢:就学前の子ども

急な病気でこども園などが利用できないお子さんを一時的に預かり、保育・看護する事業で、委託する病院併設の保育施設で実施します。

現状

本町では、令和6（2024）年4月時点で、1か所で実施しており、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、一時期休止となったこともあり、延べ利用人数は極端に減少しました。令和5（2023）年度以降、少しずつ利用が増えてきています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用人数	7人	4人	7人	28人	28人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

今後の方針

- 利用者の大きな増減はないと見込んでいます。事業の周知に努めるとともに、2018（平成30）年度から病児・病後児保育を実施している町内の京都岡本記念病院で今後も継続して確保を図ります。また、対象年齢の拡大を今後の研究課題とします。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (延べ利用人数)	28人	28人	28人	28人	28人
量の見込み(施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策 (延べ利用人数)	28人	28人	28人	28人	28人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

14 放課後児童健全育成事業(仲よし学級)

対象年齢:小学校1年生から6年生まで

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学していることにも対し、放課後等に生活指導及び適切な遊びを実施し、こどもの安全と心身の健全な育成を図ります。

現状

本町では、令和6（2024）年4月時点で、御牧校区、佐山校区、東角校区の3校区各1か所で開催しており、令和5（2023）年度の利用者数は200人となっています。利用者数は校区によりややばらつきはありますが、おおむね増加の傾向にあること、共働き家庭が増加しており、今後も利用ニーズが高まることが考えられるため、適切な利用量と環境づくりを推進します。

■実績値

(1) 御牧校区 (御牧仲よし学級)	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数	42人	32人	46人	49人	46人
1年生	8人	11人	14人	12人	10人
2年生	11人	7人	13人	14人	11人
3年生	7人	6人	5人	11人	12人
4年生	14人	3人	6人	6人	10人
5年生	0人	5人	2人	5人	1人
6年生	2人	0人	6人	1人	2人

(2) 佐山校区 (佐山仲よし学級)	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数	79人	77人	79人	86人	85人
1年生	28人	29人	24人	27人	23人
2年生	17人	22人	25人	24人	28人
3年生	19人	13人	17人	21人	19人
4年生	10人	9人	7人	10人	13人
5年生	4人	4人	5人	2人	1人
6年生	1人	0人	1人	2人	1人

(3) 東角校区 (東角仲よし学級)	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
利用者数	59人	65人	63人	65人	67人
1年生	21人	23人	25人	24人	20人
2年生	16人	21人	23人	21人	23人
3年生	9人	12人	9人	15人	18人
4年生	11人	5人	4人	5人	5人
5年生	1人	4人	1人	0人	1人
6年生	1人	0人	1人	0人	0人

今後の方針

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、放課後等に仲よし学級で生活指導及び適切な遊びを通して、こどもの安全と心身の健全な育成を図ります。

■量の見込みと確保方策

(1) 御牧校区 (御牧仲よし学級)	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用者数)	56人	60人	62人	61人	62人
1年生	11人	12人	12人	13人	14人
2年生	12人	13人	13人	12人	13人
3年生	11人	12人	13人	14人	14人
4年生	15人	14人	14人	13人	12人
5年生	4人	5人	5人	5人	5人
6年生	3人	4人	5人	4人	4人
②確保方策 (利用者数)	56人	60人	62人	61人	62人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 佐山校区 (佐山仲よし学級)	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用者数)	92人	91人	90人	90人	89人
1年生	23人	21人	18人	19人	19人
2年生	28人	27人	25人	22人	23人
3年生	18人	21人	24人	26人	25人
4年生	17人	14人	16人	16人	16人
5年生	4人	6人	5人	5人	4人
6年生	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策 (利用者数)	92人	91人	90人	90人	89人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 東角校区 (東角仲よし学級)	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用者数)	71人	77人	79人	78人	80人
1年生	21人	21人	20人	21人	22人
2年生	25人	27人	27人	25人	27人
3年生	15人	17人	19人	19人	18人
4年生	7人	7人	8人	9人	9人
5年生	2人	4人	3人	3人	3人
6年生	1人	1人	2人	1人	1人
②確保方策 (利用者数)	71人	77人	79人	78人	80人
② - ①	0人	0人	0人	0人	0人

15 産後ケア事業

対象年齢：出産後1年未満の産婦

産後の母子に対し、助産師等が専門的な視点から心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。宿泊（ショートステイ）型、通所（デイケア）型、訪問型があり、それぞれ適切なサービスを提供しています。

現状

令和4（2022）年度から実施をしており、宿泊型を中心に延べ利用人数は増加しています。

■実績値

	実績値				見込値
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児数	97人	85人	80人	85人	82人
延べ利用者数			44人	72人	57人

今後の方針

- 希望される産婦が利用できるよう、事業の周知と受入体制の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児推計	82人	87人	92人	97人	103人
①量の見込み（延べ利用者数）	58人	63人	67人	72人	77人
②確保方策（延べ利用者数）	58人	63人	67人	72人	77人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

16 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

対象年齢:生後6か月～3歳未満(未就園)

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

今後の方針

- 利用を希望する方が利用できるよう、令和7年度中に制度の実施について検討し、令和8(2026)年度からの実施をめざします。

■量の見込みと確保方策

	計画値				
	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み(延べ利用者数)		6人	6人	6人	6人
0歳		2人	2人	2人	2人
1歳		2人	2人	2人	2人
2歳		2人	2人	2人	2人
②確保方策(延べ利用者数)		6人	6人	6人	6人
0歳		2人	2人	2人	2人
1歳		2人	2人	2人	2人
2歳		2人	2人	2人	2人
② - ①		0人	0人	0人	0人

※なお、令和8(2026)年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます

17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、認定こども園等に支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。今後の制度動向等に注視しながら、必要に応じて、事業を検討・調整します。

18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育所、小規模保育事業、こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援を行う事業です。現在、民間事業者の参入の予定はありませんが、必要に応じて実施を検討します。

第6節 その他の基本的な取組

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本町では、就学前教育の充実を図るため、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ町立のこども園を運営しています。こども園では、すべてのこどもに良質な環境を保障し、「遊び」を通して、小学校での「学び」の基礎となる力が身につくよう、教育・保育活動を進めています。

加えて、乳幼児期から義務教育終了までの15年間（0歳～15歳）を見通し、「久御山学園」として、園小中一貫教育を実施し、将来、町を担うこどもたちを町ぐるみで育てる取組を進めています。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により、新たに設置された子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、町が保護者のかわりに利用施設に費用を支払う法定代理受領の実施や保護者がいったん全額を支払い、その後申請して払い戻しを受ける償還払いを年1回以上するなど、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進

第1節 住民や関係団体、企業等との連携

こどもの育ちや子育て家庭を社会全体で見守り、支援するためには、行政をはじめ、教育・保育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めた地域社会全体の連携が必要です。

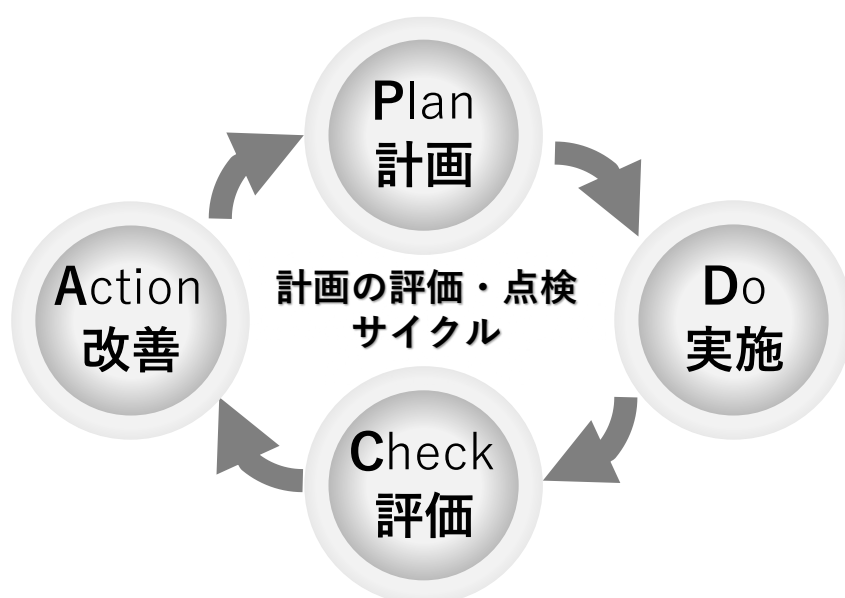
本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、行政、事業所等それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

また、計画の内容について町広報紙等様々な方法で住民等の理解を深めるとともに、地域で子育てをする気運の醸成、子育てと仕事の両立や働きやすい職場づくり等に取り組み、子育てしやすいまちづくりを推進します。

第2節 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「久御山町子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料編

資料 1 計画の策定経過

年度	月 日	主な検討事項等
令和5年度 (2023)	6月5日(月)	令和5年度第1回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 第3期子ども・子育て支援プラン策定のスケジュールについて
	10月20日(金)	令和5年度第2回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 第3期子ども・子育て支援プラン策定に係る基礎調査について
	1月8日(月)～ 1月19日(金)	●二十歳のつどいアンケートの実施 (対象：令和5(2023)年度に20歳になった若者)
	2月13日(火)～ 2月29日(木)	●「久御山町こども計画」策定のためのアンケート調査の実施 (対象：就学前児童保護者、小学生保護者)
	3月22日(金)	令和5年度第3回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 第3期子ども・子育て支援プラン策定に係る基礎調査について (速報値報告)
令和6年度 (2024)	6月13日(木)～ 6月28日(金)	●久御山町子どもの生活実態調査(アンケート調査)の実施 (対象：小学5・6年生、中学1～3年生)
	7月29日(月)～ 8月9日(金)	●町政モニターアンケートの実施 (対象：20歳以上の町民)
	8月1日(木)	令和6年度第1回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 (1) 第3期子ども・子育て支援プラン策定に係る基礎調査 結果報告について (2) 第3期子ども・子育て支援プラン策定に係る重点事項 について
	10月11日(金)	令和6年度第2回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 久御山町こども計画骨子案について
	12月13日(金)	令和6年度第3回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 久御山町こども計画(案)中間報告について
	1月29日(水)～ 2月26日(水)	パブリックコメントの実施
	2月28日(金)	令和6年度第4回 久御山町子ども・子育て会議 【議事】 久御山町こども計画パブリックコメント実施結果について

資料2 久御山町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、久御山町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年久御山町条例第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料3 久御山町子ども・子育て会議 委員名簿

R5：【任期】令和5（2023）年4月1日～令和7（2025）年3月31日

R6：【任期】令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日

（敬称略）

区分		氏名	所属・役職等	備考
1号	学識経験者	藤井 茂樹	大阪体育大学教育学部 特任教授	R5・R6
		塘 利枝子	同志社女子大学現代社会学部 教授	R5・R6
2号	団体推薦者	寺井 美紀	商工会女性部 監事	R5・R6
3号	従事者	村田 礼子	とうずみこども園 園長	R5・R6
		岡本 泰典	東角小学校 校長	R5・R6
		土井 浩之	山城北保健所福祉課 課長	R5・R6
		寺川 麻依子	NPOひと・まち・ジャンクション 勤務	R5・R6
4号	保護者	後田 篤志	みまきこども園PTA 会長	R5
		松村 理恵	久御山町PTA連絡協議会 会長	R5
		日野 真由美	子育てサークルさくらんぼ	R5・R6
		田井 知佳	さやまこども園PTA	R6
		政田美音子	久御山町PTA連絡協議会 会長	R6
5号	その他	松宮 梓	民生児童委員協議会 主任児童委員	R5・R6
		石原 勝利	社会福祉協議会 事務局長	R5
		清本 浩司	社会福祉協議会 事務局長	R6

久御山町こども計画

令和7年3月

発 行 久御山町 民生部 子育て支援課

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL : 075-631-9904

0774-45-3905 (直通)

FAX : 075-632-5933

